

ふたつとやー ふたばの松はいろいろ
三がい松ツハハかづさ山一上總山
みいつとやー みなさん子供衆は樂遊び
らくあそび 穴市こまどり羽根を突くー
羽根を突く。

とか、又

おん東京橋 なんなん中橋
おつや十六 大振り袖よ。

また、

本丁二丁目の絲屋の娘

姉は二十一

妹ははたち

と、江戸の繁華を手鞠唄にとり入る頃となつて、全国的に發達した。

上野藤岡あたりの手鞠唄には、

おほたんや ことんや ささたや
しもたや 既橋うたさま

しまぶに腰かけ ころんでひやくあく

ころんで二百 ころんで三ひやく

こは酒井藩が上州既橋に采地をたまはつた當時の手鞠唄であつた。同所にはこの外、江戸と共通の手鞠唄

いろは前達 伊せ伊せまゐる

いせの長者のまがり木の下で 七ツ小女郎がしつ子をうんで

うむにやうまれず おろすにやおりず

といふのも唄はれた。また『見聞愚案』(山口の観音、椿山の條下)によれば、寶曆の頃、江戸及び川越にて歌

ふ手鞠唄に、

鎌倉にのぼる道に 椿うゑてそだてて

日がてれば 涼みどころ

雨の夜はやどり木云々

といふのがあつた。この椿山は江戸より西南にあたり、野老澤などへの通路あつたので、その頃東海道を旅するものは必ずここを通つたので、かかる手鞠唄を生じたのであらう。以上掲記せる如く、手鞠は鞠唄の發達と、その面目躍如たる弾力性が認められ下に突かるるやうになつて、これ等の鞠唄には替唄が出て流行歌となつた。京都に於いて上梓されたその鞠唄集の種類には、『甲の年新見世役者名寄手鞠唄』、名代龜谷桑之丞、座本嵐七三郎、中村福藏、(『甲の歳顔見世花 西の芝居手鞠唄』、座本嵐七三郎)、(『北東の芝居手鞠唄 浪花梅魁』、名代布袋屋梅之丞、座

本早雲長太夫、(『丑の年北側手鞠唄』、早雲長太夫座、布袋屋梅之丞)、(『辰の年四條南側顔見世役者名寄』、早雲長太夫座、布袋屋梅之丞)、(『辰の年四條南側顔見世役者名寄』、早雲長太夫座、布袋屋梅之丞)、(『忠臣藏、忠臣講釋役者名寄手鞠唄』、『京・大阪顔見世女中けはひ道具』による)、(『當狂言役者名寄、北條時頼記大切錦帯橋手鞠唄』等はいづれも役者連の顔見世興行のつと上梓されたもので、その唄ひ出しと終りにはトントントンといふ手鞠拍子がおかれたのが特色であつた。

方今では手鞠といへば何れもゴム鞠と思ふもののみであるが、『守貞漫稿』によると、大・中・小三種の手鞠があり、孰れも五彩の蠶絲を持つて捲き飾り、中心には蛤貝もしくは砂利をいれ、貝殻の外には鉛管を持つて包み、更に眞錦で外包みをし、その表を五彩の絹絲にて捲く、大なるは直徑五・六寸より小なるは七・八分、この七・八分の手鞠を京阪にてはカンマ手鞠といふ。

以上の如き経路を辿つて近古時代より今日に至るまで遊戯的性質を持続しえたのは、因襲的因循生活に當面し來つた女兒にとつて、唯一の運動を主眼とせる點にあつた。文化の變遷によつて現代ゴムマリ時代となりとくに既に絲鞠の時代は忘却されてしまつたが、遊戯的性質は存続され、方今では唯だ單に手にて突く働作以外、突く度び如に左右の足を上げて足を潛らしむる方法が行はるるやうになつた。

第十章 雜 遊

一 笹舟 笹舟は篠舟ともいはれ、笹の葉の頭を五分ほど表に折り返して、中心をせまく左右を少しく豎に割き、割き目と割き目とをさし通すと、立派に玩具の形體が調へられ、主として兒女や兒童の遊びとして、鎌倉時代には存在してゐた。

『夫木集』に、

うなゐ子が流れに浮くる笹舟の

泊りは冬の氷なりけり

と源仲正の句が所載されてあるのをみると、鎌倉時代には既にかうした遊戯が兒童の生活圈内にあつたのといふ前説を否みえないと思ふ。『詞林採葉集』に、「神無月をば、出雲の國には神在月とも神月ともいふ、我朝の諸神參集り給ふ故なり、其神在の浦に神々來臨の時、小童の作れる如くなる笹舟上に浮ぶ事不可三又算と數。」とあれば局部的遊びではなく、全國的に行はれてゐたのであらう。現在でも決して廢滅せず、局部的に遊事せられつつあるのをみると、その永續性の久しいのに喫驚を禁じえない。

二 土なぶり 土に親しむは自然の原理に基づくのであるが、兒童が銀砂や土をもつて堤を築いたり、墜道を作つたり、あるひは小池を作り、小石を敷ならべ、小家等を作る戯れを土なぶりといふ。こは兒童が大人の日常に於ける模倣遊戯で、これが別名を砂遊びといひ、唐の太宗は土城竹馬兒童之樂トシヤウチヤウバシヤウマシヤウノラクと稱したといふから、西紀六二七年以來すでに唐にはかかる遊戯が小兒の生活圏内にあつたのであらう。

『法華經方便品』に、

童兒戲聚_レ砂成_二佛堵_一是諸人等皆已成_二佛道_一。

と調破されてゐる。然るを土いぢりするといつてまゝ小兒を叱る親だちをみうけるが、自然は土に還へらねばならぬ人間のことであるから、幼にして土に親しむのは宗教的見地よりいへば、とりもなほさず佛果を得てゐるといひうるのである。

この遊戯は俗説によれば唐の玄宗と楊貴妃とが、未央の宮の前で土なぶりをなしたのによつて、遊事の端が發せらるるに至つたのであるといふ。是否はとにかく日本に於いてもはるか上代よりかかる遊事は兒童の生活圏内にあつたのであらうと思ふが、それは單なる想像であつてこれを確證すべき遊事例のあるを知らない。

しかし鎌倉時代には確かに兒童の遊戯圏内に現存してゐた。かの傑僧日蓮が善日磨といつた幼年時代、假初めにも鳥を捕へたり、蟲をとつたり、魚釣りをしたりして殺生を愉しむことなく、常に物を憐み、生を愛しむ心深く、土を捏ねては塔の象を作り、砂を蒐めては佛の像を描くを愉しむとしたといふことが『御一代記』にみえてゐるから、前説をいなみえないと思ふ。かく日蓮上人がその幼少時代における假初めの遊びに土あそびを好んだとい

へば『法華經方便品』の説にある如く、上人は幼にしてすでに佛果をえてゐたのであつた。これが徳川氏時代に至つて、俳諧の取材となるに至つた。

まるをどり腹の機嫌をとりどりに

あやし土をふむや幼ない 季 吟

北村季吟が二十九歳の吟であるから、寛文十二年の作吟であつた。彼に依つてかく詩化されたのをみても土あそびの起因はかなり古るい存在であるといへよう。

第十一章 連歌賭博

當期の遊戯的特徴の一に數へらるる連歌は、和歌の三十一文字を半分づつ作り合ふ技巧的文學で、一首の生み捨てに止まらず、長句につれて短句を作り、その短句に更らに長句を加へて、長短交互に連続し、とど五十韻・百韻の連句となるのであつて、假りに一人が、

杉高く蟬なく森の梢かな

と、五・七・五の生み捨てを詠んだとすれば、次の一人が、

葉も夏草の咲くやこの花

と、七・七の句をつける。これを脇を附くるといひ、さらにこの句を下句として、他の者が、

おすすしやと思へば風の夕にて

と上句を詠むのであつて、このさい第三句と第二句との間には連絡のあるのは必須條件とされてゐるが、第一句と第三句とは能ふ限り連繫せぬ句でなければならぬ。さて第三者が如上の如く「おすすしやと思へば風の夕にて」と詠んだ結果、第二者の附けた短句を中心として茲に二首の長歌が構成されることとなる。

おすすしやと思へば風の夕にて

葉も夏草の咲くや此の頃

杉高く蟬啼く森の梢かな

葉も夏草の咲くや此の頃

しかしそれでゐて、第一句と第二句とは飽くまで獨立してゐるのである。かくて次に、

山水よりや月はいづらん

秋の來る道はいづくとしられぬに

空に聲ある雁の一行

我いそぐきぬたを人のまた打ちて

さとはそなたの入合のかね

散ればとて花にはなどや歸るらん

山かつなれば春も惜ます

薪いふねりその永日も暮て

かつらはいかにしらぬさをひめ

春日野はいかきの藤やかかるやん

かしまが崎を越ゆる浦波

又はこふ御つきの船のかちとりて

水をおもてに月やいづらん
今宵しる日かずも秋の半ばなる

わき目に近き萩の上風

白露の古郷に又玉しきて

金をさむる山はくらまか

かく長短交互に連続し、五十韻・百韻の連句となすを遊戯的特徴とする。以上引例せる連句は全譽・定改・教濟・定阿・崇永・圓惠・禪嚴・周阿・成阿・盛理・道明・有長等によつて『平野法樂』の折り催されたもので、如何に取材に苦心し、新鮮なる自然味が豊かに採り入れられつつあるかを認めうると思ふ。かかる文學的傾向は和歌の單調なるに倦みつつあつた世人の迎合に値ひし、絶大なる人氣を獲得し凡そ文學を嗜むほどの者で、この連歌の圏内に駛らぬ者はなかつた。

かく連歌が支那の連句に模して五十韻・百韻の鎖連歌が行はるるやうになつたのは、當期以降の試みでそれ以前の連歌は筑羽の神詠、日本武尊が甲斐の酒折の宮にて、

通比波理、都久婆袁須疑豆、伊久用加泥都流。

と詠ませたるを。

迦賀那倍豆、用通波許許能用、比通波登袁加衰。

と火燒の翁が續けられたるを初め、連歌は長歌を半分づつ作り合ふ技巧だつたので、『八雲御抄』にも、昔は五

十韻百韻とつづくることはなし、ただ上の句にても下の句にても、いひかければ、いまながらをつける也。今のやうに付る事は中頃よりの事なり。といはれてゐる。」されば従つて上代の勅撰集に連歌の部が設けられた例は全くなく『金葉集』の時に始めて連歌の部が設けられたのであつた。

その後勅撰になつた『八雲御抄』によるも後世の如く五十韻乃至百韻と綴り續けられた連歌は全然存在しないのであつた。思ふに『萬葉』に於ける連歌の形體によつて隱密に行はるるに至つたのであらう。要するに『筑羽問答』に、後鳥羽院建保の頃よりしろくろまたいろいろの賦しものをり連歌を定家卿・家隆卿などに召され侍りしより百韻などにも侍るにや」とあれば、建保時代より初めて連歌の面目を躍如たらしむるに至つたのであらう。

その後建治二年鎌倉藤谷において、冷泉爲相卿によつて、本式目が作らるるに至り、さらに公安五年に後普光園攝政がそれを書き改めて『新式目追加』と號した。ついで文和五年に二條良基の命によつて連歌師教濟が『筑波集』を撰し、さらに應安二年に同卿が『新式目』を作らるるに至つて、茲に和歌の領域より脱して連歌の圏内に駛るに至つたものは、二條良基・宗切・善阿・心致等であつた。かくして應仁年間に宗祇出で、普賢寺基通の命によつて『新撰筑羽集』が編まれるに至つた。かくて彼は連歌をもつて一家をなし、此の道の棟梁をもつて任じ、世俗彼を目して宗匠と呼び或は花下と稱せらるるに至つた。

花下とは宗祇の撰せる『筑羽集』の、眞字序に僧正慈遍が、或詠花下或嘯前之輩とあり、さらに『普光園』の序に、代代のひじりの御門も撰集にくはへ、家家の道をえたる人も式目を作つて、久しく雲の上のもてあそび、花のもとのはふれとなれり。とあるによつて花下と稱せらるるに至つたのであるといふ。

此の頃夢窗國師が圓寂の後西芳精舎の花下にて、百韻の連下があつた折に、

花や夢散はうつつの名残かな

と、二品親王が夢窗國師追想の哀吟をもせられたといふ。

しかし、その以前連歌は上述せるが如く純真なる藝術としての存在のみでなく、連歌をもつて博戯化するに至つたのであつた。

『建武二年二條河原落書』甲子夜話所載に、

此比都にはやるもの

召人 早馬 虚騒動

俄大名 迷者

本領はなる訴訟人

追従 讒人 禪律僧

野討 強盜 謀論旨

生頸 還俗 自由出家

安堵 恩賞 虚事

書入れたる細葛

下克上する成出物

器用堪否沙汰もなく

もるる人なき決斷所

きつけぬ冠上のきず

持もならはぬ笏持ちて

内裏はじまり珍らしや

賢者がほなる傳奏は

われもわれもとみゆれども

巧みなりける詐は

おろかなるにはおとるらん

爲中美物にあきみちて

また板帽子ゆがめつつ

氣色めきたる京侍

たそがれ時になりぬれば

うかれてあるく色好み

いくそはくそやかすしれず

内裏をかみと名づけたる

人の妻頼のうかれ女は

よそのみる目も心地あし

尾羽をれゆかんえせ小鷹

手毎に誰もすゑたれば

鳥とることはさらになし

鉛作りの大刀

大刀より大きにこしらへて

前さがりにぞ指ほらぬ

ばさら扇の五ツ骨

ひろましやせ馬薄小袖

日錢賃の古具足

關東武士のかゆ出仕

下衆上蕩のきはもなく

大口きる美精ごのみ

鎧道垂なほ捨ず

弓も引きえぬ犬追物

落馬矢數にまさりけり

誰は師匠となけれども

遍にはやる小笠かけ

こと新らしき風情なり

京鎌倉をこきまぜて

一座そろはぬえせ連歌

在在所の歌連歌

點者にならぬ人はなき

譜第非成の差別なく

自由狼藉の世界なり

大田樂は關東の
 田樂はなほはやるなり
 鎌倉釣りに有る鹿と
 町ごとに立つ籬屋は
 幕引きまはす役所頼
 諸人の敷地さだまらず
 去年火災の空地
 たまたまのころ家家は
 非職兵杖はやりつつ
 花山桃林さびしくて
 四夷をしづめし鎌倉の
 只品有りし武士もみな
 朝に牛馬を飼ながら
 左右およばぬ事ぞかし
 過分昇進するもあり
 仰いで信をとるばかり

ほろぶるものといひながら
 茶番十柱の寄合も
 都はいとど倍増しぬ
 荒涼五門板三枚
 その數しれず滿滿たり
 半作の家これ多し
 くそ桶こそなりにけれ
 點定められて置きざりぬ
 路次の禮儀いまはなし
 牛馬花洛に遍滿す
 右大將家の掟より
 なめんたらり今はなる
 夕に賞せる功臣は
 させる忠功なけれども
 さだめて損ぞあるらんと
 天下一統めづらしや

御代に生きてさまさまの

事をしきくは不思議國

京童の口づさみ

十分一ぞもらすなり

此の落書にもあるごとく京・鎌倉をこきまぜて、連歌の點者にならぬ者なしといはるるほどであるから、後世俳諧に於ける三笠附・冠附の如く全く博戯化さるるに至つたのは藝術の一大汚點であつた。『徒然艸』に、

何阿彌たぶとかや連歌しける法師の行願寺のほとりに有けるが、ある庭に夜更けるまで連歌して只獨りかへりけるに、小川のはたにて、我かひおける犬の主をしりて飛付たるを、猫またと心得おそれ、驚きて小川にころび入りて叫びたるを、家々より出て抱きおこしたれば、連歌の賭とりて扇小宮なんどふところに持たる水に入める。

とある。『徒然草』は後村上天皇の御宇の人、兼行法師の著であるから、建武二年より距ること僅か數年に過ぎぬのであるが、いかに鎌倉時代より室町時代にかけて、連歌賭博が上下一般に行はれつつあつたかを想像しうる事と思ふ。

近 古 史 (二) 室町時代

第一章 時代概説

遊戯史上室町時代を劃するものは、(普通國史では延暦元年足利尊氏が南朝の勢力と拮抗する政策から、京都に幕府を移してより延徳二年足利義昭が織田信長の爲め幽閉せらるるまでの百五十四年間を指すのであるが)、足利尊氏が京都に幕府を建設せる以降、慶長八年徳川家康の江戸入府の以前までを、室町時代と稱するのであつて、室町時代の名は三代將軍義滿が天授四年花第を室町に構へたるより特に此の名が撰まれたのであつた。

足利尊氏は恣のままに征夷大將軍を僭稱し、まづ部將を會して幕府を置くべき地を京・鎌倉の何れにすべきかを議した。彼は武人の庶出であり、而も源氏の末流として、當然鎌倉に幕府を置き、東北武士の衆望を負ふべきではあつたが、公家及び畿内武士の勢力を輕視しえぬ事情から、南朝の勢力を抑壓する政治上、彼自らの希待及び東國武士の熱望に反して京都に幕府^註を置く事に決した。

註。室町幕府の組織は大體鎌倉幕府に倣ひ、管領侍所・所司・國持衆・引附衆・武者頭・政所・問註所・奉行等を設け、

建武三年貞永式目に倣つて建武式目を定め、これによつて將士を治めようとしたが、部下の豪族中その勢力の大なる者は、ともすれば將軍に抗する氣勢があつたので、希待に反する事多かつた。

尊氏は入京と同時に光明院を擁して賊名を避くる方便とした。世にこれを吉野朝廷といひ、以後吉野と京都に分れて公武の確執は實に七十五年の久しきに亙り、此の間南朝の忠臣、新田・和田・長和・菊地・楠の一族は殆ど戦歿した。

南北兩朝の妥協が辛うじて出来上つたのは、明德九年で、公武の合體は不完全ながらもこの年漸く融合する事をえた。従つて義滿將軍の僭上も亦この頃に根ざされたのであつた。彼の僭上はその上の藤原道長・平清盛にまさるとも劣らなかつた。ある時は禁中に一殿を作り、これを小御所と號して彼が入朝せる時の休息所となした。彼が一度び参内するや、公卿以下こぞつて階を下り跪いて彼を拜したばかりか、彼を呼ぶに公方と僭稱した。公方とはもと公家の義であるにもかかはらず、彼以來公方は將軍の別稱となるに至つた。

建武四年には和漢に於ける珍器珍材を蒐めて、北山に三層樓閣を築造し、その壁柱に黄金を鑲め壁間に金箔をはいて美觀を極めたので、時人はこれを金閣と呼んだ。これに要した黄金は實に百萬貫の巨額だつたといはる。金閣の三面は池であつて、池中には九山八海石を配し、そふるに麋鹿を花木の間に放つて築庭界に範を垂れた。かかる僭上と豪華の極つひに財政上の破綻を生じ、明に使ひして永樂錢の救助を仰ぎ、明王より國王の僭稱を受けるに至つた。要するに室町家の榮耀はこの時に限られ、他日の衰微を呈する遠因は實に茲に根ざされてゐたのであつた。

應永六年十月十五日、大内義弘の擧兵以來世を擧げて呪ふべき大亂が醸し出された。その結果として多年の統一政治は破綻となり、つひに群雄の割據時代となつて、弱者逼塞・强者跳梁の多難なる戰國時代の招來となつた。當期の文化は鎌倉時代に狂熱の流行をみた田樂が猿樂能の大勢と衝突して、漸次衰退し、田樂法師が自家自營の爲め街道進出に移るに至れるほか、上杉憲實が、金澤文庫を修復して足利學校を再興したこと、應永以後世をあげて呪ふべき戰禍に災された京都は紛亂の巷となり、公卿離散して文學はいたく衰運を辿るに至つたが、はしなくも禪僧によつて五山文字が形成された。五山派文學の特徴は支那文化を移入し、これを消化してわが文化とするにあつた。宋元の詩文・程朱・性理の學があまねく普及された結果として、謡曲・狂言・草子等新たなる國民文學の擡頭となつた。しかし戰亂の影響として文學的傾向乃至思想は頗る隱棲的となつた。作品の多くは軍記物語で、『太平記』、『増鏡』の如きは、いづれも史實を根據として文學的色彩をほどこしたものであつた。以上の文化と密接なる關係を有する遊戯的特徴は、東山義政の風流韻事によつて齎されたる、插花・茶・香道・盆山・盆石・盆繪等で、應永の戰禍の爲め一時中止を餘儀なくせしめられたものは、放鷹・蹴鞠等であり、平安朝時代を特色づけた物合の大部分は衰滅してしまつた。

第二章 茶 道

茶の名目は日本の古代には存在してゐなかつた。『木の芽説』の傳ふところによれば、嵯峨帝の弘仁二年（西紀八一一年）に、近江の國に行幸あそばされ、滋賀・韓崎などを巡幸あそばされたるみぎり、近隣の寺院に渡らせられし折り、梵釋寺の永忠大僧正が手づから茶を煮て奉つたところ、帝はいみじき事に思召され、その水無月に五箇の津を初め、近江・丹波・播磨などの國國に茶の樹の移植を奨励されたのが茶の始原であるといふ。しかし、これには異説をなすものがある、『凌雲集』に、

帝春宮の御方にわたらせおはしましける時、又冬嗣の大將の閑院にみゆき（御幸）ありしときなど、これ（茶）を翫ぶさまに作らせ給へりし、御文もはやうみゆれば近江のみゆきより事はしまれるにはあらず、その頃はやや世に用ひそめたりしこととしられたり。然らずして、いまだ世に此の味ひはしる人なき頃ならんには公に召し給ふもの限あり、いかでか御幸の道にてゆくりなくこしめさするやうあらん。又ここに植いとむ事もはじまりたらずば、俄かにその種をしかじかしておほやけに召し給はんともおほせ給はばかし、されば國史にしるされたる事をはじめとのみ思ふは、よくも思ひたどらぬなりけり。

とあるが如く、嵯峨帝の近江行幸以前に茶を喫む事の因襲はあつたのであるといふ。これが嵯峨帝の茶趣味と

待つて、總て全國的にもはやさるるに至つた。

以來明惠上人や葉山僧正や榮西禪師によつて、喫茶の式法などもそれぞれ研究されてゐたやうであるが、はるか後代の後醍醐天皇の時代にはひつて、茶道は漸く儀禮的形式を備へ、茶の會の試みが公卿や殿上人の間にしばしば行はれるやうになつた。

しかしその茶會は茶をめづるのではなく、席上に珍器を連ねたり、あるひは酒肴などを設けて、本茶と非茶とを判じもつて勝負を決するのであつた。本茶とは椀尾の茶をいひ、非茶とは本茶に非らざる他國産の茶の稱である。當時代は建武の中興をみたのも束の間、再び武人の天下觀が現出されて、武家と公卿とは榮枯地をかへた時の事であるから、すべての豪華は武人の上にあつめらるる事となつた。あだかも香に於ける如く佐佐木道譽はしばしば茶會を催し盛饌を設け沈香・麝香・沙金・絹布・鎧大刀等を賭物になして大いに勝負を競ひ、さらにこれをその茶席に侍る田樂法師あるひは白拍子などに投げ與へるといふ風であつたが、鎌倉時代を過ぎて東山義政の時世となるに至り、かれの茶人めいた風流韻事は晩年東山に退隱のち東求堂といへる茶室（四疊半）を作り、これに同仁齋と名づけ、しばしば茶宴を設けて茶の品質を論じ、同氣相求むる同朋眞能及び奈良稱名寺の僧侶珠光等の如き茶の通人を座右に侍べらしむるに至つて式法も亦定まるに至つた。

註。茶室は、小座敷又は數寄屋といふ。離座敷であつて、四疊半・四疊・三疊・二疊等があり、家内の一部を割して、茶室となすをかこひといひ、茶室には軸物あるひは花生などを備へ、窓より光線をとり、冬季は爐を設け、その位置により、向ひ爐又隅爐等の稱がある。客の出入口を潜り口といひ、主人の出入する箇所を勝手口又茶立口等といふ。

かくて當期に至り、組香の式にならひ、四種十服の茶といふものが行はるるに至つた。いふところの四種十服の茶とは、茶三種を各々四包とし、それを一服づつとつて試み、のこりの九服に更に茶一種を加へて喫むのであつてこれを四種十服の茶といひ、三種式の茶・貢茶等ともいふ。また茶三種を三服に包んでそのいづれをも試みず、さらに一服を加へて、十服となし、最初にたつるを一として、次二・三と定めて出す式もあつた。これを無試茶といふ。つまり回茶・貢茶のたとへは顔回は一を聞いて十を知り、子貢は一を聞いて二を知るといふ因縁に基づくのであるといふ。

臺子は東山義政に仕へた殊光がその式を定めたのであつて、のち織田信長・豊臣秀吉の時代に至り、諸大名初め士・農・工・商に至るまで茶の湯あるひは茶會を催さぬ者はなかつた。就中秀吉が天正十五年北野に於て茶湯の會を催し、高札を京・奈良等に建てて諸國より茶に秀でた茶人を召集したので、名器を持つて北野に參會する者頗る多く、これを一一各所の茶席に待らしめて、毎日これを巡覽して茶を飲み廻つたといふ。これに刺激されたのは有名な事實であつた。彼はもと堺の市人で、茶事を眞能の末流たる北向道陳と、殊光の流を受けた武野紹鷗とに學び、諸家の式法を參酌して、独自の式法を案出したのであつた。後世利休を以て茶道の中興の祖となすに至つたのは決していはれなしとはいはれないのであつた。

利休門よりは古田織部正重勝や織田有樂軒長益また藪内紹智・細川忠興等の秀才が輩出した。重勝の如きは後世徳川秀忠(二代將軍)の師範となり、時人より茶ノ和尚と呼ばれたのは、茶は元禪家茶湯の式法より出でたも

のであるから、その師匠格たるものを和尚と號したのであらう。彼の門より出でた秀才小堀政一は三代家光の師範となり、彼は片桐石見守貞昌、茶法を桑山宗佐に學ぶともいひ、或は利久若しくは小堀又一に學ぶともいはる。その外船越吉勝・多賀左近の二人があつて、政一と共に茶家の宗匠となり、利久の孫宗旦に至り、その子孫分れて三派となつた。すなはち二子宗佐は表流といひ、三子宗寶を裏流、季子宗守を武者小路流といひ、重勝の流を織部と稱し、政一の流を遠州と號し、紹智の流を藪内流といひ、貞昌の流を石州と稱するに至つた。

第三章 煎茶

點茶について徳川室町時代の末期に擡頭せる煎茶は支那の庵茶に模し點茶を加味したもので、『茶經』に、有_二鴨茶、散茶、末茶、餅茶_一者乃研、乃熱、乃煬、乃舂、貯_二於瓶缶之中_一、以_レ湯沃_レ焉、謂_二之庵茶_一、と見え、茶を沸湯の中に入れて、その香氣の發するを待つて飲用する風習は、唐宋の時代すでに盛んに行はれてゐた。わが國にあつても弘仁六年四月嵯峨天皇が近江の國を御巡幸のみぎり滋賀韓崎の常福寺に於いて、永忠大僧都が手づから茶を煎じて奉つた事が『類聚國史』にみえてゐるから、煎茶法が古來より行はれつゝあつたのを否みえないが、しかし煎茶を以て遊戯化し、水品・擇芽・煎法等を發展せしめ、その幽雅・簡素を宗とするところより文人・墨客に玩ばるるに至つたのは近世の事であつた。

煎茶の中興は肥前蓮池の人、芝山賣茶翁（號を遊外居士といふ）で、彼によつて清風雅趣の煎茶法が大いに流行をみるに至つた。

煎茶には文人茶と俗人茶とがあつた。文人茶が茶飯清事の眞趣を宗として淡泊なるに甘んずるに反して、俗人茶はこの清事淡泊の意味を解せざるばかりか、清戲簡潔の古意を忘却し、とかく點茶家の茶法をてらふ風を生じたるため、かかる徒輩に俗人茶の稱呼が冠せられたのであつて、文人茶は『茶經』の九の卷にいへる如く、七廢

の別趣を存して、茶の風韻常に十倍すべしの信條を堅く守つて、飲むべき場所と時とを論じ、また宜輟とて一人品を論じ、よし不學なりとも、脫俗の風韻ある人は茶趣にかなへりとなして、これを茶友となすに決して吝でなかつた。

餘事は措いて煎茶法の秘鑰は、水品を第一とした。茶は水の神なり、水は茶の體なり、水にあらざればその神を顯する與はずとは煎茶家の唱ふる motto であつた。東坡が煎茶の詩に、痛惜藏書篋、堅留待_二雪天_一といへるは、徒らに文雅の言を述べたのであつて、雪水や雨水が煎茶に好適でないことは『五雜俎』に、閩人苦_二山泉難_一得、多用_二雨水_一其味不_レ及_二山泉_一、而清過_レ之、然自_レ准而北、雨水苦_レ黑、不堪_レ烹_レ茶。と論難されてあるばかりか、雪水や雨水には塵泥浮床の恐れあるところより、あまり煎茶用として用ひられず、山泉の水を最とし、江河長流の中流を流るる水を次位とし、井水をこれに次ぐとしたやうであるが、鹽氣・金氣・濁水ならざるを撰み、汲みたるの水を活水と稱し、時刻を経たるを死水と稱してゐた。

古來名水としてあまねく人口に膾炙されたものは、京洛では賀茂の御手濯川・祇園下の菊水・吉田の明星水・京二條の飛鳥井・大炊御門南の少將の井戸・四條烏丸の手水井・西洞院三條通りの柳之井・佐女中通り醒ヶ井・武者小路新町の常盤井・一條堀川の清和水と晴明水・油の小路の杜鵑井等はいづれも傳説に富んだ名水で、洛外大阪附近では天王寺西門の含坂井・新清水寺下の在栖清水・難波村の柳之井・南瓦町の波水・内久寶寺町の愛宕・御城内の黄金水・淀川の長流水等で、關東では玉川の淨水を以て最上とした。この玉川の水品が如何に江戸の煎茶家に愛好されたかといふに、享和の頃、三谷橋の八百善へある食通が兩輩打つて出かけ、茶漬飯を注文

したところ、半日ほど経て辛うじて香のものと煎茶の土瓶とを出した。香の物は春には珍しい瓜・茄子の粕漬を切交ぜにしてあつたが、茶漬を食ひ終つて價を聞くと大枚一兩二分といふ方外の高値、いかに珍しい香の物とはいへあまり途法もない高値といふかと、亭主の曰く、香の物の値はともかく、煎茶の代こそ高値であると答へた。そのわけ如何となれば茶は極上上でも一瓶へ半斤は入らぬものであるが、茶に合つた水はこの近所には全くない爲め、玉川まで早飛脚で汲みにつかはしたる故、この運賃が莫大なる爲め高値なり、と答へたといふ挿話がある。折ふし煎茶の流昌時代だつたので、かかる珍話も事實あつたのであつた。『寛天見聞記』

水品について重んじられたのは擇芽であつた。煎茶は支那の『茶經』その他に煎法を學べる結果、煎茶家は唐茶を重んじ、邦茶を輕視した感がないではなかつた。唐茶の重なるものは、蘭茶（珠蘭茶といひ、その香氣蘭の如しといはれ、唐茶中の珍品といはれた）。松羅は蘇州閭門の産にして桃巖石舟の選せるものであるといふ。武夷は、武夷の白茶と稱し、色黒く白き微が吹き出で、その茶味も前二者より遙か下品なりといはれる。唐茶に次ぐ邦茶は宇治の花橘を第一位とし、空生（大和）。清見（駿河）。服部（伊賀）。河越（武州）。仙靈（播州栗賀生蓮華寺産靈玄院法皇の勅名）。木葉・薄葉（越州高尾山）。草山・高泉寺・明石（丹後の産）。足久保（駿州の産）。吉野茶（和州の産）。北山茶（和州の産）。川俣茶（勢州の産）。高野茶（紀州の産）。日向茶（疏茶）。完粟茶（播州の産）。カナコシキ（豫州宇麻郡の産）。相樂茶（肥前の産）。筑後茶（筑後の産）。輪違（濃州の産）。葉室（城州醍醐の産）等で、何れの産茶にも葉茶・莖茶の二種のほか、葉莖相半するものもあつたが、氣味薄く頗る下品だつたので煎茶家には用ひられなかつた。

これ等の茶を磁甕または錫の壺などに收貯し、紙を以て密封するを收藏といひ、吳許次の『竹茶疏』に、收藏宜用磁甕大容二二十斤、四圍厚箬中則貯茶、須極燥極新、專供此事、久乃愈佳、不必歲易茶、須築實、仍用厚箬、填緊甕口、再加以箬、以眞皮紙一包之、以苧麻緊札、厭以大新磚、勿令微風得入、可接新。とあるに習ひ、わが國でも磁甕に茶を收貯する風を生じたのであつた。但し久藏の茶は新茶と折中して壺中に納め、堅く封密し、霖雨の折にはとかく濕潤になり勝なる故、快晴を待つて焙爐の文火にて焙茶する。この焙茶法は『茶史』に、夏至後三日、焙一次、秋分三日、焙一次、一陽後三日又焙之等とみえてゐる。

さて水品・煎芽・收藏の常識について必要とされるのは湯候である。およそ煎茶を嗜むほどの者が湯候を知悉しないとすれば、煎茶家たるの資格なしといつても決して過言ではない。點茶にあつては湯は老爛するほどよいといはれてゐるが、如何なる古釜でも際限なく老爛すれば鐵氣を生じるところより、老湯は生氣を失ふといはれ、『茶經』にも老湯三沸の法を説いてその候、始めは茶瓶・茶壺いづれにても先づ微微の音を出す、蟹眼・散布等の序次あり、中間には四邊泉の涌が如く、珠の連ぬるに似、終は騰波鼓波、ここに至りて水の性消ゆ、これ茶を煮る節也。と湯候のなほざりにせざるべきが説述してあるほどであるから、湯候を輕視する事は煎茶法を無視したと同様である。もし湯候を輕視し老爛すれば、上品の茶も凡種となるは争はれぬ事實である。古來この湯候を論じた論客は多數に存在するが、いづれも初沸魚眼二沸連珠三沸波騰に準擧したもののみであつた。

さて煎茶法はまづ匙竹を以て茶を瓶に移す（煎茶の分量は水一合に茶五分）。而して後ち湯を汲み入れる。但し鑑茶は塵泥を去る爲め、溫湯を汲み入れて茶葉を洗ひ、のち熱湯を汲み入れて熟候を待つ。しかし上製の茶は清

韻を脱するゆゑ茶葉を洗はぬこととする。また濃茶を嗜む者は以上の分量に適宜の増量をなしても差支ないが、要は茶品によつて濃・淡の手心をなすべきで、とかく色味の濃厚に過ぎたものは清韻が失はれ勝ちである。茶は茶飲の節度を保てば悒鬱を散じ、腎臓を益すといはれてゐるが、これを過飲すると暗中の害ありといはれてゐる。廬同の茶歌に、

一椀喉潤二椀破三孤悶三椀披四枯腸唯有三文字五千卷。

と詠へるは、茶飲の節に適ひたるものであるが、この詩の續句に、四椀に及んで輕汗を發し、五椀肌骨清く、六椀仙靈に通じ、七椀に至つて喫しえず、唯兩腋習習として清風の生ずるを覺ゆ、蓬萊山何處にあるを知らず。に至りては大醉の迷言といはざるをえない。

以上序述し來りたる煎茶知識のほか、煎茶家にとつて必須缺くべからざるものは煎茶具である。煎茶家は點茶家と異なり、清趣淡雅を宗としたが、左記の二十四目の煎茶具を度外視することは出来なかつた。

風爐

涼爐ともいひ、風の便よき所に持ち出で、風を透して茶を煮るところよりこの名がある。その製品には銅・鐵・泥の三様があるが、形體は一様でない。

急須

「茶經」いふところの雪洞にして、コロンに火を用ひたる後、これを以て覆へば、灰爐などの騰散する憂ひなし。湯沸しも急須もも同一であつたが、瀉茶の流行後二物となつたといはれる。その名稱の起因は、「石山齋茶具圖譜」に、急尾燒とあるところより起つたといふ説もある。最近支那の移入になり、廣東急燒・寶珠形等特に名高く、この外朝鮮形・南轆形・廣口等が移入されたが、寶曆の頃京の建仁寺町の陶工三文字屋七兵衛といふ人が

樓杓 熟盃 昏水 交床 茶盒 茶甌 茶葉 春布 漆方 建水 茶合 竹夾 長盆 茶器板

唐製に模してやがて逸作を出すやうになつた。

ふくべ又は梨材等にて作れるもあり、又竹の節ある所を底として、竹の柄を取りつけたものもある。

漉したる水を貯ふる故に「茶經」には蒸盆とある。

水罐ともいふ。銅製あるひは磁製のものもある。

竹根あるひは蓮房などにて製られたものもある。

茶を貯ふる具、錫・磁等にて製らるる。

「茶經」には茶鍾とあり、その他茶杯・茶盞・茶盤・吸香などに綴られ、その形體、大小一様ならず。

「茶具圖贊」には、漆彫秘閣とある。

春は薄にて編みたるもの、茶椀五枚を入るるを限度とす。

巾・受汗 拭巾・茶籠等に綴られ、麻あるひは布を用ふ。その幅三四寸、必ず二枚を備へておく。

四方に製したるゆゑ洋方の名がある。

茶碗を洗ひたる水をこぼす器、「茶經」には滌水とある。銅磁あるひは曲物などで製られる。

その形體が四角形であるところより滌方といはれた。高遊外の創見になるもの、竹の節を一つかけて二つ割としたもの。茶をいれる時、茶の分量をはかるに用ひる。

滾湯を攪拌する用具。竹もしくは木にて作る。木製は兩頭を銀にてつつむ。竹筋は急須より茶滓を挟み出すもの。

茶盃・茶盤などと綴られ、用材、形體共に一様ならず。

「茶經」には一片版耳とある。こは諸器物を並べ置くものにて、寸法は茶寮の廣狹によつて相違するが、大抵長

涼布

き三尺、幅一尺二・三寸を限度とする。
 涼布とは、その用途を異にし、湯沸しの手の熱い時など、是を用ひて握るのであるから、茶家は常にこれを懐中してゐることにした。

風爐臺

燒座ともいふ。

水甕

水缸ともいふ。常に水甕において客前の眺めとせざるより、大小形状等は各人の好みに従ふ。

水羅

『法苑珠林』に、漉袋とある。

卓櫃

四本の柱ありて上下に板あり、風爐・茶碗・茶入れなどを入れる用具、観音開きのない素欄は間板・禁架などと

いふ。

提籃

遊山の折などに茶具へ切を入れてゆく籠。蔴藤などにて作り、内に涼爐・急燒・茶鍾・茶注・茶托子・火箸・吹筒・炭などを取組んで持つて行き到る處にて茶を煮るに至便なる具。

等を必備品とした。

ところで此の煎茶を本格的に遊戯化したのは元和・寛永頃よりで、その頃は煎茶家の間には煎茶會なるものが盛んに行はるるやうになつた。これは煎茶會の元祖六々山人の創案になるもので、煎茶會には酒店・飯店を設け、これを三亭または三店といつた。

酒店は四疊半造りで、酒を燗むる圍爐裡、床板なしの膳部の室に板棚・違棚を釣り、床を設け、床飾りには初座・且座と稱して懸物を二度懸けかへる。但し初座の時に書軸を以てすれば、後座の且座には繪軸を懸るを作法

とした。且座とはとりもなほさず茶の湯の後座といふ意味合で、相容の參集の調ひたる時、豫め飾りつけてある木魚を打つて客一同を案内し、主人出迎へて酒何獻まゐるべきやと問ひ、假に二獻給はるべしと挨拶あれば、客一同より式出物を主に渡す。但し式出物を豫め用意せざる者は退座する。かくて主人勝手に入り、酒肴の支度を調べ、時分をはかつて鉦を叩く、客一同鉦の音を合圖として手水をつかひ、手を清めて酒店に入る。主人出迎へて酒肴の相伴をする(且座の時は主人は相伴しない定めとなつてゐた)。

二獻の時は、小廣蓋物、七色ほどを盛りて出す。

且座の時は、吸物を出す。(但し且座は前後合せて二獻なるゆゑ、吸物並び肴を出し、酒を數回出す)。

三獻と特に好みある時は、吸物一、鉢盛の鱈一を出す。

且座の時は、硯蓋物(五色ばかり盛形として出す)。前後合せて三獻出す。

但し九獻以上は酒を出さぬ定めとし、この席上客より式出物を受けるのは、追而の返禮にあはんことをいふ爲めであつた。

かくて初座の酒肴を出し終るや、主人はそのまま勝手に下り、飯座の支度に取りかかる。

飯店は長四疊・主疊一疊二坪あまり折廻しの通ひ土間を設け、ここに食事の爲めの湯釜が圍爐裡にかけられてゐる。勝手には賄所がある。しかし床の設けはなく、客疊四疊の壁附に一尺五寸の板棚・袋戸・違棚等を設け、琴・三味線・笛・尺八等の樂器、香爐・香具・懸香・薰物等を飾りつける。鳴物を好む人は酒店の且座へでも、酒店の初座へでも隨意に持參して自由に翫ぶ事を許されてゐた。但し香具のみは此處以外の他店へは絶対に持出

す事を嚴禁されてゐた。

飯店の準備が萬遺漏なく調ふを待つて、拍子木を打つ、客一同手を洗ひ清めて飯店に入る。主人は客一同が酒店を出終るを待つて、初座の酒肴を取かたづけ、席を清掃して時季にそつた掛物と懸かへる。

酒店より飯店に移れる客一同は、主人に出迎へられた時、改めて飯代の式出物を主人に手渡す。飯店に於ける茶数は酒店の獻數に準じて茶数を定める。酒二獻の會の時は一汁二菜・酒三獻の會は一汁三菜・酒四獻の會は一汁四菜といつた風に以下酒九獻までこれに準じる。但し香の物も茶數に入り、膳を用ひず、飯臺にて供する事になつてゐた。

かくて客一同の飯終るや、主人は膳部を急ぎ取りかたづけ茶店に移る。

茶店は長さは五疊、外に主疊三尺四方の入側に茶を煮る風爐を据え、灰爐・水流し・茶具の入袋戸棚を設け、床は九尺、一間は疊、三尺は板木、これへ青土佐紙を貼りつけ、懸花入れの折釘を高低三本打ちつけて置く。次間の長さは四疊一間、土間に上り口を設け、二本障子とし、床飾りには初座は立華あるひは抛入れ等風情めかして生け飾る。

且座の折は客花と稱して花筒あるひは花瓶を客の人數だけ備へて置き、客より花盆の所望ある時、主人より時季の花を取りそろへ、花盆に花鉢み・水指・手拭等を取りそろへて出す。また床脇には圍碁・將棋の盤に駒箱を添へて並べて置く。

かくて茶店の準備とどこほりなく調ふを待つて、主人は知らせの板を打つて客一同を茶店に招じる。案内の板

音を合圖に客一同飯店を出で、手を洗いで茶店に入る。主人出迎への時、客一同より例の如く式出物を送る。式出物を受け納めて主人は勝手に入る。

かくて初めて本格的な茶會となるのであつて、茶會の初めに袖引といふ菓子に盛り箸を添へて茶席の中央に出す。この茶菓は且座の節、客一同の歸るまで置据えとするのは、これを祝儀とする爲めである。茶菓子の數、茶の服數はすべて酒店に於ける酒の獻數に準じる。さて茶店の菓子、茶初座の分を形如く出し終るや、主人は且座の支度を調べ、鉦を鳴して客一同を且座に招く、客一同鉦を合圖に茶店を出で、手を洗いで酒店の且座に入り、懸物の懸けなほりたるを見て賞玩し、且座の酒を祝ひて遊ぶ。主人は且座の酒の相伴をなさず、茶店に戻り、茶店に於ける且座の支度にとりかかり、支度を調べ終つて板木を打ち、客一同を茶店の且座に招く。客一同板木の鳴るを聞いて酒店を出で、形の如く手を洗いで茶店の且座に入る。主人は今度は客の相伴をする。時によつて麥茶・黒大豆茶・陳皮茶・枸杞茶・葱冬茶の類を取り交せて供することもあるが、これは別儀の茶といひ、老人などの集まりたる會に出す作前で、普通は七服茶・九服茶などと限られてゐた。

この茶會の備しには當時の文人・墨客が擧つて參集し、頗る盛會を極めたが、この道の風流は清楚なるを宗とするにあるので、服装の如きも上下を着用せず、隠人の衣服を着するを禮としてゐた。

これが遙か後年に至つて鬪茶式と遊戯的形式を代へるに至つた。鬪茶は唐ではこれを茗戰といひ、盛んに文人・墨客の間に玩ばれ、唐庚の『鬪茶の記』范希文の鬪茶歌等があつて、その盛事時代を想像するに難くないが、わが國の鬪茶式はそれ等の遊戯的形式を踏襲したのではなく、香合の式に凝らへて案出されたのであつて、當時そ

の盛大なる流行をみたる結果、これを世人は茶歌舞伎と呼んだほどであった。

茲に闘茶式を序述するにあつて、その豫備知識として闘茶の通例から順次本題に及ぶこととしよう。凡そ闘茶の茶を煮るには水一合に茶の目一錢目を定量とする。従つて十人ならばこの十倍を要するわけである。次に茶釜は必ず黒色を用ひる。これは茶色の辨別を困難ならしむる爲めであつて、試に出す茶を明試といひ、その後茶釜を隠して飲ましむるを暗指といひ、式上茶を出す人を茶主といひ、式茶を煮出す人を明府といひ、茶飲連中を班列と稱し、札を牌といひ、勝負を第品と唱へ、記録役を録事、勝は勝、負は劣といふ。

さて闘茶の集會を催さんと欲せば、まづ出客に此のよしを報知する。報に接したる同志の人人は、各々茶一品づつを携帯して参集し、携帯せる茶を明府の人に授ける。人数は十人を以て限度とし、以下八人・六人・四人・二人といづれも偶數とし、茶一品を人数により通例の如く掛目を定め紙に包んで、その中に茶名と茶主の名もしくは號を書きつけ、これを疊摺に入れ、人数だけ茶包終つてのちそれを混ぜ、次序を亂してその中の一包を取り出し煎じ出す。是れを左一と定め、次に出すを右一と定む。都合二品を班列が喫し終つて、左よしと思ひたる時は、左の牌、右と思へば右の牌を出す。但しいづれも牌の左右の文字が見えざるやう下に伏せて出す。班列一同終つて録事一開き、記録し、左袒多き方を勝ちと定め、抹を引くのである。いまその記録の式法を示せば、

闘茶 第 品 記

左 一勝 朝日山 茶主 某

某某 某某 某某

右 一劣 棟堂 茶主 某

某某 某

支干月日

於某小亭小集
明府 某

とする。この闘茶式は前述の如く、香合の式より案出されたもので、初めは明試三盞のち暗指三盞、都合六盞としたのは、六盞は仙露に通じるといふ、迷信によつて名づけられたので、明試三盞・暗指三盞の闘茶式は、

茶三品 一二三 各二囊づつ以上六囊。

右三品の茶量目は、人数によつて定め、二囊づつに作り、初めに一・二・三と斷つて煮出し、班列一同に飲ましめ、終つてのち一・二・三のしるし書きをかくし書した三囊を序を亂して打ち混ぜ、煎じ出し、班列飲み終つて牌を打ち、當りたるを勝とする。

牌は三つの折居を出して一・二・三の書附をし、牌を納め、後取り出して録事に記録させる。

牌の表には龍焙・鳳團・露芽・雪花・清神・通仙・素濤・白雲・雲脚・仙掌と以上十名を書し、牌の裏には一・二・三と書きつけ牌三通都合三十枚を作り一客三枚づつとし、十客分とする。

この通仙式闘茶法のほか玉川式といふ闘茶法があつた。玉川式は盧同が詩に七盞不得喫といへるに因み、明試を三盞とし暗指を四盞とし、うち一盞は明試になきもの、つまり未だ喫せざる一盞を含むより、これを玉川式

と呼んだ。

茶四品一三四二三四三三四客一四

以上明試三品を煎し出して班列の飲み終るを待ち、暗指四種の順序を亂して、いづれからなり煎し出す。諸客飲み終り、明試なき茶を味ひ當てし者を勝ちとするのであつて、この玉川式の時は牌は一客に一・二・三牌の外客の牌一枚都合四牌づつを渡すによつて、十客なれば四十牌となる。

この鬪茶式より多少遊戯的形式を變改して新たに誕生したのが品茶會だつた。

品茶はその品茶標に雪・月・花・竹の四字銘を用ひたのは、宋代に雪・月・花・竹を四婢姪と呼んだのに因んだのであつて、鬪茶式に用ひる牌を品茶式では陰狐牌といひ、雪・月・花・竹各一字を表記せる四枚の札裏には一の字を記せる札四枚、これを上客の入れ札として渡し、同じ四枚の札裏に二の字を記した札四枚を次客に渡す、以下十客までこれに倣ふ。

かくて最初に雪・月・花の三字を蓋上に書した知方筒三箇に既濟茶（試めしに用ふる茶）三種を詰め、これを順次三煎して座客一同に飲ましめ、茶品の風味を覚えしめ、次に雪・月・花・竹の四字を一字づつ蓋裏に記してある未分筒に、先きに試した茶三種と別の一種、都合四種の茶を詰め、筒の順序を亂して第一品を煎し出し、座客の飲み終りたる時、蓋裏に一・二・三・四と記してある四箇の陰狐牌の内の一の牌をまづ上客の前に主人より出す。上客は先きの試茶といまの第一煎とを比較して、これと思ひたる牌一枚を陰狐牌に挿込みこれを次客に送る。次客これに倣ひ、座客一巡して、第二煎・第三煎・第四煎に至る。この四種の茶を未濟茶といひ、四種の煎

茶を飲みあてたるを得全といひ、竹・月・花・雪に朱點する定めになつてゐた。

かくのごとく煎茶は點茶を凌ぐほど文人・墨客によつて玩ばれたが、その後茶の宗匠の統轄する點茶法が一絲亂れず流行を持續し、社界の上層階級に根強く楔づけられていつたのに反して、文人茶は江戸時代を極盛期として次第に衰道を辿るに至つた。

第四章 插花

茶道と併立して茶花とその名を譲られた插花は、當期に於ける遊戯的特徴の一つで、これが遊戯的使命は花卉・草木の自然なる姿勢を花器に生けて、自然美を表現するにあるはいふまでもない。その名稱たる生花なる語は花を生けるところより生じたのであつて、生花はもと佛前の供華に起因して遊戯的生命を獲得したのであつた。供華は釋尊が佛に供養したるを以て盪觴とし、この風習は轉て支那に移り、唐・宋の時代には供華より一新生面を開拓し瓶花の風が大に行はるるに至つた。かの袁中郎の『瓶史』・屠本峻の『瓶史月表』・張謙徳の『瓶花譜』などは孰れも瓶花の極盛時代に上梓されたものであつて、これ等の瓶花法が後年日本の插花界に裨益したのはいふまでもない事實であつた。

日本に於ける供華の盪觴は聖徳太子が靈夢によつて、西方天竺の靈山の景色を瓶に生ける事を會得され、のち供華の秘法を小野妹子（のち剃髮して専務と號した、いはゆる池坊の第一世）に皆傳したまひ、供華の事を掌どらしめたるによるといはれる。かかれば聖徳太子時代以降、插花は専ら涅槃會などの折に供華され來つたに過ぎないのであつたが、遙か後代の平安朝時代に至り、供華の領域より新たなる遊戯的生命を開拓して節會の折などに四季それぞれの花卉・草木が、生花として生け試みらるることとなつた。

『西宮記』九月九日宴の條に、

延長四年九月九日裝束如正月七日、但當御帳前之最屋左右柱裏一盛一采菓一向外著之、以金瓶一插菊花一置一
黒塗臺机一以紐結著。

とあるによれば、平安朝時代にはその限られたる領域を擴大してやがて來るべき插花の爛熟時代を現出すべき準備時代に到達せるものといひうるであらう。従つて當期に於ける插花法なるものは後世行はるるに至つた立華・投入・活花の如く、花卉・草木の自然美をそのまま生け活さうとする技巧、いはゆる插花の根蒂たる虚にして虚にあらす、實にして實にあらざる形體に、插花といふ一つの形が組成さるる態のものではなく、ただ雜然と花を花瓶に挿したといふ無技巧なる表現形式に基づいて行はれたのであつた。これは單なる推測や想像をもつてして而かく斷定するのではなく、事實插花の基本形式が確固たるものでなかつたと斷定しうるゆゑは、清少納言の『枕の草子』に、

かうらんのもとに、あをきかめの大なるすへて、さくらのいみじくおもしろきえだ五尺ばかりなるを、いと
おほくさしたれば（下略）。

と、あるによるも當時の插花法なるものが、如何に幼稚きはまる拙技であつたかを彷彿しうる事と思ふ。これが遙か後代の室町時代の中期、東山義滿の治世時代となるに及んで、插花はその本來の面目たる花姿と花器との調和によつて陰陽の表現區劃が定めらるるに至り、茲に插花の隆昌時代が現出され、香道・茶道と並んで風流の三副對とたたへられ、その寂のあるすさびは香・茶を凌ぐとまで激賞された。従つて插花に堪能なる者は頗る多

45. 43. 41. 39. 37. 35. 33. 31. 29. 27. 25. 23. 21. 19. 17. 15.
 陰の方の事 中央の花の事 はぎうの花の事 序破急の事 花くづすやうの事 座敷の花の事 くわびんこみの事 四花とは木をなびけての事 三木とは松杉檜是立合せの事 十のきらひもの事 きしくづれの花の事 岩かけの花の事 立分の花の事 人をまつ花の事 七夕の花の事
 16. 18. 20. 22. 24. 26. 28. 30. 32. 34. 36. 38. 40. 42. 44. 46.
 佛寺の花の事 婿嫁とりの花の事 あひきやうの花の事 ふきわけの花の事 野わけの花の事 かふだての花の事 三びやうつがふ花の事 四草とは草葉四つ立の事 かふたてこみの事 香臺のおきやうの事 わが立たる花を人にいふてくづすやうの事 或は蔓のあるもの或は口のあるものの置様の事 祝言の枝の事 きやく人しやうくわんの花の事 禁花のこと 竹をきり水をあぐるやうの事

く輩出するに至つた。就中人皇百三代後花園天皇は松月堂の古流（弘仁年間に、南都元興寺の護明僧正が、插花の技を試みたるを、明恵上人がその花形を補ひ、南都西大寺の釋寂尊が花則を定めたる流）を究めたまひ、生花の花術に妙を得給ひ、寛正六年七月七日、宮中に置かせられて立華のいとなみを催され、天皇親しく一瓶を挿したまひたるが恒例となり、室町時代には七夕の花會なるものが盛んに催さるるに至り、當日公方家より禁裏へ花瓶に種種の草花を生けて進獻する慣習となつた。

一方東山流の流祖として知らるる東山義政の如きは、立華の秘法を後花園天皇より傳授せられたのであるといふ『挿花故實抄』。されば義政を中心として立華は盛大に行はれるに至り、侍臣相阿彌・富阿彌・殊光の如き名手の輩出をみ、更に武部三位法印・住友藏人・道筒齋・宣感應榮得・禪喜庵壽享・池坊專應等があひついで出でて、ほぼ當期に至つて基本花形の組成をみるに至つた。いま『仙傳抄』の插花目録によると、

1. 元服の花の事
2. 法師なりの花の事
3. 少人など申時の花の事
4. 出陣の花の事
5. わたましの花の事
6. きたうの花の事
7. 三ぐそくの花の事
8. 座敷の隅に花生る事
9. なげしの花の事
10. 遠棚の花の事
11. 作り花瓶の事
12. 橋の花の事
13. えんの花の事
14. 少人などの人をとどむる花の事

47. 藤に水あぐるやうの事
 48. 人の方へ花をおくる次第の事
 49. 祝言の花の事
 50. 四季のうつりの花の事
 51. 花のやまひの事
 52. 時の花を用ゆる事
 53. 棚の上には机を置ぬ事

等の基本花形が組成された。これによれば立華の基本花形はほぼ室町時代に形成されたものといへよう。しかしかく立華が一般花客の翫ぶところとなり逐次盛大なるに至つたが、當期は未だ流名を唱ふる者一人もなく、立華を以て専技としたものは池坊のみであつた。

ところで立華の基本花態とはそも如何なるものをさしていふかといふに、嶺・瀧・嶽の雄大なる自然の態容をさして然かいふのであつて、その挿法たるや至難複雑をきはめ、師匠を経るに非ざれば容易に會得しえざるものとされてゐるが、これを簡易に概説すると、九箇の役枝を基本として以下の花態を調整するにある。その役枝には眞・受・控・見越・副・流し・正眞・嗣・前置の名稱があり、これを斯道では七つ道具と稱してゐる。

かく立華は室町時代の中葉頃より桃山時代にかけて逐次隆昌となり、桃山時代の中期に至つて茶家者流の翫ぶところとなり、立華とは些さか趣きを異にせる抛入の法が案出された。

抛入は、豊公が小田原陣のみぎり、水無月の暑氣を凌ぎかねて、廊下のあたりに輿様の器を置き、これに水を湛へ、朝夕眺めてもつて涼を入るるよすがとしてゐた。或る日ふと前栽に咲き遅れた燕子花の漸く咲き残れるを見出て、利休にあれを生けよと命じた。命により利休は庭上に下り立ち指添の小柄を抜いて燕子花一莖に三、

四葉を取り添へて切り、小柄の下に一葉を結びつけ、立ちながら盥の中に投げ入れたところ、水の玉たばしりて花葉に止まりたる風情、涼氣一入なりしかば、いたく豊公の御氣色よく、賞譽されたるに始まるといはるる。ことの眞偽は兎に角利休の創見になる事は争はれぬ事實で、投入は立華の如く枝を矯めて挿入するとは異なり、生木・生花の自然なるままを傷めず、矯めず、船などに生けて壁などに掛け、その寂びたゆかしさを生け活かすのにある。従來立華の挿花法のみ行はれ來つた生花界は、この新奇なる試みにいたく眩惑され、茶家者流の如きは擧つてこれを眞似學ぶに至つた。由來利休は茶家を以てあまねく人口に膾炙されたる爲め、かかる創見も茶名の高名に患ひされて一向評判されなかつたのは、插花界に寄與せる功勞の上からみても氣の毒にたへないと思ふ。

當期は室町時代よりの遊戯的形式を踏襲した茶道も亦盛んに行はれたる結果、茶家より小堀遠江守政一の如き天性名譽の花術者が出でて遠州流の祖となり、あひついで片桐石見守貞正出でて石州流の開祖となり、古田織部正また古織部流の祖となるなど插花界は室町時代より一段の生彩を放つに至つた。かくて徳川氏時代に至るや、永年の泰平と市民の致富的生活の向上に伴ひ、生花は有福なる町民の子女が嫁入り資格の一つに數へられるに至つて益々隆昌に赴き義滿を祖とする東山流、利休を祖とする千家古流、袁中郎の『瓶史』に立脚して一派をなせる梨雲齋義想の宏道流、未生齋一甫を祖とする未生流、相阿彌を宗とする相阿彌流等がそれぞれ流派、流名を稱するに至るや、插花史上は曾つてなき繁榮を呈した。かく插花界の躍進的繁榮にともなひ、當期に至つて投入の法より分れて一新機軸を劃した活花が新たに勢力をえて、立華・抛入と共に三者並行はるることとなつた。

活花の特意は立華が枝條を屈曲する爲めに、釘もしくは針金をもつてするに反し、花留めにて枝幹を支持し、

枝幹の屈曲には絶體に器物を用ひぬこととされてゐた。この活花の手法は眞・持・出し・留めの三點にある。眞は即ち心で眞が悪しければ一體も屈して見苦しくなる。かるが故に眞を名づけて天といひ、持出しを地と稱し、留めをば人に象どるのであつて、これとりもなほさず天・地・人三才の理にほかならない等といはれてゐるが、要するに活花は陰と陽との表現形式によつて自然なる姿勢をいと巧妙に圖案化し、自然の美そのものを遺憾なきまでに發揮せしむるのに苦心が存するのであつて、普通行はるる活花の手法は撓めとくさびの二つによつて花姿の曲線美が構成さるるのであるが、花姿を一元に歸結せしめるには、まづ花姿と花器との融合、調和に留意し、次に花姿の花形を調へるにあつて、これを如何に調形すべきかに留意する。假令ば花姿によつて一本の枝にて眞と流枝のとれるもあり、また前流枝にも、内流枝にも、留流枝にも眞に附いた枝にて用ひらるる例もあり、一本にて眞に副、あるひは眞副などに用ひらるる枝もあり、時には流枝なれば一本にて控への枝、たすけの枝など別に挿すとしても、ほどよく附いたのもあるので、切らぬ前にこれは眞、これは流枝などと萬遺憾なく枝くばりに細心なる注意を拂ひ、かくて後ち小枝を切りとるべきで、要は自然の枝ぶりをそのまま風情めかして生け活すにあるから、徒らに活花の形式にとらはれ濫りに枝葉を切除せず、自らなる枝ぶりに矯めて、自然美の最高なる風姿を表現するを以て活花の根蒂となすにある。

以上序述せる如く立華・抛入・活花はその後併立して行はれ、現在では池坊生花を初めとして遠州流・古流・松月堂古流・相阿彌流・宏道流・未生流・石州流・遠山流・青山流などのほかにその傍系、分派を合する時は實に三百以上の夥しい家元の數が存在し、香道の衰道を辿れる今日茶道と並んで茶花と稱へられ、益々斯道を隆昌

ならしめてゐる。

因みにいふ、插花を拜見する作法は、まづ扇子をぬいて置き、靜靜と歩み寄つて間一間ほど隔てて坐し、兩手を突いて一禮し、手を突たるまままづ花臺・花瓶を拜見し、次に眞より行・草に注意して見下し拜見する。必ず傍と後を見るとき不作法があつてはならないと同時に、假初めにも水際が殊に御見事などで賞めてはならない。また主人より客側に插花の所望ある時は、客より所望重ねて御意に任すべし。と答禮する。但し上客がたつて辭退する時は、客中の堪能なる人が代はつてつとめることとする。かくて主人側より水次・花切・手拭・花生・薄板・鉢・針金などを盆に乗せて出し、客の圍へ入る前に豫め花生に水七・八分を湛へ床に備へて置く、客中立より入つて著坐するを待ち、花籠もしくは花盆などに花を入れて持參して所望するか、もしくは床へ直ちに持參して、右の方脇に寄せて置き、御慰みにと申して所望する。客挨拶ありてのち花を生ける。但し客花の心得として流枝は必ず勝手角柱へ向ふやうに生ける。生け上れば花臺とも床の中央に据えて、花道具を改め花容を改めて見なほし、散り花などを丁寧拾つて花籠もしくは花盆に納め、末座の主人に、はなはだ不手際にて御恥しい次第と挨拶する。主人それに對して答禮し、生けぶりを拜見して賞め、座を立ち退ぞいて一禮する。以上はひとり客への所望花に限らず、凡そ花を生けんと志すほどの者は居姿を正しくなし、假初めにも無作法なる生け方をせぬやう不斷に留意するを專一とする。

第五章 盆 山

盆石は鹿苑院、足利義滿によつて遊事の端が發せられたのであつた。義滿は藤原氏時代の寢室風なる建築(泉釣殿、對の屋を一枚に作る)なる建築にあきたらず、書院風の構造即ち各席はたの連絡によつて巧風構築せるもの最上の室を一段となし、之に床を一段高くす正面には違ひ棚・左方書院棚・座敷の隅に襖と障子、外部に接するところには明障子を用ひ、廣縁を設ける等、すべて宋朝風の摸倣ではあつたが、藤原朝時代の建築法からみれば確かに異彩あるものだつたに異ひなかつた。銀閣寺の如きは書院作り中の代表的建築であつた。したがつて築庭にも範を示した。西芳寺のごときは、花の高倉御所より林泉をば室町の第に移し竹亭になさうとしたほどの礙り性であるばかりか、庭砌の立石・泉水の翫びに礙り、相阿彌・能阿彌など當代の畫人をして風景を畫かせ、これによつて砂石をもつて山海の風景を席中の慰みとする事を思ひついで、茲に始めて盆石をもつて山水の風景を映すことが、義政の茶人めいた構想によつて企てられたのであつた。

盆石を立るには石の表を南とし、左を西・右を東・卯を北とする。石を盆の中央におくは眞の立やうであり、盆の中央より左や右に寄せて石を立つるのは略せる立やうであるといふ。略とは行と草との砂を略するのであり、盆の左・右何れの方に立つるにしても、七分・三分、前後四分・六分に立つるのである。

石の大きさは五寸ばかりより七寸位まで、高さ三寸より四寸位で自然石なれば、多少の大小にはかかはらないといはれる。作り物は死物と稱して斯道では用ひられない事になつてゐた。まづ石形は富士山の如き山形の形體せるものを第一とし、嶺嶽・市邑の備はつたものほど賞玩された。海山の石より谷川の石により多くの風情があるといはれる、又まはりをきつた石には裏に純子を張つて用ゆる。

『風早家』石の事の條に、

- 一 長さ七寸五、六分迄、高さ三寸五、六にて、不盡の景色を備へたるを最上とする也。
- 一 能石は、少々盆つきうらおもてをいはず、きずありても用る也。
- 一 難相ある石を不用也。

以上は風早家盆石の口傳とされてゐる。盆山に用ひる盆石の産地は相模(大磯の五色石)、上野(盆山石)、伊豫(盆山、同敷石)、丸子(盆山石)、京(中山石)、同(北山石)、紀伊(那智石)、出羽(鼠ヶ關石)等は古來より愛石家の賞翫おかざるものであつた。このほか名石として古來よりきこゆるものは、淺間山(京にありといふ)・末の杉山(京竝加賀の産といふ)・萬里江山(京の産)・盧山石(長嘯子の紀文ありといふ)・九山八海石(金閣寺にあり)・飛龍(土佐にあり)・残雪(京にあり)等は、およそ名石として知られ、盆石を翫ぶほどの人で知らぬものはなかつたといふ。

盆石に用ふる砂は、勢州涌濱・城州樂世山川・備中・備後(白砂・青・黒等)、大磯(青・白・紅・緑・茶)、小田原(五色)、常州等で、以上の中備後の白割砂は極優品とされ、同國三原帝釋山より所産さるといふ。この砂

の秘法は、『風早家』説によると。

- 一 砂は備後砂を三段にふるひわけて用ふる也。
 - 一 備後のあられ砂、いろいろにても用ゆる也。
 - 一 海石などの色替りもうちわくる也。
 - 一 床にても、或は平座にても、その石をおくところの面により、四季の差別あり。
- といはるる。此の砂は匙乃至は竹箸・羽箒やうの物にて静かに盆上に撒くのであつて、砂を置いてはそくそくと軽るく突いて、見立てよく布置するのである。

盆形は桂材をもつて最良とされてゐた。形體には長盆・くつ形盆・木瓜形盆・入角・丸盆形等であつて、桂盆また丸盆等は春慶あるひは栗色などに上質の漆にて美麗に塗り上げたものが到來物として用ひられた。

盆の大きさは、洲濱形は長さ一尺八寸、幅一尺六寸、縁を少少のこして中に窪みをつける。木瓜形は洲濱形と同じ、圓盆は徑緯一尺二寸、盆縁は一寸三分位にて盆足はつけぬこととしてゐた。桂盆は一尺二寸五分、幅九寸位にして、縁は極めて薄くなし、高さ一寸乃至一寸一分とし、歪に曲げて榊にてとぢる。これを春慶または栗色にて塗りあげ、木地目の現はれぬやうにするのであつて、贅澤なものになると金盆に唐蒔繪をほどこした物もあつたといふ。

足利氏時代には義政の風流に習うて盆山に親しむものが頗る多く自作の盆山を他家への進物として、季節の賀をのぶる者が多くあつた。これが恒例となつて徳川家時代に至つても、その風流なるたしなみは行はれてゐた。

『御湯殿の上の日記』に、

慶長三年十月十九日、四辻少將より、ぼんざんしん上申さる、一でうゐんどのよりもぼんざんまゐる。

とある。また『年山紀聞』に、奥州岩城の城主内藤左京亭義概朝臣は和歌を好み水戸藩邸へ度々参邸した。或る年江戸より岩城へ歸城なすにさいし、水戸領内村松山日高寺を一見し、別當の龍藏院に立寄りやすみたまふ折ふし、床上の盆石をみて、

志らざりき遠き境の海山も

手にとる石の上に見むとは

一首を詠じ、懷紙に書つけ龍藏院にみせられたのを、のち西山公、光圀の御覽にそなへたるところ、公、龍藏院にかはつて、

しらざりき遠き境のなさけをも

手にとる文の上のみんとは

御返歌あそばされたといふ。

但し、他所などより盆山をおくられたるとき、まづ座敷の中に入れ、床書院に据ゑるに際し、まづ盆山にうつらふふさはしき掛軸を後につけ、床前一尺ほどに据ゑるのであるといふ。また他家などにまぬかれ、盆山を拜見するには、まづ主人に一覽したしと挨拶をなし、許されて後、床前二尺ほど下り、砂の布置さては石のただすまひに心をつけ、みだりに石山を見越す如き不作法をなしてはならないといはれてゐる。

後世山水のただすまひを浅い箱のうちに移して、その技巧をめづる箱庭なるものは、この盆山によつて作らるるに至つたのであつた。

第六章 盆 繪

盆繪は盆山によつて創案さるるに至つた。『嬉遊笑覽』に、盆山よりまた盆繪は出たり。とあればもつて證となしうであらう。盆繪は客人を慰むるを目的とし、床の飾花に等しい風情があるのだつた。されば風流雅懐なる瓶びとして、やんごとなき人人の間に翫ばるるに至つた。盆石・盆山の如き手重い技と異ひ、簡単に春花・秋月・鳥獸・魚甲・人物・山水のありとあらゆるものが悉く彫物化しうる即興の遊事で、かつて盆山をもつて天地の自然をとり入れて觀賞した東山義政の創案になるものであつた。

『光悦正流盆畫獨稽古』に、

そのかみ東山殿義政ときこえさせたまひけるは、風雅ごと好ませ給ひて、此業すでにおこれるよし。

とあれば、義政の著想になつたには異論がないのである。彼はあるとき、風雅なる盆畫の戯れに興じ、床に飾つてあつた御具足櫃の蓋の上に琵琶の撥をもつて有合せの砂を用ひ、氣まぐれに切竹の繪様を畫かれたのに始まるといはれる。

かくて後年風雅に富める得友齋光悦（加能）が、此の砂畫に工夫を凝らし、備後砂を五色に染め、墨繪より花を一層美麗に著彩するに至つた。これ眞・行・草の筆のすさびになる花にまさるとも劣らざる艶かさであつた

ので、やがて世上に傳播するに至つて、一般的遊事となり、つひには兒女たちまで砂をもつて、文字や、花鳥・山水を畫くに至つた。

盆繪は盆山のごとく儀禮的ではないが、まづ盆繪をなすに際し、行儀正しく盆に向ひ左手を突き、靜かに地砂を敷き、盆の縁を指にて拭き、それより自分の想ふままの構想を圖様化するのであつて、盆繪中は假初めにも盆を動かしてはならない。砂の打ち方(敷くこと)が悪いつて、盆をぐるぐる廻したり盆の縁を指でこすつたりすることは大いに慎まねばならない。貴人、高位の方の前では別してかかる醜態を演ぜざるやう深重にも深重を心がけねばならない。一度砂を敷いた後へ二度目の砂を敷き重ねたりしないやうに、砂をすくひ取るとき、まへもつて十分分量を加減する必要がある。繪の隈どりは引口を暈すやうに軽く砂をはくのであつて、砂を敷き損ねたあとを撫で(二度敷く事)たりすると、畫様がわざとらしくなるばかりでなく、自然味が薄れ精彩味が失はれがちとなる。

地砂を敷くときは、盆の地肌が見えぬやうに、むらなく砂を敷き、水や波のたぐひはなるべく細かくひく方がいかにも寫實的であるといふ。砂は白浪(白き砂)・卯花(白砂)・浮船(空色)・青柳(萌黄)・山吹(黄色)・篝火(赤色)・空蟬(花色)・巻柱(栗色)・若紫(紫色)・初汐(水浅黄)・初音(茶色)・烏羽玉(黒色)・村雲(鼠色)・裏葉(薄黄色)・若緑(ロク青)・桃花(桃色)・遠山(櫻色)・朝日(緋色)・金花山(金砂)・玉蟲(群青)等であつて、いづれも『源氏』の名によそへられてゐた。

後世砂遊びといへば兒童か兒女たちの獨專的遊戯となつてしまつたが、舊幕時代の中期までは盆繪は風流なる

もてあそびとして、文人や雅人に賞翫されてゐた。

江戸末期に至つて、砂文字や砂畫を繪くのは大抵乞食のなりはひとなつた。

『嬉遊笑覽』に、

近頃ものもらひが、砂を手握りて、地上に書畫をかくものあり、是も安永の頃ありしとみえて、胴脈が針を供養といふ草子に砂を掴みて字を畫く法師ありといへり。

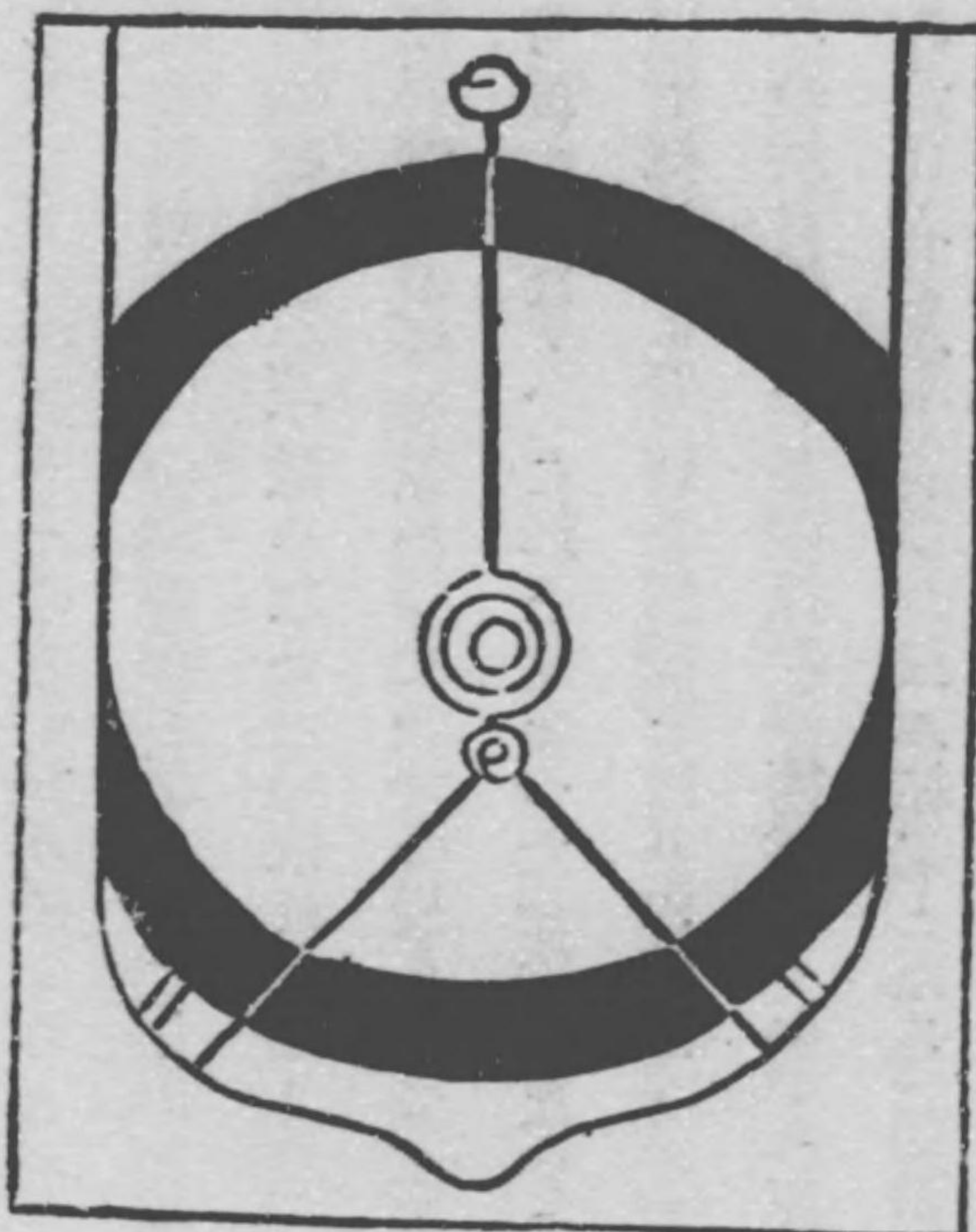
とあればもつて證となすに足るであらう。

第七章 楊弓

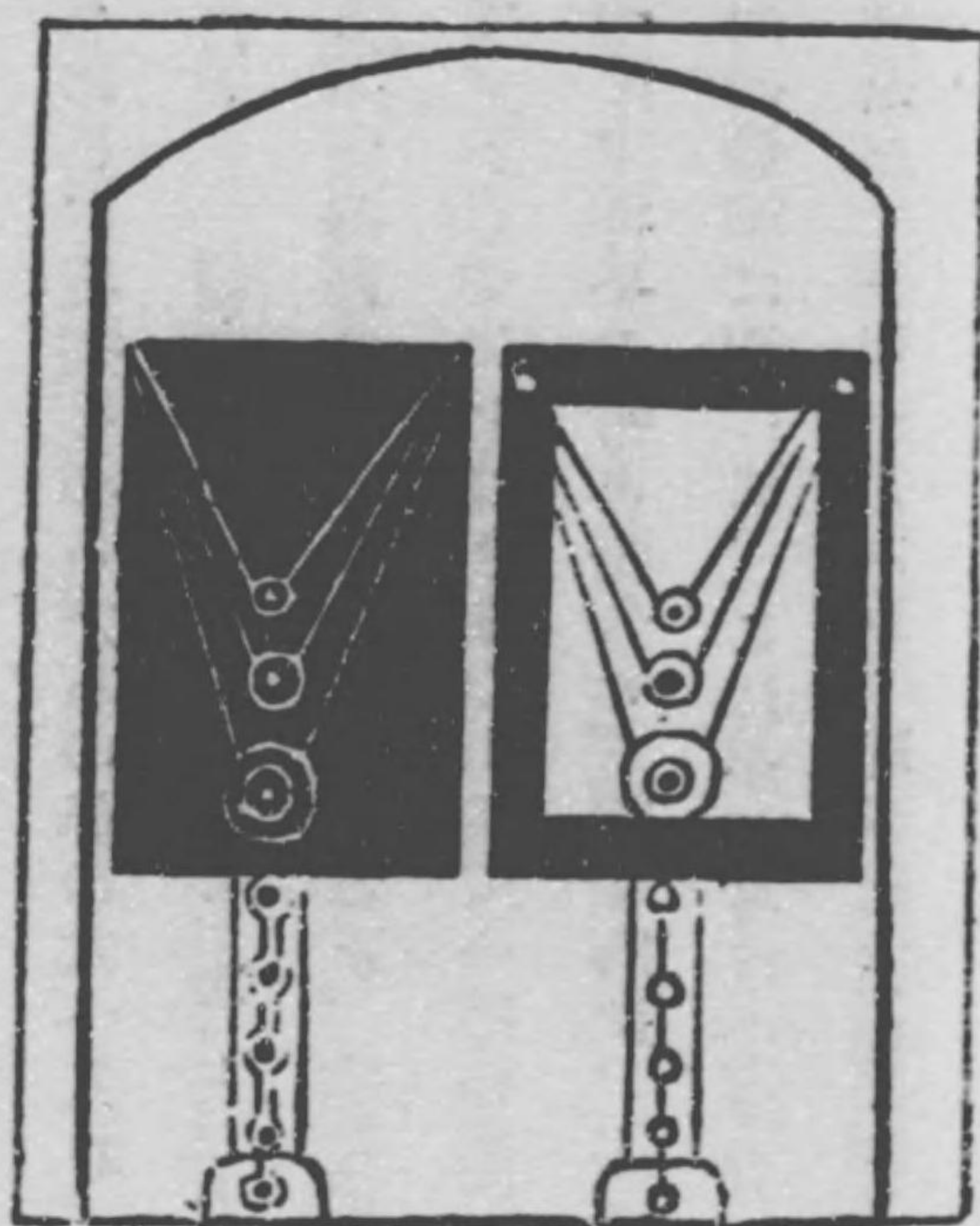
楊弓はもと唐の玄宗の寵妃楊貴妃が未央の宮の楊を截りてこれを弓とし、先液の芙蓉を矢になぞらへ、矢の羽の飛ぶを比翼の鳥にかたちどり、弓絃の連なれるを連理の枝にたくへて、未央の宮において玄宗と楊貴妃とが盛んに競射し愉しんだのを以て楊弓の始原となすといふ。『楊弓射禮逢矢抄』説。この説に『運歩色葉集』なども迎合してゐるが、喜多村信節氏は『嬉遊笑覽』において、「唐玄宗に始まるよしいへるは取るに足らず」と膠なく否定し去つてゐる。喜多村氏のいへる如く、唐の楊貴妃に始まるといふ説は全然根據のない説であるから信憑に價ひしないと思ふ。要するに楊弓は平安朝時代に盛大に遊事された小弓の衰退にともなひ、小弓の形式を踏襲して、新たに遊戯的生命を獲得したのであらう。この想像は次に掲記する楊弓の遊事的形式と小弓の遊事的形式とを對照すれば、楊弓は小弓より遊戯的方法を轉向せるものであるといふ筆者の説を肯定しうると思ふ。

棚格はその形體あだかも衝立屏風の如くであつて、その總高は三尺三寸を以て定尺とし、横一尺五寸、この上段に、矢の後逸を禦ぐ爲め牛革をもつて張り、これに的を吊るのであつてこれを乏形とも呼んでゐる。的は櫻あるひは藤などを平目に削りて直徑三寸二・三分位の輪とし、奉書にて張り、的縁より三分くらゐに的輪を畫き、

京坂

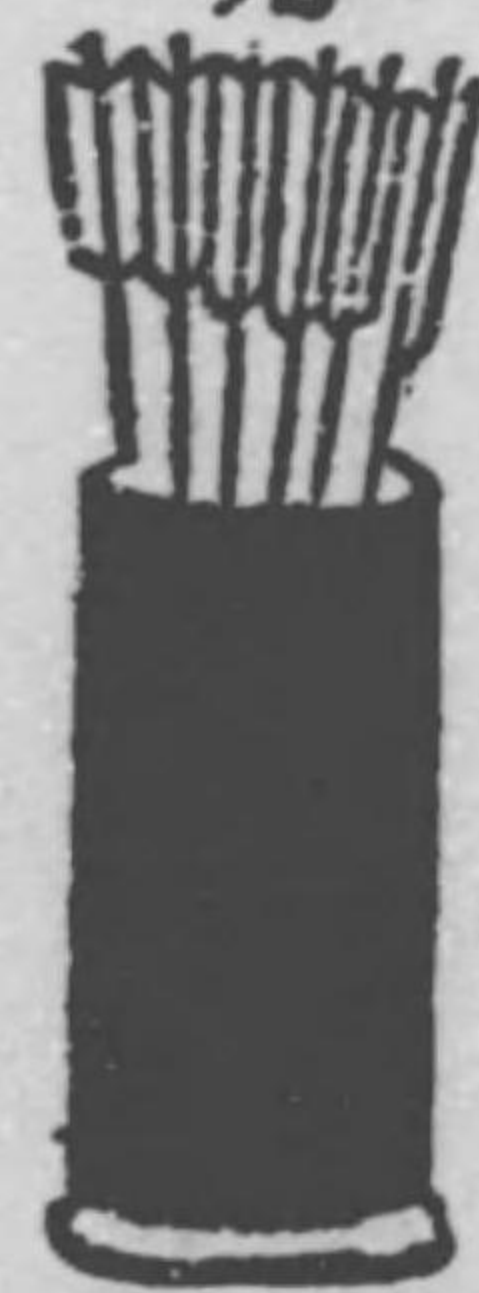


江戸



格 埋 所 載 稿 漫 貞 守

京坂所用



更にこの輪の中央に小輪を畫く、これを喜利穴といひ、この喜利穴を射たる者は賞譽にあたひるのであつて、長さは一尺八寸を定尺とし、定材としては蘇芳の目のつまりたる節なきものを選び、向ふを直ぐに前に丸味をつけて削る。曲弓・張弓は用ひる人の好みに従ふ。

江戸所用



拵は贅澤なものになると角弓を下細く削らせ、下地を金欄緞子などに

て包み、上を紫の細き絹にて衝に捲いて用ひたものもあるが、普通は拵の上幅八分、下幅七分半くらゐに作り、拵の上の差込の金物は筒金の一筋入かもしくは繪様のない金物

をもちひ、下の差込もその人の好みによるといはれてゐる。

弦は琵琶の三・四の間の緒を用ふる。しかし細弦はとかく矢を散じ易く、これに反して太き弦はまゝ矢落をすることはあるが矢が散らないといはれてゐる。

藁は、昔日の弓は長かつたので弓袋も従つて長かつたのであるが、後代は弓がすべて織弓となつたので、弓袋の丈も短くなり、これと定まつた寸法はないことになつた。

弓の射様は、まづ膝を的のところに向はせ、右の膝を棚の左の足どほりに向け、弓を取り、矢を番へ、心靜かに抓みの所を抓む、この抓みの箇所は一矢・二矢・三矢と矢數を重ねても必らず寸分異はぬやうに留意する。この抓みが狂ふと必ず規ひが狂ふ結果となる。次に押手のかた左の大指を弮の右かどへかけ、左へ押し出すやうにする。左の人差指を弮にのせて矢臺にする。これを文臺ぶんたいといふ。残りの三つ指は浮きものとして、少しも力ませぬやうにし、親指を必らず右の鼻の穴へ入れ、鼻の隔へ親指の頭をあてる。

親指を鼻にあてたと土弓いひ

古るい川柳點の句にあるのをみると、的を規ふのに親指を鼻にあてるのは楊弓の秘訣だつたとみえる。餘事はにおいて、かくて矢をはぎ膝の上にて一ぱいに引つめ、少し間において打上げて的の喜利穴を規ひ、矢臺の定まるを待つて、押手と弮と張合せて放す時は、必ず當るものだといはれてゐる。

以上の遊法に則れば、これが前身は小弓であつたといふことを否定しえないと思ふ。この遊戯は『薩戒記』に、應永三十三年三月六日、晚未向中御門宰相亭、有楊弓興、入夜歸家。とあるのが一番最古の遊事例いであ

つて、應永以後盛んに宮掖の間にもあそばされ、七夕・七遊の雅遊として七種事の一に數へらるるに至つた。

『親長卿記』に、

文明十二年七月七日今日有七種事。

とある。この七種事とは、一、鞠。二、楊弓。三、野曲。四、和漢五十韻。五、和歌註解。六、盃飲。七、酒畢又楊弓又楊弓がそれであつて、文明十二年の七月七日に於ける七種事の内には、この楊弓が含まれてゐたのは否みえない。而もこの楊弓の御催しは公武合體の上私宅などにて遊事する事は堅く禁じられてゐた。

『大館常興日記』に、

天文九年七月廿日、以晴光内々被尋下、今日近衛殿、大覺寺殿など御參、右京兆も祇候、御弓一獻在之、中略昨日御楊弓一獻及深更云々、佐退出夜半過也云々、今日御人數、公方様、近衛殿、大覺寺殿、一乘院殿、久我殿、藤中納言殿、右京太夫殿、其外御供衆少々、已下又進藤筑後も同御人數也云々。廿一日、昨日御楊弓御矢、公方様、近衛殿御矢をば祐阿給之云々、其外御人數矢をば歳阿松阿給之云々、奏者松平也。九月廿三日、佐攝州、豆州、及夜陰重而各來臨、子細者、今日於勢州楊弓の會候に、朝倉右衛門大夫入道同參會候、就其本郷常州も其人數候て、遊ゑん也、其様體共御耳に入て、本郷常陸介生涯させられ候べき段被仰出之、まゝ上意之趣、委細乍有存知、如此働一段曲事由仰也、次伊勢守事も、朝倉右衛門大夫如レ此參會、種々儀曲事候間御ぎぜつ也、但伊勢守事は、かねて不被仰聞候條、さも候べき歟、然共上意分は、其隠あるまじき事にて候處、如此段曲事之由仰也、云々、次本郷常州は、今夜ちくてん也。

とあれば前説の證となしうと思ふ。こは楊弓をもつて博戯化し風教上寛にしえざるが爲め、私宅における遊事を禁じられ、これを犯す者は嚴刑に處されたのであつた。

これは單なる筆者の臆測ではなく、如何に楊弓が博戯化されつつあつたかといふに、天文十八年刊行の『楊弓射禮逢矢妙』によれば、およそ賭物としては襖紙または相原、もしくは短冊等が用ひられ、このほか錢もまた賭物とされてゐた。一錢を餓鬼といひ、二錢を地といひ、三錢を山といひ、五錢を草冠といひ、百を牛といつた。かく記述されてあるのをみれば、當時の楊弓の私會に金錢が賭物とされたのは事實であらう。しかも賭物を供するの私會のみでなく、公會のお催しの折りにも平安朝時代の小弓にみるが如き賭物例はあつた。

『言繼卿記』

天文十五年三月九日丙寅、禁裏御楊弓之間、四時分參内、御人數曼殊院宮十一勸修寺大納言廿二權大納言十二予十三四辻中納言十三永相^{穴一}等也、百手有^レ之、萬里小路中納言祇候見物也、高倉數取、矢取、阿古丸^{坊城源俊藤}爲仲等也十八年八月四日辛丑、竹内殿御楊弓七十五度有^レ之、御人數如^二昨日^一、二盡有^レ之^{杉原六十八日乙巳}、禁裏御楊弓有^レ之、先御雜談暫有^レ之、次御楊弓五十五度有^レ之、六十一枚勝了、七時分御小積有^レ之、人數御^{穴一}廿四曼殊院廿八予卅四辻中納言廿四、新中納言廿一等也。御矢取鶴壽丸、基孝朝臣兩人也、御用心之時分候間其間ニ御添番ニ祇候、當番衆新中納言基孝朝臣也、御添番予鶴壽丸、重保朝臣等也、十九年三月廿六日庚寅、正親町一品禪門楊弓之由被^レ申送之間罷向、六十五度有^レ之、人數亭主廿二中山五予廿七四辻廿七中御門三滋野井^{廿四}甘露寺六牧雲^{十四}等也。先一盡有^レ之、後ニ白粥有^レ之、下刻歸宅、予鶴四十二勝了、十月八日戊辰、禁裏

御楊弓有^レ之、四十三度有^レ之、御懸物可^レ持參之由有^レ之、間、牛黃圓一具持參、御人數御矢廿勸修寺大納言廿予十七四辻中納言^{十五}新中納言九重保朝臣十三永相朝臣八等也、御懸物新中納言拜領也、杉原十帖、御帶一筋也、勸修寺二人之分茶院^左杉原一帖被^レ取^レ之、予杉原二帖取^レ之、右衛門佐香^子牛黃圓取^レ之了、於^三清涼殿^一有^レ之、小積如^レ常、及^二黄昏^一退出了、四十七枚勝了。

とあるによれば、私會たると公會たるとに拘はらず賭物例のないのは皆無だつた。これがやがて民間に移つて民衆娛樂となつたのは寛永以後の事であつた。

寛永十一年
頃の聞書 『狗猶集』に

世上に楊弓はやりければ

楊弓の下手の座 敷や夏炬燵

と、かく『狗猶集』の聞き書にことわつてあるのをみると、この頃貴人の獨專的時代を過ぎて、江戸ッ兒趣味の一つとなるに至つたに相違ひなかつた。しかし寛永以後漸次流行盛大となり、西鶴によつて、

折節楊弓始まりて、各やうやう朱番位に争はれしに、或御方の道具を借りて、取弓、取矢にして四本はづれず、一筋は切穴に通れば、座中自を覺まして、なほ所望するに數あり。

と『好色一代男』に於いて評判さるる頃には、芝の五郎・未視なる名手が現はれ、結改一表二百本中百八十四・五本の矢員を射當てて、江戸中の結改場の看板にその名を記るされ無雙の名手と稱へられたといふ。當時の結界場は『東都歳事記』によれば、山ノ手は山王寶藏院に會し、下町は兩國あたりの酒樓にあつまり、

五月と九月の各二十五日結界總會が行はれ、當日矢員第一の名手を江戸一と稱して、結改場の看板にその名を記したといふ。

しかしその後都一中が出でて一表二百本のこらす的中し、江戸一を標榜するに至つた。彼れは岡本文彌節より出でた一中節の元祖で、楊弓にも秀れた才能を有してゐたので、「一中は上るりの外に、楊弓の名手なり」と『嬉遊笑覽』にもその凡ならざるを認められてゐる。

因みにいふ結界とは鬮を結び改める事をいふのであつて、結界は大前より廻し初め、百手の間に五度づつ結び改めるのであつた。五人より上の乳母は鬮乳母にして後に結改とり納めの者、同じ紋の鬮が二本あれば、これを落乳母といふ。たとへば松と竹との紋があれば、いづれをも乳母といひ、結改かはりの時、筒のある方にて鬮をあつめ、筒に入れて鳴らし、後から二結改目より廻すのであつて、以後はこれに習ふ。

このほか廻し結改といふのがあつた。またの名を廻し乳母ともいふ。これは三人の時にあるので、結改は廻さず、最初大前の者が乳母誰と名乗れば、残りの二人は組誰誰と名乗る。(五度づつかはる。但し六度目より十度までは中の者が乳母誰と名乗る。前後の者また組誰誰と名乗る。十一度目には後の者乳母と名乗り、前の二人組誰と名乗る。かくの如く五十度繰り返して乳母を廻すところより、これを廻し乳母もしくは廻し結改といつた。

當時(貞享)江戸に於ける結界場は『江戸總鹿子』によれば、筋違橋御門外 揚水。瀬戸物町 次名。本郷春木町 桂風。柳原新橋間 圓志。芝かはらけ町 波翁。湯島天神前 文車。芝切通し 都住。牛込榎町 辨天。淺草行安寺前 完爾。四谷 芝交。小石川すは町 丹治。數寄や橋御門外 松林。赤坂一木町 古文。以上十三

箇所であつたといふ。なほ當時斯道一流の弓矢師としてみとめられてゐたものは、

洛陽弓師

室町通一條上町 琴屋今井長門。上京天神之厨子 正阿彌長左衛門正長。四條立賣高倉東江入町 荒井孫左衛門忠良。白山通四條上ル町 吉田左兵衛定廣。寺町通下御靈之前 小倉出羽掾中親。御幸町通姉小路上ル町島村平十郎貞道。四條通長刀鉞之町 田村八郎四郎由治。四條立賣富小路入町 柴田九郎兵衛定景。

江戸弓矢師

湯島天神門前 深谷源太郎。同所 同久左衛門。湯島妻戀町 同勘左衛門の外「江戸惣鹿子」によれば、
湯島 文庫喜之 同 東江正貫 同 近藤元利 同 藤原舍具
同 藤原政春 同 藤原行續 同 藤原一知 同 藤原忠董
同 藤原秀之 同 藤原董利 同 藤原義廣
同 藤原勝董 同 藤原正證 同 藤原盛定 同 藤原正繼
同 三輪正富 兩國米澤町 銘六一知

以上弓師八人、矢師二十二人は何れも當代にあつて有名なる道具師のみであり、此のほか無名の弓師・矢師も亦存在してゐたのであつた。

かく盛大なる流行にめぐまれたる楊弓は元祿時代に至つてますます盛大となるにつれて、往時の例に於けるが

如く盛んに賭物が供せらるるに至つたので、「錢を紅白の紙につつんで賭け、是を字といひしが、近年では素字といつて、裸錢を賭けるやうになり、美麗の技も、世を下れば卑しくなる。」と『本朝世事談綺』に、かく批判さるるに至つたのにも、いかに楊弓が博戯化するに至つたかを想像しうるることと思ふ。かくて、

元祿七年『西鶴織留』に、

諸藝を鍛錬する事それぞれの家業の外は、ふかう其道に入る事なかれと、古人の言葉ひとつもたがふ事なし（中略）殊更楊弓官女の業なり、いかにしても大男の慰み事にはぬるし、なほまた諸職人の鎚鋸を持たる手には似合はず、よし又百筋ながら當り、あるひは、大金貝の看板に付てから何、此矢自然の時の用に立ち、せめて盗人を射るにもあらず、看引猫にあてても更らにおどろくところなし。

と、西鶴らしい皮肉な觀察が下されたこの頃を極盛期として、楊弓の人氣は頗る沈滞し、文化・文政時代に至つていく分の命脈を保ちつつあつたが、當時は天和・貞享時代の如く射場または結改場の如きはすでになく僅に神明の一廓において命脈をつなぎつつあつた。

『江戸繁昌記』に、

神明亦南郭一繁昌社也、一坐戲場、數棚觀物楊弓肆、冶郎院、連演史落語所、縱横圍社一夥、士人、一夥、僧侶、林箭雨發、拙手爭巧、發彼有的、以祈爾箭、蓋以酒賭也、其客右手不_レ如_レ梯左手之巧、只見纖手挽_レ起紅袖、觀音一臂、嫦娥代_レ夫、拈_レ弓、摘_レ矢、看_レ括于鼻_レ以發、香頰又添_レ著一捻醫痕_レ來、弦盈羽飛、正是秋月行_レ天、流星落_レ地、紛々林々、鏑去羽香、百發百中、舍_レ矢如_レ破、早已安_レ排一桌酒殺_レ來、勝飲_レ不_レ勝。

とある。これこそ次いで來るべき矢場の前身で、當時かかる女を土弓といつた。

かくして明治維新となり漸く矢場の全盛時代となり、明治十五・六年頃もつともその極盛期に達した。當時淺草の奥山にはほとんど無數に矢場が存在してゐて、ここあさくさの盛時代には當時の流行歌に、

矢場の姉さん、

やれからかさよ、

させそでさせぬ、

どんがらがんのがん

とうたはるるに至つたほどであるから、往時に於ける儀禮の存在なぞあらうわけがなく、矢返し女が紅袖をちらつかして、客をひきつけ、血の氣のなくなるまで漂客のふところを絞る算段に餘念なかつたので、食へぬ女の稱呼に矢場女といふ代表語まで生まるるに至つた。楊弓はもと唐の玄宗の寵姫楊貴妃が創案したといふほどあつて、楊弓と矢場女とが結びつけらるるに至つたなどは確かに皮肉であつた。

第八章 三味線

三味線は文祿年間に琉球より傳來し、あらゆる歌曲と合せうる特徴により、從來ふるはざりし歌謡の發達に資するところ甚大であつた。

三味線には次のやうな名稱がある。(1)胴、(2)竿(棹)、(3)海老尾えびのような形、(4)いとぐら糸を捲きたる内、(5)天柱てんちゆういとを捲か、(6)音緒ねを括りつ、(7)さる根緒を引か、(8)ちぶくろ竿の下ふくれたる所、(9)こまこまばち等であつて、最初は小弓よりといひ、もと二絃であつたのを後一絃をへて、琉球の弾き方を習ひ、その後弾き方にもさまざま工風鍛練の結果、弾方も、形體も全く面目を一新して獨得の樂器となつたのであつた。

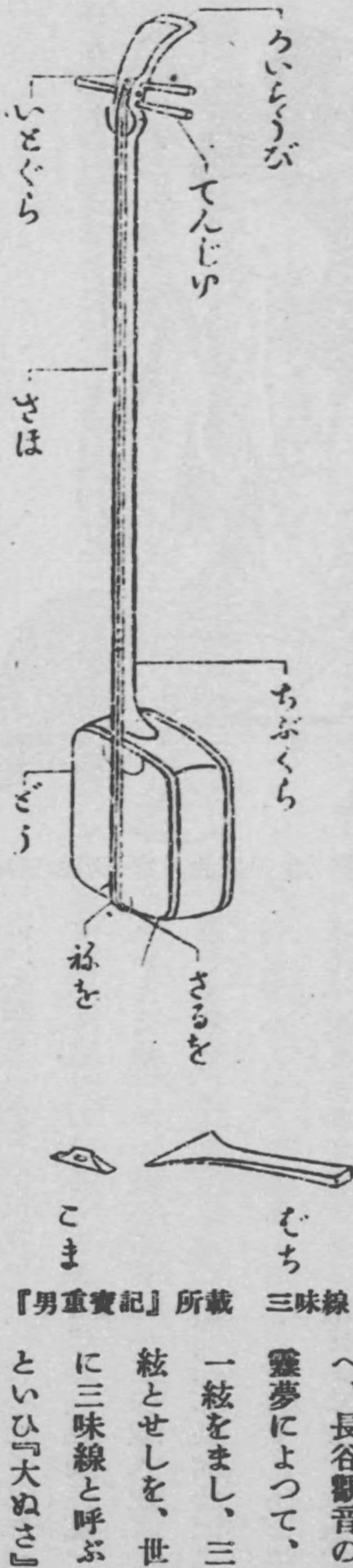
慶安二年『吾吟我集』の序に、

さみせんの糸のよりより絶えずぞ有ける、是より先きの歌を集めてなむりうきうと名づけたりける云々その器早渡りしも有べけれど、世のさわがしきほどにも翫ぶものすくなく、よく弾き覺えたるものなどなかりしにや、されば永祿頃よりあり。

とあるが、『絲竹初心集』によれば、文祿年間に石村檢校といふ琵琶法師が、琉球に渡航し、彼の地にて三絃とて、小弓に馬の尾を絃とし、引き鳴らす樂器があつた。それを試みに調べてみると、一二の絲は琵琶の如き音律

があり、三の絲は、琵琶の三の絲より二調子ほど高く合はせてあるのに心づいた。

琉球ではこの樂器を用ひて、眞麩を退ふ爲め弾くのであつた。檢校在島中この小弓を引き習ひ、のち京師に歸つて、琵琶をやつし三味線を創り、琉球の傳來なるに因んで、琉球組といふ手を創り、愛弟子の虎澤檢校に傳へ、檢校破手組を作り、檢校より山井檢校に傳へたるを以て三味線の始原であると斷じてゐるが、『松の葉』によれば、人皇百七代正親町院の御宇、(永祿の頃)、琉球より蛇皮二絃の樂器渡り、和泉國堺の人、琵琶法師仲小路が手に傳



等もこの説と同異の説をなしてゐるが、是否はともかく、永祿の頃琉球より傳來した小弓は二絃だつたのであらう。それがのち石村檢校か仲小路檢校かによつて三絃とされたのであらう。方今に於ける三味線の一・二の絲は琵琶の音律と同じく、三の絲は琵琶の四の絲と同じ調子であるといふ。

註。琉球は麩の多い國で、五月の洪水の頃とりわけ多く出づる爲め、民家といはず路次といはず、女童が麩の爲めに大いに惱まざるるので、これをはらふに三絃並小弓を弾くと、決して寄りついて來ないので、この二種の樂器によつて

她の難をのがる旁々一興としてもあそんだといふ。従つて三線は她皮で張り、小弓はラヘイカといった。これが永祿の頃に日本に渡り、その後猫の皮で張らるるやうになり、「響器の道の寄せ太鼓」と貞宣によつて俳諧化さるるやうになつた。



『骨董集』所載 寛永頃の三味線

しかし三味線渡來の永祿説は頗る漠然たるものではあるが、天文・永祿頃の『室町殿日記』に、「遊女一人を中において、何心なく三味線を弾いて遊びあける」とあるほか『義後後黨』といふ文祿五年の跋ある書に「三味線太鼓にて踊をする」とあり、光廣卿作の『仁勢物語』に、「むづかしと、平家もしらずしやみせんも、びはも小歌もいかで過てき」等とあれば、永祿頃遊玩の具とされてゐたのは事實であつた。而して最初石村檢校が、琉球に於いて習つたといふ唄は、

チヤウリヤウ フリヤウ ソレヒヤウニ イヨアリヤヨイ フリヤウソレルリヒヤウ フリヤウ

で、従つて三味線の手だつたが、この手に眞似て、最初に檢校によつて作られたのがつぎのやうな唄だつた。

千代の初めのてんに照る月は 十五夜が盛りよの あの若さまは いつもさかりよな

であつたといふから、極く幼稚なものであつたに異ひない。かくてその後琉球より相傳せる弾き方に改良を加へ、鳥組・腰組・不禪組・飛驒組・葱組・深世組以上六曲が石村檢校によつて創案され、本手組の濫觴となるに至つた。

その後柳川檢校によつて、待にござれ・薦の葉・比良や小松・長崎・下繩ほそり・京鹿の子・端手かたばちの七曲が端手新曲として作られ、ついで賤・鉢の木・青柳・早舟・八幡・翠簾・なよしの裏組七曲が案出せらるるに至つた。後年その門下より淺利檢校、狭山檢校出づるに及んで、柳川檢校と共力し、二上り・三下りの長唄組等も種種出來、淺利門より市川檢校出でてまた組百番餘を作り、その後新たに工夫して、搖三・亂後夜・七ツ子・甲舟・茶碗・淺黄・さかひ・なかじまなる八曲の本手組が作らるるに至つた。以上本手組・端手組の中最も有名なものは石村檢校が琉球傳來に因んで作つた琉球組であつた。

ひよくれんりの てんにてる月は 十五やがさかり あのきみさまは いつもさかりよ おもひをしがのまつかぜゆゑに しなでこがるく
みやまおろしの をささのあられの さらりさらさらと したるころこそよけれ けはしき山の つづら
をりの かなたへまはり こなたへまはり くるりくるると したるころは おもしろや ところと
しむるめの かさのうちより しむりやこしが ほそくなりそろよとでもたつながやまばこそ こちへおよ

明暦二年『世話焼草』に、

三味線も月にひかんの企に

かせや手車ならべ置く秋

とあるは、鹿をかせぎといひ、二股の杖をかせ杖といふのはこれから出た名であるといふ。織竿のことは『神巷談叢』に、織さみせんは琵琶に織ひはあり。といはるる如く、會津の農家に四絃の織柄があつたからであるから、三絃に織竿のあることは論を待たないが、しかし織竿の調子は音締めが思はしくないと稱し、古近江の家では代代織竿を作らなかつたといふ。

第九章 羽子板

羽子板は居常室内にあつてとかく因循な生活に親しみがちだつた往古の女子にとつて手鞠と並んで唯一の屋外遊戯だつた。これが改年初月の遊戯であることは那波道圓の遺稿、元旦の詩中に、撃^レ毬撞^レ羽とあるによつても明瞭である。その發祥は詳かでないが、室町家の頃すでにその名がみえ『年中定例記』正月十一日の條に、比丘尼御所の御參云云御所御所御みやげはこきいたこきこの句具云云とあれば、當時はこれを胡鬼板^{こきいた}と稱し、羽根も亦胡鬼子^{こきいた}と呼ばれてゐたのだつた。

當時如何なる羽子板が用ひられつあつたかは詳かでないが、『看聞日記』永享六年正月五日の條下に、宮御方へ毬杖三枝、玉五色^{彩色}こき板二^{彩色}（蒔繪置物繪等風流）こきの子五被^進、言語同斷殊勝驚^{目了}。御自愛無^極。といはるるほど結構・善美をつくされたものが用ひられつあつたのであらう。ところで當時における羽子突き^きの作法は手鞠會の如く右方・左方に方を分ち、男女混合で勝負を競ひ、負者には負態と稱し、罰として酒を飲しむるを習慣としてゐたほどであるから、子女のみの獨專的遊事ではなかつた。その證ともいふべきは『同記』永正四年正月五日の條に、女中近衛春日以下、男長資隆富朝臣等以下こきこの勝負、分^レ方男方勝、女中負態則張行、於^二殿上^一酒宴及^二深更^一とあれば證となしうと思ふ。

抑々何がゆゑに羽子板が子女の間に翫ばるるに至つたかは詳かでないが、文安年間の書『遠藪抄』爆竹の條に、羽子板の名がみえ、左義長に依つて焼かるる運命であることが暗示され、羽根も亦羽子板と運命を共にしたので、『俳諧水鏡』に、ぎつちやう羽根とあるのによれば、何等かの禁忌に基づいて創案されるに至つたのであらう。しかしかかる筆者の想像説に反し、天文年間の書『世間問答』には、幼なき者の羽子を突くは、蚊に食はれるもの、と問答體に記るされてゐるほか、一説に、北國より出ることの子といふ木菓（筑羽山にて所産さるるものを筑羽根といふ）の形が、羽根に似たるより起つたといふ説もあるが、寧ろ漫然と蚊の出なくなる呪詛だと迷信的な主張をなしてゐる『世間問答』の説のほうが、はるか俗人にはうけ入れられ安かつたとみえて、この説はかなり當時代の一般人に信じられてゐた。しかし現代人からみればあまりに附會な説として肯なく否定し去られるであらう。是非はとにかく當初の羽子板には現代のそれの如く押繪物は全然なかつた。手巧藝の甚だ幼稚な時代であつたから、民間にあつては美的なものも皆無で大抵表に爆竹の繪が畫かれてゐた。これは正月月初にもてあそんだ玩具を焼くといふ左義長の由緒畫にほかならないのであらう。そのほか繪様としては大抵素盞鳴尊・高峰・劍等の圖様のみで、ほとんど無技巧でそして無飾といふに近いもののみであつた。

古るい時代の『室町家頃の追羽根唄』に、

とのさま

かみさま

さいしよさま

えんからおちたおちの人

とあるは、とのさんは衣冠束帯せるをさし、かみさんは中の女房、お乳の人をいつたのであつて、奥州三春にて作れるいと最古の羽子板には、この殿さまかみさまが畫かれてゐたといふから、この追羽根唄が初期時代のものであることを否定しえないと思ふ。

當時の羽子板は、その形體が今日の羽子板のごとき形體でなく、あだかも杓子のような形體であつたので、たまたま田舎者が江戸登りして子女の羽根つく羽子板を一見し、まるでお公卿様の持つ中啓のやうだといつて笑はれたといふが、それは饒言で、さう間違はるるほど今日からみればいかげんしい形體であつた。

これが貞享・元祿の頃に至つて、羽子板繪は夫婦繪が時流に沿ふに至り、この風習は江戸のみでなく信濃羽子板・三春羽子板なども同様であつた。

『實藏』に、

ひさうなき家どうじをぐし、見さまよろしからぬ子どもなどあまたつれて、はご板の繪のやうにむかひたるも、みづからはたのしと思ふらめ。

とあるほか、西鶴作『好色一代男』には、羽子板の畫も、夫婦子あるをうらやみ、とあり。その外『諸國咄』、『洞房語園』などに、同様な記述がのこされてゐるのをみると、いかに夫婦畫が羽子板畫として一般的であつたかが想像されうであらう。

これがはるか後代の文化・文政の頃になると、一樣に押繪物が擡頭して舊時の由緒繪の羽子板はいつからとも

なく勢力を失なつてしまつた。従つて蚊の出なくなる呪詛に突くものと假定されてゐた羽子板、羽根突き遊びは優雅な運動を主眼とした眼目をはづれて、この押繪物を買ひ求めて縁起棚を賑はすといふひどく拵はづれの風習が花柳界方面で盛んになつて來たので、その形體も遊戯用もしくは裝飾用と區別されて、漸次大羽子板の出現をみる事となつた。

當時流行の押繪物といへば、方今と大同小異で、大抵役者の似顔繪・お姫様・奴等であつたが、賣れ口はやはり方今と同じく人氣役者の似顔繪に比敵するものはなかつた。

例年の年中行事となつた、淺草寺境内の羽子板市や、本石町十間店の羽子板市は、いづれも年の瀬の十七、八兩日と限られ、子女より異常の興奮をもつて迎へられ、眞負役者の似顔繪の出來不來を評判し來つたのであつたが、さうした熱狂時代はとくすでに過ぎ去つてしまつた感はあるがいまだに相等の人氣を持續してゐる。

羽根つきには獨り突きと追羽根突との二種がある。一とこに、二たご、三わたし、四めてなぞと數へつつ突くをひとり突きといふ。

『俳諧懷子』に、

かぞふる春の日なみもしや伴ひてはねつく胡鬼の子供のとも

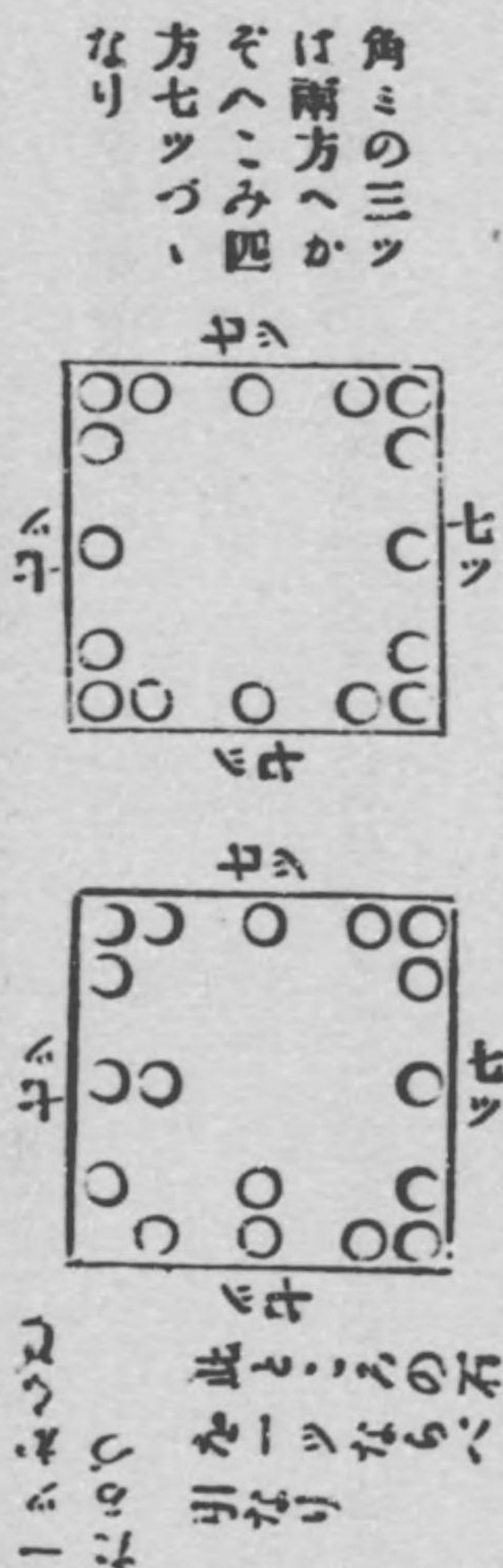
重 頼

つくはねの數よむこのもかのも哉 龍 賢 女

數つく鳴の羽音百羽かき 山 田 女

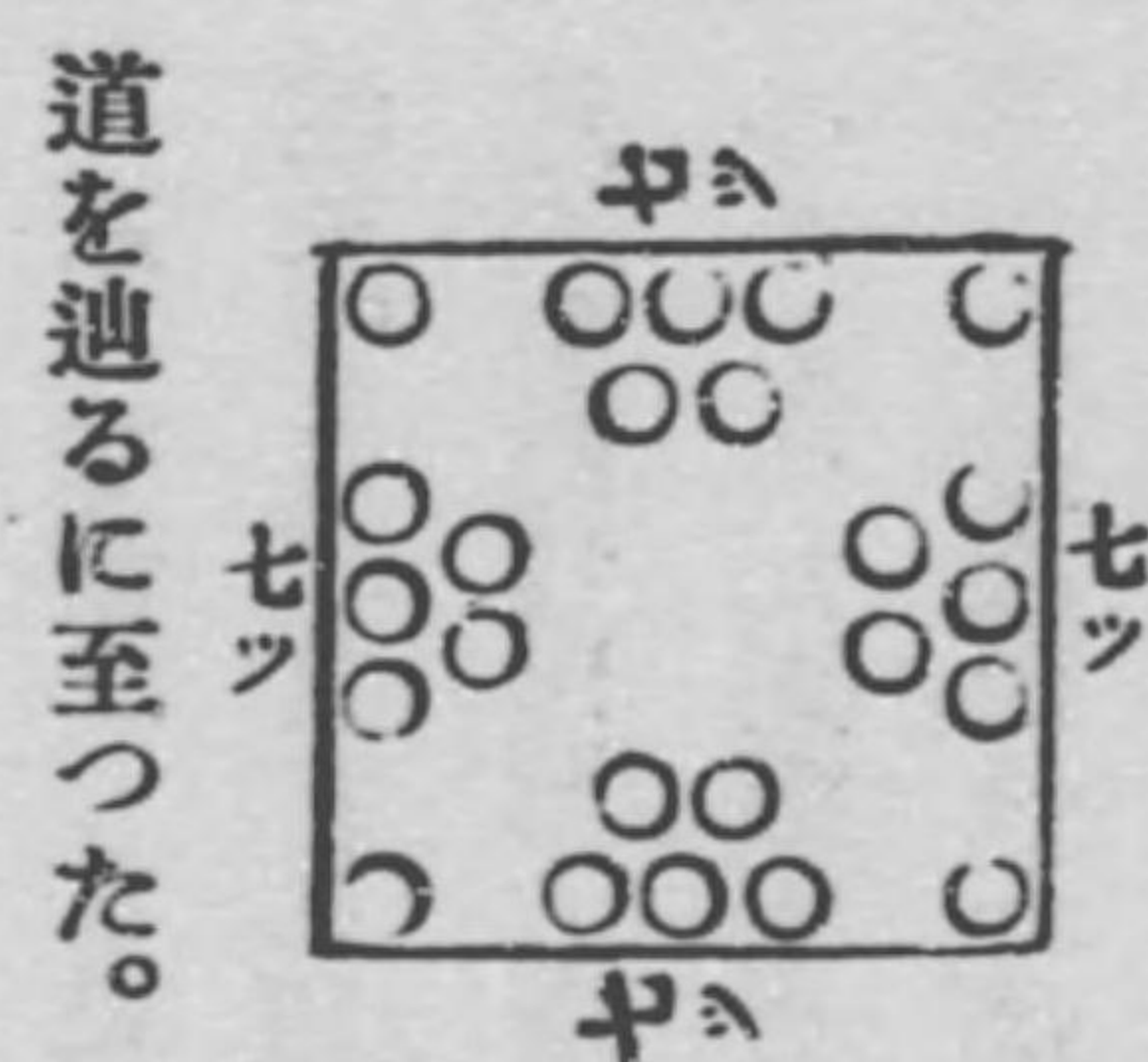
以上は何れも一人突きにして、數をかぞへつつ羽根突くさまを俳諧の取材としたものであらう。追羽子は兩人向つて突き合ふをいふ。

一 盗人隠 盗人隠し・有哉立・島立の如きはいづれも圍碁の久しい流行によつて、圍碁より所産されたもので、所謂圍碁の副産物であつた。玄惠法印の『遊學往來』に、抑々住山之間、余吟然之戲爲宗、然者改年初月遊宴、有哉立、島立、盗人隠。と圍碁をもつてする遊戯の名が並べられてゐるのをみると、室町時代には盛んに一般世人によつて遊事されつゝあつたのであらう。ところで盗人隠しとは如何なる遊戯かといふに、まづ石數十六を第一圖示の如く布置し、これを四方七人番所と名づける。



假にこれを唐と日本の國さかひ、ちくらくらの沖中に於ける船あらためる番所となし、この番所は七人づつの番人にて四方を見張つてゐるところから七人番所といはれてゐたものとする。此處へ盗人八人が突然逃げて来て、われわれは日本に居りがたきわけあつて、ここまで逃げのび来たのであるからぜひ隠まつてくれとたのみ込む。しかしこは見るる如く四方七人の見張りにて、かくの如く人數がさだまつてゐるからとてもかくまい難いこととわるところ

が番人の中に才覺のあるものがあつて、七人見張りを一人も増やさず、わしがうまく隠しておいてやらうと、まづ一人を隠し、第二圖の如く一つ入れ、角を一つその次の中へ引き、八ツ入れ終れば、第三圖の如くなる。



最初四方七人づつ都合四七、二十八人をもつて見張つてゐた番人の中へ、さらに八人の盗人を加へ、總計三十六人となつたのに係はらず、奇智を働かして矢張り三方七人に人數を配る巧妙なる數のさばき、これを郎等打ちまた盗人かくしと稱して、室町時代以降舊幕時代にかけて盛大にもてあそばされたものであつたが、維新時代にはかうした遊戯は全く衰道を通るに至つた。

二 島立 盗人隠しと共に室町時代以降盛んに遊事された島立は、『異制度訓往來』に、一居去、島立中略是於一局上之遊尤容易者也。可被張行也。とある。又の名を組分算ともいふ。假令ば石數(いくつにてもよし)同じ數づつを幾組も並べさせ、四・五間はなれてゐて、その組數が幾組であるかを訊く。

かくしてその内の一組を主人組と稱し、のこる四組を一緒に蒐めてこれを下人組と名づける。さらに主人組のうちより一人下人組へ入れさせ、残る主人に下人組を供に著けるのである。或は挟み箱持ち、或は草履取または若黨などといふ名目を用ひ、主人一人に下人組四人宛とつけるのである。この供の割定めは始め五組といへば必ず供は四人づつ、六組といへば五人づつの供を必要とするのであつて、組數より必ず一人だけ少なくなつてゐるのである。かくして供揃ひがすつかり終つたとき、その殘數が最初の組數の如く、五組といへば五人、六組といへば

六人づつあるわけである。

假りに五組とし、その中一人は長崎へ使にやり、他の一人は大阪に買物につかはし、一人は愛宕へ代参させる。残る二人は留守居役などいふやうにして、總べて組数の合ふやうにするのである。假令ば七つづつ五組と假定すれば、主人組は七つあるのである。此の主人の内から、一人を下人となし、残る六人を主人として、此の六つを先に並べ、供四人づつつけければ、即ち下人組は五人餘る勘定であるから、五つづつ五つ組といふ數になる。これと同じく四組の時は下人、一組は主人の時、主人の中より二人を下人として、供を四人づつつけければ残り十人となる。内三人を下人とすれば残り十五人あるわけである。

これを島立と稱し、室町時代以降幕府時代にかけて上下を通じて盛んに遊事されたのであつた。

三 有設立 有設立は佐々立といひ唐土にて擊鼓射字といふ。盗人隱・島立の如く盤上の遊事で、『異制庭訓往來』に、左々立有設立是於局上之遊尤容易也、可被三張行之とあり。又『遊學往來』に、抑々住山之間、余吟然之遊戯爲宗、然者改年初月遊宴中略左左立。とあれば、盗人かくし・島立などと並んで室町時代より行はれつつあつた遊戯であつた。

この遊戯は假令ば錢三十文を渡して、一文のかたへと二文の方へと渡す都度、サアサアと聲をかけて渡すのである。それを幾間か離れて聞いてゐて、假に十八聲にして止んだ時は、一文の方に六文あるだらうといふのである。つまり十八聲を倍加すると三十六となる。このうち三十を差引と残りは六である。故にこの残れる六文を一

文の方の數となすのであつて、渡す錢の數は何文あつても同じ結論となるのである。然らば二文づつ渡した方は幾らになるかといふに、三十文の内から十八聲分を差引き、残り十二を二乗すると、二十四文になる。これが二文の方の數なのである。

(2) 一と三にわける法

假令ば石數三十を渡して、十六聲なれば、一つの方は九つと答へる。聲の數十六に三を乗すれば四十八となる。内三十を引けば殘數は十八となる。これを二分すると九となる。二の方は三十の内から聲の數十六を減じ、残りの十四に三を乗じると四十二となる。これを二で割ると二十一となるのであつて、三つの方の數といふと同様である。

(3) 二と三に分ける法

假りに石數三十渡して、十一聲であれば、この方は六である。つまり聲數に三を乗すると三十三となる。この數より三十を減じたる數三に三を加へると六となる。二の方は六である。その故如何となれば、三の方は聲數を倍すると二十二となる。この數を三十より引去ると八殘る。この殘數に三を剩じると二十四となる。この二十四は三の方の數なのである。

四 十不足 十不足は『異制庭訓往來』に、十不足、百五減、是於局上尤容易者也、可被三張行之。とあれば、十不足とは十足らずの事である。而も『異制庭訓往來』には局上の戯れと記されてゐるが、これは碁石と

限られたわけではなく、青錢亦は小石を用ひても差支ないことになつてゐた。その遊法は碁石あるひは青錢を九つ相手の者に渡して置き、いくつでもよいから、好きなだけ擲んで出しなといひ、自分も幾箇かを擲んで出し、相手の握つて出した数だけを返し、次に十三擲んで出して、向ふが十一持つて出れば、二つあまさうとするのである。いくつの場合でも同じである。

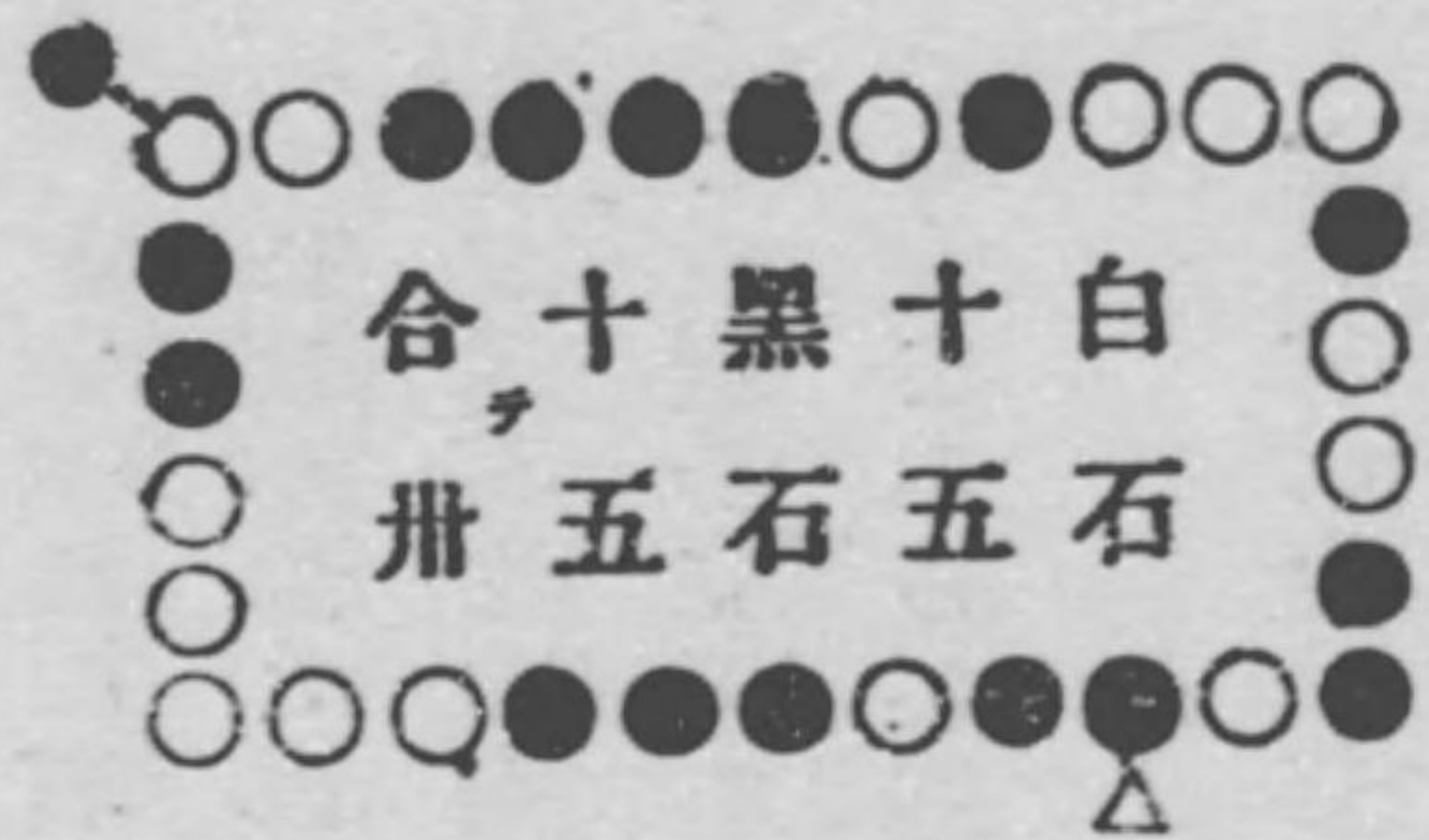
五 百五減り まづ石數いくつでも相手の者に一箇所に置かせ、最初に七つづつ、次に五つづつ、三度目は三つづつ數へ取り、残りの數を言ひあてるのである。假令ば七つづつ引くときは、三つ餘るといひ、五つづつ引くときは、一つ餘るといひ、三つづつ引くときは二つ餘るといふときは、みんなでいくつと訊くのである。

答、みんなで百一あるといふ。

どうしてこの結論となるかといふに、七つづつ引く時の餘りを十五づつとして、四十五と置き、五つづつ引く時の餘り一つを二十づつとし二十一と引き、三つづつ引く時の餘り二つを七十づつとして百四十と置く、三つ合せて總數二百六となる。この内から百五を拂ふと百一残るから、百一と答へるのであつて、また七つづつ引く場合も、三つづつ引くさいも、餘りなしといふときはそれを數に入れず、それを三度以上繰り返した時は、百五と答へるのである。

六 繼子立 繼子立ても同じく局上の戯れで、玄惠法師の『異制度訓往來』に、郎等打、繼子立、是於局上之

遊尤容易者也、可被三張行_レ之。とあり。さらに『遊學往來』には、抑住山之間、余吟然之遊戯爲_レ宗、然者、改年初月遊宴、三十二之繼子立。とあるが、この遊戯がいかなる手法にもとづくのであるかは少しも記述されてゐない。要するに繼子立てとは、白・黒各十五石を二・一・三・五・二・四・一・一・三・一・二・二・一。かくの如く黒石と白石とを碁盤の筋目へ長方形に並べ△印の黒石より左へ十づつ數へて、十目にあたる白石を取り去り、更に次の所より十算へて十目の白石を取り去るといふ風にそれを繰返してゆくと、左角の白石をあまして他の白石全部を取り去る事が出来る。次に左角の●印より右へ十づつ數へてゆき、十目にあたる黒石を取り除いてゆけば、黒石全部を取り除く事が出来る。かくして残るは左角の黒印をつけた白石一つだけが残ることとなる。



大成抄諸草然徒
圖の立

この△形を附した石から左の方へ一づつかぞへて、十にあつたものをまぬいてゆけば、白き石を全部のぞきはてて、後には丸を附し白石一つだけが残る。その時かぞへて來た順廻しを飛ばして、右の丸を附けた石より、また改めて右の方へ數へてゆき、十にあたる石をまぬきゆけば、黒石全部をのぞきはてて右の丸をつけた白石だけが残る。

かくの如く、一石を除くほか黒・白の石が全部取り去らるるところより、『徒然草』に、都の中に多き人、しなざる日はあるべからず、一日に一人二人のみならんや、わかきにもよらず、つよきに

もよらず、思ひがけぬは、死期なり、けふまでのがれきにけるは、ありがたき不思議なり、しばしも世をのどかには思ひなんや、ままこだてといふものを、双六の石につくりて、たてならべたるほどは、とられんこといづれの石としらねども、かぞへあててひとつをとりぬれば、そのほかのはのがれぬとみれど、又かぞふればかれこれまぬきゆくほどに、いづれものがれざるに至れり下略

と、黒石も白石もものにがれざる運命が無常迅速なる人の死にたとへられてゐる。

この繼子立ての遊戯は室町時代には雙六盤乃至は碁盤などにて遊事されたと見え『徒然草』には雙六の石とこ
とわつてあるが、後世は主として碁盤の上で行れるやうになつた。

七 首引き 首引きは『異制度訓往來』に頸引、又『書言字考』には拔河戯カキガシと綴られてゐる。かかる力戯は古昔より遊事せられつあつたものとみえて、

『義經記』の辨慶生るる事の條に、

辨慶幼なき時比叡山の學頭西塔の櫻もと僧正が弟子となりたるが、師の仰せにも隨はずちて法師ばらをかた
らひ人も行かぬ御堂の後の山おくなどへともなひゆきて、腕押し、頸引中略などを好みける。

とあれば、室町時代より存在してゐたのであらう。これが徳川時代に至つて盛んに行はるるに至つたとみえて、
其角の『若葉合』に、

首引のころぶ拍子に起あがり

明和初年『川柳點』に、

首引まをのけさまにみそをあげ

かく俳諧の取材となれるによれば、各年間を通じて遊事せられつあつたのであらう。『守貞漫稿』に、今も稀
爲レ之賦、二夫相對シ一緒ヲ輪トナシ、各ノ首ニ掛レ之、引テ勝負ヲ決スルノ戯也、今俗ハ首引ト云、江戸クビ
ツビキト云。とあるが、方今でも稀れにはこれをなすものがあるので全然廢滅したものとは斷じえない。

八 相扱 腕押しは『伊呂波類抄』には相扱アハシとあるほか『名物六帖』には、南史、鬱林王侍書人烏澄、年少
色美、甚爲妃悦、嘗與闘腕較、
力、王以
爲觀笑とあればタガヘシ又はウデオシともいはるのであつて、支那にもこれと同一の力戯が存在してゐたの
であらう。

腕押しは互に掌を握り合ひ、腕を疊なり板なりにつけて、互に左に捻ぢ伏せあふ遊戯で、手と手を又の如く組
むところより相扱アハシと形容されたのであらう。主として日頃力自漫・腕自漫の者だちによつて勝負が挑まれるので
あるが、戦國時代には軍中無聊の折等士氣を鼓舞する爲め武人の間に盛んに行はれた。

『毛利家記』五

甲州黒秀元卿の御力、事々しき由宣たるはさも可_レ有事也、一年釜山浦におわせし時、春雨そぼふりて、徒然
なる日、小性ども腕押しを仕れと、宣て、夫々に相手を定、腕押しをせさせたまひしに、勝たるは笑を含み、負
たるは心地を損じ、底腹立てて居たりしに、各腕押し仕たる返報に、盤持をして可_レ見ぞと宣ひて下略



東 澤 柳 翠 堂 一

陣中無聊の折りなどには當をえた試みであつたかもしれない。しかし幕政時代にはいはゆるつよがり連が徒然のあまり、盛んに腕押しをやつたものであつた。

『俳諧世話焼草』に、

あつければ暮るる力も出かぬらし

日は暮方の夏の腕押し

『五元集』

腕押しのをれならなくに梅の花

とあるほか『丹前能』といふ草子に腕押し・枕引・足押しなどと力戯の名が並べてあるほか『狂言記』のれんちやくといふ狂言に、「商人・女商人と争ひごととして腕押し又すね押しなぞ」と見え、かうした力戯が劇にまでとり入れられてあるのを見ると、その久しい傳習には吃驚を禁じえない。

九 脛押し・脛押しは『異制庭訓往來』に、膝挟とあれど、膝挟みといふ力戯は存在しないので恐らく脛押しの誤りであらうといはれる。

脛押しは甲・乙相對して互の脛を合せ合ひ、左へ捻ちり合ふ力戯で、すでに『狂言記』のれんちやく狂言に、劇化されてゐることは腕押しの條で述べてあるが『丹前能』といふ草紙には、枕引・足押しなぞとはやりものの遊戯の名が並べてあるのを見ると、幕政時代にはかなり盛大に遊事されてゐたのであらう。

『寛永發句帳』に、

すね押に風力そふ小萩かな

『吾吟我集』に、

露をいとひもすそくりあげ野をゆけば

すねおしかまし萩の花すり

一〇 拳打ち コブシ打ちは『倭名類聚抄』に、唐韻云、勅皆反、内典云、相握、和名古布之字知。以拳加物也。とあるが、相握は漢土の拳法の類であつて、兩人打ち合ひ、勝負を決するもので、方今の拳法に類似したものであるから、日本に於けるこぶし打ちに相當しないと思ふ。寧ろ『類聚名義抄』に相掃フシツケとあるはうが妥當であるといへよう。

このこぶし打ちは甲乙兩人にて行ふのであつて、甲が手を開き、手の甲を上にして、乙の手の甲の上に出すを、乙が手を翻へして甲の手の甲を打つのである。打ち得れば幾回でもこれを繰り返し行ひ、打ちえさる時は甲がかはつて乙の手の甲を打つのである。

一一 指抓 シツペイは『異制庭訓往來』に、指抓と綴られてゐる。こは人差指と中指とで相手の手の甲を打つのであつて、何か賭事の後などにて、負けたものにシツペイするのである。諺にシツペ返しといふ言葉があるが、前に打たれたシツペイを今度の賭で勝つたとき、思ふさま打ち返すところより、生れ出た言葉であるといふ。

いふ。

一二 擲戦 指相撲は五の手と手を握り合せて、親指と親指を捻ぢり合ふ遊戯で拇指と拇指とを相闘すところより擲戦ともいはれた。

一三 減多的 減多的是水囊打ちともいはれた。水囊の中に錢を入れ、錢が袋の外に刎ね出さぬやうに減多矢鏢と互に打ち合つたところより、減多的乃至は水囊打ちともいはるるに至つた。室町時代以降盛んに兒童の生活圈内にあつて、遊事せられつあつたものとみえて、『太平記』には、「浪人をただすましむるは、水囊投に猿猴の手をのばし、或は減多的に玉餘魚の眼をふさぐ」とあり、『誰袖海』には、「子供衆は正護院の森に行きて、楊弓供の者はめつたあるひは本弓にかかりて、絃にて耳より頬先かけて打ちそんじ泣いてゐるもあり。」とあれば室町時代を経て徳川氏時代に至るも引き續き遊事せられつあつたことはいなみえないと思ふ。これが徳川氏の中期時代に至り、流行の絶巔に達した觀があつた。

『四條河原涼八景』の段に、(松の葉所載)

春過ぎて青葉の梢涼げに茂る木の花うつぎ 夏の眺めもこと國に

似るべきもなき九重の 京の水際立ち續く

四條河原の賑はひは 八雲立つてふ御歌の

神のみ氏子家富みて
 大に和らぐ秋津洲の
 大和大路や大和橋
 一むら竹の東明も
 やや明渡す楨の戸の
 音羽の山にこだまして
 響く芝居の朝太鼓
 茜さす日の赤前垂れ
 すしに出たちし賤の女が
 顔に會釋し喃申し
 札召せよい場棧敷でも取つてあげましょ お羽織もお笠も杖もあづかりて
 お茶はあとからあれ申し 入りは早雲はじまり
 おあし千貫萬太夫 年をかさねて繁昌の
 龜屋は柔の淨瑠璃は めでたいこくの加賀掾サア
 札召せとたきつくる はがまのたぎりりんりん
 しゆんと結びし胸高帯 乗物の出駕籠所せき
 紫帽子御所姿 おもひおもひの伊達姿
 女中勝なる物見なり さて又涼みの夕景色
 神の御手洗むすぶ手に 夏なき川と思ひ川
 水に蛙の聲立てて 的矢の篝打烟り
 彼方此方に燭火の ややみえそめつつ程もなく

東石垣西は又 入斗に續く石垣町の
 軒に争そふ釣行燈 上は三條橋の下
 下松原の此方まで 流に續く水茶屋は
 曇らぬ空の星月夜 天の河原もかくやあらん
 治まる御代の太平記 あるひは平家物語
 徒然草の辻談義 辻能をかしく拍子どり
^{ウツリ}賀茂の山なみ御手洗かけかけ うつりうつらふ縁の袖を
 水にひたしてすすしむるすすしむる 神は受ずや色祭文
^{サイモン}拂ひ清め奉るの 色の盛りは東なる
 八百屋の娘お七こそ 戀路の闇のくらがりに
 よしなきことをし出して 罪は死罪にきはまりて
 すぐに引き出す哀れさよ これは戀路の世の噂
 歌に作りて讀賣の 手拍子揃ふ笠の内
 よいよいよ朝日さすまも梅の雪 消えて残りしその名を問へば
 花の都にお馴染男 戀のなさけの大和屋なりと
 人もいひしがその名も共に 遂に無常の嵐と消えて

夢か現か身の上の 譽ははるかにからくりまゝと

お山が鬼にうらがへり 鬼が佛に南無阿彌陀佛歌念佛

去る程に世の中の人間の目かの姿を見せんとて

花開いて示すまさに眞の智識なり

其の上は驚のみ山に法の道 今は示現の中に漂ふア、

あさましや此の身は さて沖漕ぐ船の梶緒絶え

いつか到らん涅槃の岸 心の綱にまつはれて

色に引かれの香に迷ひ 情の竹の枝しげき

鐘の響かちんちりちん りんと音添ふ楊弓。齒醫者。辻角力。

押合ひ押合ひ行き通ふ 此處は繁昌のところてん

夏過ば秋は祇園町 花を飾りし踊り子の

仕組み踊りは隅田川 これもあたらし舟へ

この小唄にあるが如く、當時流行ものからくり的・吹矢場・楊弓店など並べて滅多的の名が並べてあるのを見ると、徳川家の初期時代には盛んに遊事されてゐたのであらう。しかし滅多的の猖獗によつて盛んに怪我人を生ずるに至つたので、寛文年間つひに幕令をもつて制禁さるるに至つた。

『幕令抜抄』

寛文元年丑十二月二十二日、めつた的町中にて爲仕申間敷事。

かく制禁せらるるに至つてつひに廢滅するに至つた。しかし江戸に於ける滅多的がいかに盛大であつたかは、神田に滅多町などの稱呼がのこつてゐたのをもみても、往時いかに盛大に遊事せられつあつたかの證となしうとおもふ。

一四 肩車 肩車は往古は肩車とはいはず肩首と稱したのであつた。『義經記』平泉寺見物の條に、「ねんいち見たわとて、めいよの兒あり、はなをりて出たたせ、わか大しゆのかたくびにのりてぞ來りける」とあれば、足利氏の治世時代には肩首と稱せられたのであつた。これを肩車と稱するに至つたのははるか後代の徳川家の中期以降の事であらう。

萬治二年印本『私可多咄』の、江戸葎原の事をいふ條に、あとより禿は肩ぐまにて來る云々とあり、

くらべ來しふりわけがみの肩ぐまは

君ならずしてたれかあぐべき

とあれば、徳川氏時代の初期にあつても、いまだ肩車とは稱せられなかつたのであつた。その後間もなく肩車といはるるやうになつた。

『俳諧温故集』に、春梅と題して、

梅咲くやよその手かりて肩車 桂 林

かく桂林の詠める句は、忍び返しの黒板塀から、梅一輪一輪づつの温さにほころび初めたのを、花盗人は盗人にあらじかし、と風流な悪戯者が近所のよだれくりを肩車してとどかぬ枝を手折らうとする、小憎いたくみを取材としたもので、この俳諧化以後繪世繪師の筆によつて、いく多の濃艶なる肩車がポーズせらるるに至つた。この頃すでに肩くび或は肩ぐまなどは呼稱せず率直に肩ぐるまと稱するに至つた。

一五 ならみくら ならみくらは「異制庭訓往來」に、目比とあり。「名物六帖」に、笑令「割註」藝圃折衷、僕在_三童亂、與_三同隊、行_三笑令、以_三十數輩、環立相視、笙簫鼓板各司_三其一、無_三其器、而有_三其狀、一其手之所_レ指、口之所_レ擬、身之所_レ倚、足之所_レ履、儼如_三其部之器、瞪_レ目禁_レ聲、先笑者犯大抵笑者、不_レ惑_三人之壯、亦自惑_三其壯、曰、是何等作爲貌像邪、此咲機所_レ以暗發、而不可_レ禁也、無聲樂。とあるが如く、顔面表情の變化と、五肢五體のあらゆる滑稽諧謔をもつて勝負を争ふ遊戯であつて、「嬉然笑覽」に、「今童の戯れにならみくらと云ふこともふるし、いにしへはならみくらとはいはず、目くらべといひたりける。」といはるる如く、室町時代に、肩車をかたぐまと稱したる如く、ならみくらも古くは目くらべと稱したのであつた。

『長門本平家物語』九、清盛夢に鬪鬪を見るの條に、

たとへば人の目くらべをするやうに、たがひにまたたきもせず、はたとにらまへてぞ候ひける。

とあれば、もつて前説の證となしうるであらう。さらにこれがはるか後代に至つても、なほにらみくらとはいはず、目くらべと稱されてゐた。

『太平記』に、

新田義貞、直義が箱根を支へ、將軍は竹下へ向べしと被_レ定めけり。足利尾張、右馬頭高經、舍弟式部大輔、三浦因幡、土岐禪正少弼頼遠、舍弟道謙、佐々木佐渡判官、赤松雅樂頭貞則、ケ様に目くらべして鎌倉に集まり。

と勇壯なる七騎駆けの條りに目くらべと形容されてゐるが、にらみくらとはいはれてゐない。これがにらみくらといはるるに至つたのは、はるか後代のことであらう。

『守貞漫稿』によれば、京阪地方では、これをにらみくら又めくらべなどといはず、ニラミゴクといひ、江戸では、率直ににらめつこと稱してゐるといはれてゐる。言語の言ひ廻しや語韻の相違はともかくとして、此のにらみくらの遊戯は科そのものが、何處も同じ科によつて遊戯されてゐる。たとへば顔面の緊肉をひかめあつてみたり、鼻のこばなをひくひくやつてみたり、額に皺を寄せあつたりして、種種表情の變化を行ひ、相手を笑はせる爲めに、ありとあらゆる祕術をつくしあひ、とど笑つたり齒をみせたりしたものが負けとなるのである。

一六 眼隠 眼隠しは「名物六帖」に、捉戲と綴られ、「致虛雜俎」に、玄宗與_三玉眞、恆于_三皎月之下、以_三錦帕、裹_レ目、在_三方丈之間、互相捉戲、玉眞捉_レ上、每易、而玉眞輕捻_レ上、每失_レ之、謂_三之捉迷藏、とあれば、目隠しあるひは捉戲・迷藏等と稱せられたのであつて、もと唐の玄宗皇帝と寵妃玉眞とによつて遊戯の端が發せらるるに至つたのであるといふが、信憑に値しないと思ふ。「本朝政事談綺」雜事の部に、日本にて七・八年の天子の御遊びとあ

れば、主上御幼年のみぎりの遊戯なるかに想像さるるのであるが、これとて確證がないので直ちに此の説を肯定する事は出来ない。

思ふに眼隠しはもと猿樂の旺盛時代に於ける、雜藝の一種であつたのが、後年猿樂の衰退につれ室町時代に至つて一般民衆の遊事たるに至つたのであらう。室町家時代の書『酒食論』に、「よろづの祝ひ遊びにも、酒のなきは興もなし、呪師・品玉のくるひまで、酒を飲まねばしけたり、相撲、目隠し、力持、ひだるくなりては甲斐もなし」とあれば室町時代には獨り兒女や兒童の生活圈内にのみ獨專されてゐたのではなく、大人もまた盛んにこの目隠しの遊戯に興じたのはいなみえぬ事實であつた。

しかし室町家時代にはこれをめなしどち軒の雀ともいつた。その證ともいふべきは『酒食論』と同じ室町時代の書『福富草紙』に、(道すがらとまくら書して)目なしどち軒の雀遊ぶ、童の手さしゆびさし笑ふ。とあるほか、はるか後代の徳川氏時代に至り、俳諧の擡頭によつて、

雪の中やめなしどちどち雪の中　吉　綱
冬の木木やめなしどちどち雪の中　柳　枝

と、かく俳諧化されてゐるのを見れば、室町時代以後萬治・寛文の頃まで、めなしどちといはれつつあつたのは争はれぬ事實であるといへよう。従つてこれが一般的稱呼の目隠しといはるるに至つたのは萬治年間以後の事であらうと思ふ。

かくて目隠しは後世つひに劇化さるるに至つた。天保二年夏市村座興行『忠臣藏七段目』祇園町一力茶屋の段に

おいて、關三十郎の扮した大星由良之助が、目隠の道化姿にて、酒氣蹣跚たる足どりで向ふ揚幕より花道にかか
るを待つて、

由良鬼はまたいな
めんないちどり
手の鳴るはうへ

と、禿や業妓が音頭拍子をとつて歌ひ雜し、手拍子打つにつれて由良之助が、手探りで舞臺にかかり手探りで禿たちを追ひまはす。——これ以來目隠しは又の名を由良鬼ともいはるるに至つた。

此の遊戯をなすにさいし、まづ鬼になつた者が手拭で目隠しされ、他の子達は手と手を繋いで鬼の廻りに輪形となり、鬼の廻りをぐるぐる廻りながら、

めんないちどり
手の鳴る方へ

と歌ひ雜し、茲で繋いでゐた互ひの手を放し、合手拍子を打つのである。鬼は手探りに寄り進み、その中の誰か一人を掴まへ、誰であるかをいひあて、いひ當てられた子が替鬼となるのである。

大阪では、

日に日にふんだるだるまどんが
夜も晝も赤い頭巾かづきとほした

と、歌ひ囃すのであるといふ『守貞漫稿』。かくて目隠しはこの以後も児童の生活圏内にあつて、明治末年までは遊事され来たのであつたが、方今は東京近傍においてはかかる遊戯は全然見受けられなくなつてしまつた。しかし極地的には以然として存在してゐるのであらう。

一七 さとり繪 平安朝時代に行はれた文字謎に胚胎して室町末期よりさとり繪といふものが新たに擡頭した。さとり繪は名の如く繪を描いて、その詞をさとりしむるを遊戯的目的とするのはいふまでもないが、この古典的な古雅な「あそび」より後世の判じ繪が案出されたのであつた。


『歌林雜話』に、

上京に新城のいきし正月に、御門のからむしきに割れたる蛤貝を九ツ竝べ置たり、いかなる心ぞと知る人なかりしに、信長公さとき御智恵にて、これは公方の御心うけて、くがいかけたるといふ事を、京童が笑ひてしたる物ぞとささやかせ給ひしとなり。

とある如く、一般世童の間にはかく物資をもつて諷刺的な惡戯をなしうるほどであつたのであるから、さとり繪の行はれたのをいなみえないと思ふ。就中織田信長はかうした諷刺的なさとり繪に興味を有してゐたので、ある時狩野永徳に命じて畫かせ安土の惣見寺佛殿に奉獻した繪馬には、一人の男が棒を突き立て鋤を傍に置き、箕を片手にして立てるわきに、蚊帳の吊つてある繪様が畫かれてゐる。この繪心は氣を直ぐにし、隙を捨て持げば身を保つといふ心であるといふ。

これが徳川家の治世時代となり、更に層一層の流行をきはめるに至つた。貞享四年印本の『女用訓象圖彙』には、斧（よき）と琴と菊との畫をあしらひたる女の浴衣を掲げて「よきことをきく」と判じてある。この判じ繪は天和・貞享頃の流行浴衣で、その後もかなり流行を持続してゐた。

式亭三馬の『浮世風呂』に、

淨土宗やら法華やら、八宗九宗入りつどふ、女湯の障子を明て、オオさむいと云ひながら、肩をぶるぶるとして入来るに何文字とか何豊とかなのるべき十八、九の白齒  といふ昔模様、謎染めの

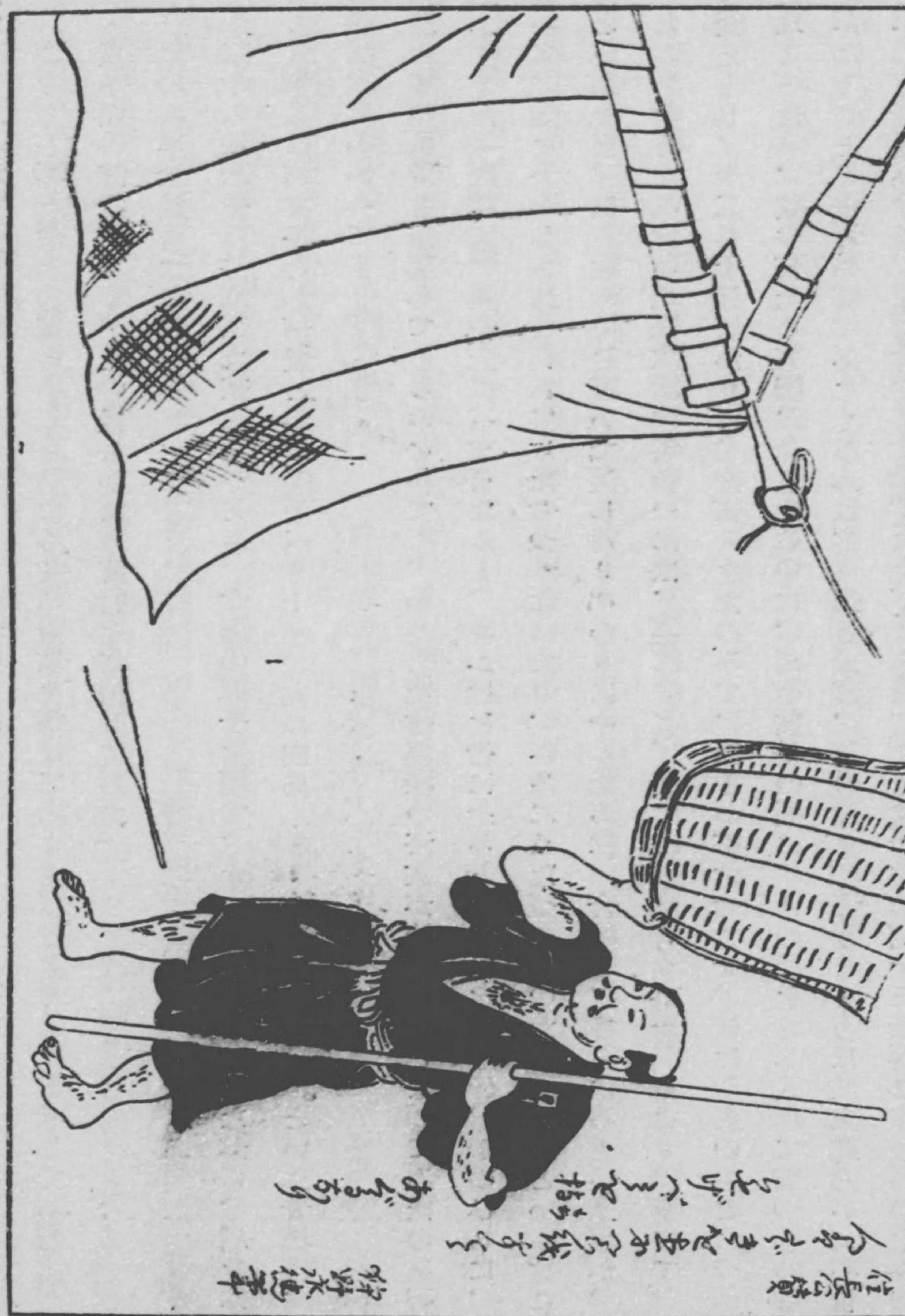
新形浴衣をかかへて……。

と朝湯の客の風俗を描寫してあるのをみても、かうした繪模様の浴衣が流行ものとなつてゐたのを否定しえないと思ふ。また『醒睡笑』巻の上に「文盲なる人、ゆかけを借にやるとて、紙をひろげ、手のひらに、細き筋を廻し書いて、是をおかしあれといふてもたせつかはしたり、みるにうなづき、ゆかけをかせといふ。ことの返事をせんといふまま、皿と枕の中を書いて戻しけり。かりにやりたる仁、合點し、さらはるといふ事か、是非に及ばぬ」とあり。また『曾呂理狂歌話』巻の一には、「唐はしのあたりには、酒うる翁有、本より無事にて、帳に畫をかきて覺えとし、十二月十日ばかりに、物書人をたのみて、酒手の書付せさせ、借ける人のもとにつかはして、代をば取ことなり、畫の書たる有様、色色なる中に、馬の前足の間に、人の頭をさし入れて嚙つきぬる所あり、是をいかなることぞととへば、馬をくらふは馬九郎と云事、馬の股をくろうところは又九郎といふ心也、といふにぞをかしくぞ讀みける、馬九郎と又九郎とをひとつ畫にかくは覺二九郎」と洒落れてあるのをみても、如何



「花の籠」所載さとり繪

長谷川信玄



「籠の花」所載さとり繪

長谷川信玄

長谷川信玄
さとり繪
あきつ

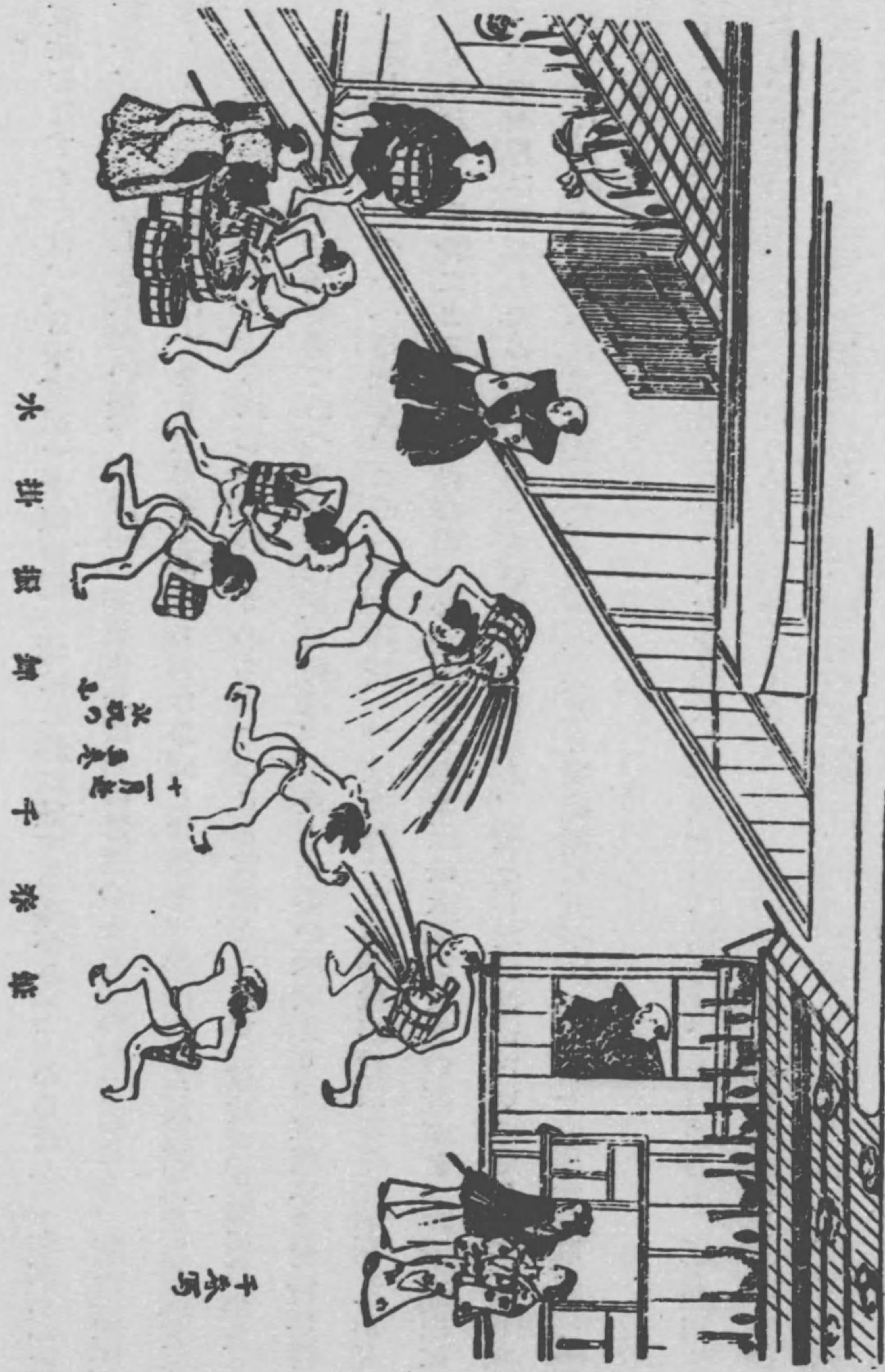
に判じ繪が一般的に行はれたかを想像しうる事と思ふ。かうした判じ畫にはその種類が頗る多く、『水鳥記』には、録と輪を畫き文字をそへて録輪ぬと讀ませ、鑿に平假名のでの字を配して飲み手にきかせてあるのもあつて、前者の如きは寛永頃には當時の俠客が好んでこの浴衣を着用した。

西鶴の『好色一代男』安藝のみや島の條に、

あらひかきの袷かたびらにふとぬの花色羽織、さし渡し四寸五分ばかりの紋に録と輪とぬの字をつけて、も
んもうなる出立、我身ながらこれは見苦しいもの云云。

とあるほか、『一代女』には判事繪團扇のさたとあり。當時行はれた奈良團扇がほとんどこの判じ畫を畫いてゐたので、西鶴はすかさずこれを取材したのであつた。このほか商舖の看板などにも判じ繪が用ひられたのであるから、その全盛ぶりは想像のほかであつた。

一八 水かけ振舞ひ 文化の普及せざる時代には可成りいかげしい迷信も一般世人に信じられてゐた。茲に解く水祝ひの如き惡戯もやはり迷信に基づく惡戯だつた。假りにその年新婦を娶つた男があつたとすると、その翌年の初春知己朋輩より水桶その他を送り、婿を裸にして戸外に誘ひ出し、水桶に湛たる冷水を散散にぶつけ、そのこと終つて後ち、その勞を贖ふ爲め、水かけ人一同を浴室に招じ、さらに宴を設けて酒食を供するといふ、現代人からみれば想像だも及ばざる惡習慣も、一向不思議な所業とも不埒なる行爲とも考へられず平氣で行はれてゐた時代もあつた。延寶八年刊の『日次紀事』には、祓除の爲め正月月初にこれを行ふ。とあるが、水を



水掛振舞千奉能

千奉能

かけて祓除をなすことは、『日本書紀』孝德帝紀の條にこれに類する事がみえてゐるほか、『和訓栞』に、「白河院の中宮貫子、入内おはしましての後、御懐胎の御氣色おはしける。つとめてのむ月のころ、關白藤原師實公參内して、ゆくりなく御まがりのたまり水を主上にうちかけおはしけるを、辨内侍「これは中宮の御火どまりの料に、殿の祝はせ給ふにて侍ると奏せられし、これよりのち、このこと吉例となりて、建武中家毎にはかなき者等まで、此のことぶきをなして、嫁娶過てのつとめての正月には、かならず妻の縁家より、水祝ひとて行ひ侍るなり。」とあるが、果して士清氏のいへる如く、この一事に胚胎して水振舞ひなる悪戯が行はるるに至つたかどうかは疑問とせざるをえない。俗説によると、永祿の頃三好長秀がその家臣松永彈正久秀の姪女を、己が寵臣に妻合せたる時、此の水振舞ひをなしたのに始まるともいはれてゐるが、確とした論據がないので信憑に値しないと思ふ。しかし室町時代以降この水かけぶるまひなる悪戯がかなり廣範圍に互つて行はれたのは事實であつた。

『武道傳來記』に、

正月三日の事なるに、若き者集まりて、いざ文助に水掛祝といひ出れば、おのおの進んで無用といふ一人もなし、血氣の男手分して、その拵らへのほどもなく、金箔置の手桶五十、銀箔の柄杓五十本、衣装づくしの笠鉢十二本、落書の大團扇に竹馬一疋、籠張の立烏帽子、門口に持かけさせ、いはひましての御事と、急渡使ひを立けり、文助聞届けて、御返事は是よりと、その者を歸してしばらく分別する中に、家中是さてに見物立かさなり、作り物の風流をどつと笑つてはやしけり。この事殿の耳に立ち、此義は先年御發度仰わたされしに、いま又拵を背者せんさくすべしと、きつと申わたされ、吟味をするに、若手一人も組せざるは

なし、とかくはそれなりにすませと、その道具をとりおかせ、水も波風もなく阿波の鳴門は納りぬ。

とあれば、もつてその情景を彷彿しうる事と思ふ。

此の水かけ振舞は聲の迷惑、困惑など一向顧みるところなく行はれたので。『篋絨輪』六の卷に、昔東武に盛んにありて、互に怨讐を含む基となり、喧嘩鬪諍不止。といはるる如く、血氣旺盛なる年少氣鋭にまかせて行ふ結果、ある者は身を損ひ、あるものは口論鬪諍に及ぶ例も多かつた。されば『大佛物語』上の卷に、

水を人にあびせたる若殿原の底意のほどは、大方表へあらはれたり、それをいかにといふに、人としては仁義古今に通じ、詩歌管絃の道を常に思ふ故に、たはぶれをたくむべきひまもなく、いつか心は花の春、身を護るこそは君子なれ、その外血氣の若殿原或は愚痴の上下凡夫どもは、おのが心はお留守居の氣分我ままたれば云々時しも比は正月の、おみきの數も重なれば、目ぼしの花もちらめく時、この事のれおどけ人、同文まはし寄集り、水を浴する方便ども、花やかなる高難談、たがひの心そむく故、水をあびせんあびすまじ、つめ問答のあげくには、大事のむこにあやまちさせ、もみでしたる若殿原、本望遂げて益もなし。

とこれを難するの士も亦あつたのである。徳川氏の時世に至り、かかる不作法きはまる不倫の悪戯は全く禁止された。そのかはりとして金銀にてだみたる手桶に、鶴・龜・松・竹など、めでた盡しの蒔繪美しき手桶一雙を、新たに嫁を娶つた男の許へ知己朋輩より送り祝ひ、これを目出度く受納せる婿の家にては謝禮の爲め、一夕それ等の人人を招待して、酒飯を供する事になり、これを水掛振舞ひと呼んだ。

第四編 近代史 (徳川家時代)

第一章 時代概説

徳川家康が参州の三河より關東八州二百五十萬石の地に封ぜられて、江戸城に據つたのは天正十八年であつた。こは榮封に藉口せる一面、多年三河武士の士氣を培へる離れ難き地盤より、強ひて放たしむる豊公の反間苦肉の策に外ならぬ左遷ではあつたが、家康は甘んじて江戸入府を肯んじた。當時の江戸は『天正日記』によれば、城下の町數縦十二町、横三・四丁所所にて定まりなし、家數は焼け後ゆる確ならず。とあるが如く廣漠たる平野の連なりであつて、武藏野の名に背かず、僅かに二・三の茅屋が其所此所に點綴されてゐたに過なかつた。

豊公の歿後徳川氏の勢望漸く盛大となり、慶長五年關ヶ原戦役の後天下の大勢は徳川氏に傾き、更に慶元兩度の合戦を経て茲に保元・平治以降三百年來の兵革が全く熄んで天下は徳川氏に歸伏するに至つた。家康は慶長六年二月十日印授節刀を拜して征夷大將軍となるや、茲に初めて江戸を本據となすに決し、豊臣氏系の外様大名に運河・築堤・道路改修・築城等の加役を命じ、邸宅を江戸に構へしめて參觀交代の制を設け、只管諸大名の財力

を疲憊せしむる一方、親藩を外様の間に配して不時の急に備へた。由來江戸は荒野の連なりであつたから、飲用水に頗る缺乏を感じたので、承應元年正月百姓庄右衛門、清右衛門等の建言を入れ、幕金七千五百兩を下賜して玉川上水敷設工事を許可し、三年六月玉川上水が竣工して以來飲料水の給與を完全にえて總てが都城として冠備するに至つた。

かくして江戸は一徳川氏の江戸たるに止まらず、天下の江戸として將又武家政事の中心地として、その後十五代、二百五十餘年間の確乎たる基礎が築かるに至つた。

當代の文化は徳川氏によつて齎らされた太平の恩恵によるものであるはいふまでもない。家康以來代代の將軍が文教を奨勵せる結果好學なる綱吉の代に至つて繪畫・文學・美術・工藝等は異常なる光彩を放ち世にいふ元祿文華の絢爛なる時代が現出された。

儒學は京にあつては山崎闇齋・伊藤仁齋・その子東涯があり、江戸には木下順庵・萩生徂來等が輩出して各一派をなした。更に國文學の隆昌と待つて軟文學の流行をみるに至り劇・淨瑠璃等の擡頭をみるに至つた。特に傑とすべきは連歌の圈内より出た俳諧が新たに民衆詩となつて異常なる勃興を示し、この派より出た井原西鶴によつて浮世草紙の一新起原が劃さる事となつた。

繪畫は探幽(狩野守信)が出でて狩野派を再興し、この派より英一蝶が出でて独自の境地を逍遙した。次いで土佐光起が出でて土佐三筆の一と稱された。又住吉貞慶は住吉派を興した。この派より尾形光琳出でて濃艶なる淡彩をもつて光琳風を興した。さらに岩佐又兵衛によつて浮世繪風なる新傾向の試みが行はれ、以來歌麿・北齋・

豐國等の如き名手が出でて、美人の艶麗なる姿態を畫く獨得なる筆致の完成をみた。

これ等の文化と直接密接なる關係に楔づけられてゐる遊戯の如きも、この特異なる文華の影響をうけて遊戯史上曾つてなき盛觀を呈するに至つた。その種類には操り劇の所産になる野呂松木偶・合點合點・子供藝術としての南京操り・覗き機關・傀儡師等のほか、室町時代の末期に擡頭せる楊弓が當期に至つて白熱的人氣を博し、その漸く頽勢となるに及んで投壺・投扇興出で、毬杖に代つた振振の誕生をみ、雀小弓の衰退につれて破魔弓の出現となり、享保年間よりは指先の變化による拳戲の擡頭となり、長崎本拳より藤八拳の變遷に至る過程に蟲拳・虎拳・ヒ玉拳・石拳・グーチキリ・バ・盲目拳等の雜種拳を生じた。又兒女の準遊戯として、(1)千艘や萬艘(2)芋蟲ころころ(3)廻りの廻りの小佛(4)堂々めぐり(5)鰻の背登り(6)狐のお窓(7)橋の下の菖蒲(8)鬼の皿(9)にらみくら(10)芥かくし(11)打瓦(12)げえ(13)籠廻し(14)文字繪(15)焼き繪・綱引、博戲としては俳諧三笠附・冠附・穴一・寶引等があり、玩具遊戯としては錢獨樂・博多獨樂・お花獨樂・八方獨樂・叩き獨樂・勝負獨樂・貝獨樂等の外花火・水繪・千社札等毎擧するに暇なきほど多種多様にして雜然混然たるの感を呈した。

茲に特記すべきは、放鷹が當期に至つて宮中の管掌より武家の專遊に屬した事と、平安朝以降無季無飾だつた雛あそびと端午祭とが大人に認識され、有季的となり有飾的となるに至つて、兒童や兒女の遊戯的圈内が頗る極限されたといふ矛盾に撞著した。以上雛と端午とは既に有坂與太郎氏著『雛祭り考』『日本玩具史上・下』等に詳述され盡してゐるから、時代概説の一端として變遷の過程を序したに過ぎない。

第二章 骨牌

當期の遊戯的特徴の一に數へらるる骨牌は、樗蒲ウツとも賀留多とも訓じられてゐる。このカルタなる語は一説に日本に傳來後日本語化したものであるといふ説と、『和名抄』に樗蒲和名加利とあれば、蠻語のなまれるものでなく、加利字知の轉語であると思ふ。なぜならばうちの反語はつてつとたは相通するゆゑかるといはるるやうになつた。といふ『博戲犀照』説とがあつて、兩説そのいふところを異にしてゐるが、思ふに山崎美成氏の主張せる如く加利字知の轉語なのであらう。是非はとにかく日本には骨牌の名稱こそなかつたが、骨牌とその形體もしくは遊法の類似せる歌貝(貝覆ひの貝より案出された)があつたのは事實で、骨牌が一般化せざる時代には骨牌といへば、卑俗の遊びとして輕侮されてゐたのであつた。

外國賀留多が遊戯用として何世紀頃創始されたかは明確でないが、その始めは獸骨を薄く削いでこれに繪様を描いて用ひたのをもつて始原とするといはれる。西洋より骨牌が最初日本に移入されたのは慶長の頃、和蘭人より三池貞次といふものに傳へ、これを徳川幕府に奉つたのに始まるといふ俗説もあるが、

『長會我部元親式目』の控書に、

一 博奕カルタ勝負令御停止候附其外無作法令禁制事。

慶長二年西三月朔日

とあれば、慶長の頃ほひとく既に武士階級の間に賭博具として惡戯に供されつつあつたのは否定しえざる事實であるから、骨牌の移入期は少なくとも慶長以前でなければならぬ。ところで南蠻渡來の骨牌がそのまま用ひられてゐたか、あるひは南蠻骨牌の傳來後これを改變して新たな遊戯用骨牌が用ひられてゐたかは『長會我部式目』の控書の禁令事項のみでは、その孰れとも推測しえないが、しかし『塵芥略記』元和二年二月の條に、十四日召經師藤藏・カルタ石川主殿頭所令新刊也。南蠻ノアソビ物也。分摺之。とあれば、當時代外國骨牌が少しも更改されるところなく日本に於いて製作されつつあつたと解しうるのであるが、しかし骨牌そのものが如何なる繪様であり、何枚をもつて一組とするかが明かでないが、僥倖にも『雍州府志』土産の部に、加留多、六條坊門製之、其良者稱三池、以金銀之箔飾之者謂箔賀留多、是於繪草子屋造之、元阿蘭人玩之、長崎港土人以之爲戲、凡賀留多有四種紋一種紋謂伊須、蠻國稱劍曰伊須波多、此紋形似劍自一數至九、第十畫法師之形、是表僧形者也、第十一畫騎馬人、是表士者也、第十二畫踞床之人、是表庶人者也、一種稱波字、蠻國稱青色日波字、此紋自一數至九數、第十、第十一、第十二、同前、一種紋謂古津不、蠻國表酒盃者也、一種紋謂於宇留、蠻國稱玉曰謂於宇留是表玉者也、とあるから、一種各十二枚四種四十八枚を以て一組とし、第一組劍に似たるを伊須又劍伊須波多といひ、一より九枚、十枚目は法師の形をしたもの、十一枚目は騎馬の人十二枚目は床に踞める人。第二種を波字といひ青色を以て彩る。一より十二枚、第三種こつふは酒盃をあらはせるもの一より十二枚、第四種はおふるといひ玉をあらはせるもの一より十二枚で、後世七十五枚を以て一組とし

たうんすん骨牌の内の利劍・おふる。こつふの三稱と、この四十八枚を以て一組とせる骨牌の第一種の劍、第三種のことふ、第四種のおふるなどが同じ名目であるのによつて推斷すれば、後世に於ける七十五枚ものうんすん骨牌は明確にこの四十八枚一組の外國骨牌によつて日本風に改作されたものであるといふ結論に到達する事と思ふ。いま彼比對照の爲め、うんすん骨牌の全貌を次に掲記して參照の便としよう。

うんすん骨牌は五種各十五枚で總計七十五枚といふ老大な札數である。その種別は『半日閑話』によれば、

- 第一 一 うんすん五枚 布袋・福祿壽・大黒・惠比壽・達磨各一枚づつ。
- 第二 二 そうた五枚 異人の風體せるもの。
- 第三 三 すん五枚 唐人の黒冠せるもの（みなすん也）
- 第四 四 ろはい五枚 また蟲ともいふ。
- 第五 五 こし五枚 武者の如き者、腰かけたる態。
- 第六 六 馬五枚 共に馬に乗る態なり。
- 第七 七 花九枚 棒の尖に花をつけたるもの、ろはいに花のついたのを貴ぶ。是より打ち出す。
- 八 ぐる九枚 太鼓の模様、ぐるのうん、太鼓に達磨餘は之に准ず。
- 九 おふる九枚 ⑤の如き模様がある。おふるのうんは惠比壽である。
- 一〇 こつふ九枚 寶冠の如きものあり、こつふのうんは布袋である。
- 一一 利劍九枚 利劍の模様である。うんは福祿壽である。後世安永年間に至つて、利劍は矢に變改された。

（都て丸きものは數少なきをよしとす、長きものは員多きをよしとす）

以上の札別によつても、この賀留多が外國より傳來せるままの骨牌ではなく、いかにも和洋折衷の感あるところより推斷すれば、これが外國骨牌を日本人の趣向と合致せしむるやう繪様を更改したものであることは直ちに肯定しうべき事と思ふ。この骨牌の使用法は『半日閑話』に、

打方はまづ札を合せ、きり交せて、三人にて打てば、總札の内より一枚取つて是を中へ置き、跡を三人に五枚づつ順にくばり、末になり一枚か二枚餘りたるをば別にのせ置、是は捨にじて用ひず、扱初めに一枚取つておきし札たとへばぐるの六なれば、即三人の者何れもぐるに附し札を、人に見せず取よけ置、是れその番のききものといひて、最も大切にすべきもの也。總てうんすんの順によりて、うんにぐるの附しをば、第一番のよきものにする故に、ぐるをとりのけしまひそれより打ちかかれり、第四番のろはいに花の附しを持ちし人より打ち始める也。打ち始めると云は、ろはいに花の附候札を持たぬ人、先づ何にても有輕るき札を兩人とも出す也。さて兩人出候札、たとへば花の三を一人出し、一人は劍の三を出すときは、かのろはいに花の附候札ある者の手より長きは、數多きをよしとすれば、劍の五を打つて手前へ取、その五の札を上へ置て、膝の前に置也。それより右にすわりし次の人、又打つ也。その打ち方はみな同じ、何れにても長きものは數多きにて取り、丸のものは數少なきにて取也。それより段々、札少なくなれば、かの初めにのけ置しぐるの附きたるを出して打つ也。これはぐるどしには勝負なけれども、外の札はつづくものなし、その打つにさすと云ふ事あり、さすとは一人人物鳥か蟲の類を以てふせ置き、その次の人ただの札を出す。これをばすと

いひて、初手より捨てしまふ也。劍の札杯にては有とても取事ならず、いま一人は手にあるところのうんより馬までの繪の附いたるをもつてさす也。向ふの人、第六番目の馬をさせば、此方より上の五ばん目のこしをさして取也。その順にてうんをさせば是に紛ものなし、かやうにしてみな取じまひ、一ばん多く札をとりしもの勝となる也。その札の取方さし方に大の上手下手ある事也、亦最初一枚取りおくれ、もしうんより一枚おく事も有、又棒の五、丸の四、棒六にて取也。丸の四き取所也。

又古きうんするかるたの書附一枚添へ有之、うんすんそうたきり馬蟲、右の外はぼうはあれども、數多き方へとり申候、丸きものは數少なき方へ取申候。残りをおきと申候、おきに御座候むしを持候者より打出し申候を、おきは互にふせ候ても、人の附候かたへ取申候人にも、おきにて御座なく候へば。丸きものにてはぼうにても、その時のおきの方へ取申候、何れにても繪のつき次第たがひにさしにて勝負いたし候。

とある如く甚だ難解で、これだけの解説によつてうんすん骨牌の遊戲的素質を完全に理解する事は到底なしえないと思ふ。思ふにうんすん骨牌の運用は恐らく後世における八八(花骨牌)の打ち方とその戲法を等しくしてゐたのであらう。是否は兎に角外國骨牌の移入以後直ちに改作されたのがうん骨牌であるといふが、『雍州府志』、『人倫訓蒙圖彙』、『國花萬葉記』等にも四十八枚ものの骨牌は認められてゐるが、七十五枚ものの骨牌に就いては一向記録されてゐるのを知らない。何を根據にうんすん骨牌が外國骨牌より一番に改作されたものと解釋してゐるのか、それ等の迷説は甚だ失當であるといはざるをえない。少なくとも元祿年間までは外國骨牌より改作された天正骨牌が用ひられてゐたのであらう。その例證ともいふべきは元祿五年刊鹿野武左衛門著『鹿の巻筆』の、

源内・市左衛門・三郎兵衛三人論議の條に、「それ骨牌は人間のせいすいのもと、されば佛法にいわんには、まづ四十八枚はみだの四十八願なり。一より九までは四とをりにて、四九三十六地の三十六をんを表し、十四枚はしやかみだやくしみるく佛にて、四枚はもんじゆふげんくわんおんせいし、きり四枚はじごくびしやもんこうもくぞうてう、さてまたいすこつふはうおうる四しなにさだめしは、しゆみ四しうをかたどりたり、一はばんもつのはじめなれば、あさを天下にたつるなり、一よりきりまでの十二とさだめしは十二月をひやうしたり、さればきりといひては何にてもすきをいたす云々」とある如く四十八枚ものの骨牌が用ひられてゐたのは争ひえぬ事實であつた。而も三人論議の條にある、あさもしくはびんからきりなぞといふ札名もしくは種別名は、天正骨牌の札名竝に種別名と全然同様であるから、七十五枚ものうんすん骨牌は決して上期の所産ではなく、元祿以後に外國骨牌より考案されたものやうに考へられる。そこで骨牌の變遷順よりいへば、

外國骨牌(うんすん) 四十八枚もの—天正骨牌四十八枚もの—花骨牌四十八枚もの—うんうん七十五枚もの

となるのであつて、天正骨牌はいかにして天正骨牌といはるるかといふに、その最初の札に『天正極上仕入』の六字が見事に彩色されてあるところより天正骨牌の稱呼を得たのであつた。これは決して後代のものでなく明かに天正年間に外國骨牌に胚胎して骨牌界に誕生したものであるに異ひない、果して然りとすれば、『長曾我部元親式目』の掟書にある慶長二年に先立つ事二十數年以前に天正骨牌は外國骨牌によつて摸作されてゐたのであるから、外國骨牌の傳來期が一部識者のいへる如く慶長年間であるといふ確認説には肯定出来ない。と同時に後世

單にメクリ骨牌と呼ばれてゐた骨牌が、天正骨牌の遊戯的生命を持續し來たつたのにも氣づかず、これがうんすん骨牌より改作されたなどといふ迷説は絶対に否定すべきである。要するに天正骨牌は當初唯單に合せるといはれてゐたが、後世メクリ骨牌といはるるやうになつた。従つて天正骨牌の以後に出現した花合せの如きも同じくめくり札と呼ばれた。天正骨牌の札別は、山崎美成の『博戲屏照』竝に『博奕仕方風聞書』によれば、總札數四十八枚、一より十二まで各四枚づつ、二より十までを通例の數にて唱へ、一をびん十一を馬、十二をきりといつた。この一から十二までの四十八枚を札別にすると、

- 一 一の四枚の内 一枚をあざといひ、金泥にて彩色、此の札數五十點。他の一枚はびんといひ十點、他の二枚はスベタといひ無點。
- 一 二の四枚の内 一枚は太鼓の二と唱へ、太鼓の形を畫く、金泥等にて彩色、數五十點、他の一枚は青二といひ、青唇の形に畫く、無點。一枚は海老二と唱へ、海老を赤く畫く、數十點、他の一枚は唇の二といひ、唇の形に畫く、無點。
- 一 三の四枚の内 一枚は青三といひ、青く彩色、數五十點、他の一枚は赤三といひ赤く畫く、數十點、他の二枚はスベタの四といひ無點。
- 一 四の四枚の内 一枚を青四といひ青く彩色、數五十點、他の一枚を赤四といひ赤く畫く、數十點、他の四枚はスベタといひ無點。
- 一 五の四枚の内 一枚を青五といひ、青く畫く、數五十點、四枚の内の上札、次の一枚は赤五といひ、數十點、他の二枚はスベタの五といひ無點。
- 一 六の四枚の内 一枚を青六といひ、金泥等にて彩色、數六十點、四枚の中の上札、次の一枚は赤六といひ、數十點、他の二枚はスベタの六といひ無點。
- 一 七の四枚の内 一枚を青七といひ、數二十點、次の一枚を赤七といひ、數十點、他の二枚はスベタの七といひ無點。
- 一 八の四枚の内 一枚を青八といひ、數二十點。次の一枚を赤八と唱へ數十點、他の二枚はスベタの八といひ無點。
- 一 九の四枚の内 一枚を青九といひ、數五十點、四枚の内の上札、次の一枚は赤九といひ數十點、他の二枚はスベタの九といひ無點。

一 十の四枚の内 一枚は釋迦十といひ、數五十點。四枚の内の上札、次の一枚をすべたの十といひ、數十點、他の二枚はスベタの十といひ無點。

一 十一の數にて馬 内一枚は青馬といひ、金泥にて彩色、數五十點、四枚の中の上札にして次の一枚を十の馬といひ、數十點、他の二枚はスベタといひ無點。

一 十二の數にてきり 内一枚を青きりといひ、金泥にて彩色、數五十點、四枚の内の上札にして、次の一枚は十のきりと いひ數十點、他の二枚はスベタといひ無點。

以上四十八枚の骨牌札をもつて手合をなすのは『博奕仕方風聞書』に、「五人候得へば一人づつ順に休みを入れ、残り四人へ七枚づつかるたの裏の方を見せ、銘銘へ蒔配り、外にかかるた六枚其の席の眞中へ横様を見せ候て蒔、四人の内一人惡敷札の者相休、三人にて手合に成打候事も有之又は兩人にて打候事も三人共に不承知に候へば蒔直し候」とあるから、現今も行はれつつある花骨牌の八八と全く同じ手法であつた。但し手合三人のときは勝負に勝つた者を親といひ、親の次を嗣二と稱し、その次を大引といふ。勝ちをとるにはなるべく上記の内の上の札たとへば六十の六、五十の五、釋迦の十、馬きりなどを多くとつたものを勝ちとするのであつて、このめくり骨牌にも八八の如く場役があつた。

- 青二・釋迦の十・あざの三枚を取つた時(團十郎)といふ。
- あざ・青二・青三の三枚を取つた時(下モ三)といふ。
- 青七・青八・青九の三枚を取つた時(仲藏)といふ。
- 青きり・青馬・釋迦の十の三枚を取つた時(上ミ三)といふ。
- 赤七・赤八・赤九の三枚を取つた時(赤藏)といふ。
- あざ・海老二・釋迦十の三枚を取つた時(海老藏)といふ。

等で、數札の勝負にまけても、以上の役手をつくれれば、その役の點數によつて、數札の負を補ひうるばかりか、ふけと稱し、點數を少なく取つた時勝ちとなるころなどは、八八の手法と全く同一であるばかりでなく、天正骨牌に於ける赤七・赤八・赤九を赤藏といふに對し、花骨牌の櫻の丹・松の丹・梅の丹の三札を赤丹もしくは赤藏などと稱するに思ひ及べば、當然の歸結として花骨牌は天正骨牌によつて摸作されたのであるといふ結論に到達する。

天正骨牌をもつてするキンゴ骨牌の打方は、天正骨牌のうち馬きり八枚を除いた一より四十までの四十枚をもつて一組としたもので、手合何人にも一人一枚づつ蒔き渡し、残り札は全部裏の方をみせ、場の中央に置き、銘銘手の札と場の札と一枚づつ引合せ、持牌と取牌とを合せて、數が十五になつた者が勝ちとなるのであるが、手に四の札を持つてゐて、場の伏札の内から七の札と六の札と二枚とれば、十五より數が多くなるので、これをあひばれといひ、一の札と四の札を四しひん、九の札と、一の札を九しひんといひ、以上の札をとれば、十五の札の如何に係らず勝ちとなるのであつて、『老學庵筆記』に、十の字音は平聲に發する時、その音湛なり。とあるによれば、キンゴにあらずして、シンゴであるといふことになるが、しかし『淨瑠璃壇之浦嫩軍記』の二段目、五條坂揚屋の段に、

訴人したらほうびはすくな錢十貫、それをもとでにめうとづれで、トシ盡してあそんだら、さぞ面白からうではあるまいか。

と、五の字の三つ重ねをキンゴと讀ましてあるところにキンゴ骨牌の名稱があるのであつて、十五の數になつ

たものを勝ちとするのは、前述の通りであるが、手持ちの札がかりに一で、取り札の點數が十四であれば、これをふせておくのであつた。これをかこひといふのは、その頃十四匁の遊女をかこひ女郎といつたひつたへから始まつたといふ。柳亭種彦説。しかしその後間もなく圍ひ女郎の買ひ値は十五文に騰貴したにもかかはらず、キンゴ骨牌の遊びは段段熟練して、十一でも十二でも自由に圍へるやうになつたのは皮肉だ。のちにはさらに鬼といふ札一枚を加へ、これを鬼入又はキンゴとも呼んだのは、十五の數になるゆゑであつた。

同じ骨牌をもつてする骨牌遊びによみ骨牌といふのがあつた。よみの仕方は天正骨牌四十八枚のうち、赤繪札十二枚を除いた三十六枚をもつて一組とする。手合は四人、一人へ九枚づつ蒔き、残り札を死繪と稱して除札とし、銘銘手に持つた持札を一・二・三・四・五・六と順に手に持つて打ち廻した方を勝ちとする。たとへば一・二と手より下し、三の札のない時は次の者に廻し、三・四と次に打ち、五の札のないときは又次の者に廻し、次の者親の手にて五の札のない時は、三・四と打つた者のはうへ戻し、八・九・十と手札を打切つた時勝となるのである。但し勝負に錢を賭る時これを五下夕と唱へ、五より下の札にて打ちきつて勝てば賭錢の中の何ほどかを取るのであつて、五より上の札を六にて上れば六文、七にて上れば七文と以上に準じて取遣りするのであつた。

骨牌はその發祥の始めにはいふまでもなく清遊に供されたのであつたが、前述のごとく遊戯的性質を不純なる賭博行爲に轉向せる結果、當時骨牌といへば不純の翫物として潔癖なる一部の人士からは異端外道視さるるに至つた。『鹿の巻筆』三人論議の條で、市左衛門が三郎兵衛をいさめ、「御身分には似合ず、かるたわさふつとやめたまへ、かるたはばくちの第一なり、人のおもふところもあり、なぐさみとはよもいはじ、さりとはやめ

させ給へ」とある如く、あだかも骨牌遊びが博奕の根源なるかに考へられたほどであるから、賭博具として認められてゐたのは事實だつた。さればこれより先き徳川政府でもあらゆる階級に根強く喰ひ入つた骨牌賭博の弊害を慮り、「一、前々より被_レ仰付_二候ばくち、はうびき、けんねんじかるた、何にても諸勝負一切仕間敷事。」と慶安元年二月、町觸れを以て堅くその賭博行爲を禁斷した。『享保絲綸錄集成』。しかしいかに制禁令を以て賭博行爲を取締つても、隠密の間にその禁壓を犯す者のあるのは何時の時代にも共通であつて、一たん茶毒された骨牌熱が決して冷めざるわけがあらうはずなく、いくほどもなく再び勢力をぶり返したので、『鹿の巻筆』の筆者をして、三人論議に名を藉りその非遊なるを難せしめられたのであつた。

因みにいふ。茲にけんねんじかるたとあるは、京の六條坊門に於いて製作さるる賀留多に坊門賀留多の稱ある如く、京の四條南建仁寺にて作らるる賀留多をけんねんじ賀留多と呼んでゐた。いふまでもなく骨牌の製作は京を中心として次第に郷土的色彩を帯びて發達したもので、當時は殆んど京・阪兩地に限られてゐた。

『人倫訓蒙圖彙』賀留多師の條に、

上略一種各十二枚、はういすの四種合四十八枚中略寺町通二條の上ひいなやにあり、四十八枚は五條通りに多し、大阪久太郎町にあり、彩色外に出しても作るなり。

とあるほか、前述せる『雍州府誌』には、六條坊門の製そのよきを三池と稱す。とある如く、六條坊門の三池貞次によつて作られたものには金銀の箔を剝いた豪華のものすらあつたので、世人はこれに金骨牌の名を冠して呼んだ。

かくて一面至難の的となりながら、反面世人の趣味と合致せる結果、骨牌は一般世人より異常なる迎合をうけ、元祿以降ますます盛力を伸張し、不純なる遊戯的性質に墮しきつた結果、つひに寛政三年八月町觸れを以て骨牌の發賣が禁ぜらるるに至つた。

『天保集成絲綸錄』

町觸

一 博奕に限り用候かるた札は賣買致間敷儀勿論に候處、心得違之者も有_レ之趣相聞不埒事に候、右之外にも總而博奕に而已用候品致_三賣買_一おいては、其品取上咎申附候間其旨可_三心得_一者也。

とある如く、骨牌の販賣が禁じられたほどであるから、その使用が禁じられたのは勿論であつた。しかし此の制禁の裏面にあつて、隠密の間に新たに製作され、彗星のごとく骨牌界に出現した骨牌こそ、後年他の骨牌を壓倒して骨牌界の重鎮となつた花骨牌で、全く意匠風に圖案化され骨牌界まれにみる逸品であつた。表面制禁の手前遊戯用と觸れて賣り出したものの、いくほどもなく博戯に使用さるるやうになつた。明治政府の時代となつて花骨牌は一時賣買を禁じられたが、その後賭博法によつて新たに課税して販賣を許容された。

この骨牌は天正骨牌の四品を十二品とし、一品の十二枚なるを四枚に變造したのであつて、總數四十八枚を以て一組とし、四季十二箇月に花別してある。

一月 松 二十點札一枚 五點丹札一枚 スベタ(カス札)二枚

- 二月 梅 十點札一枚 五點丹札一枚 スベタ(カス札)二枚
- 三月 櫻 二十點札一枚 五點丹札一枚 スベタ(カス札)二枚
- 四月 藤 十點札一枚 五點丹札一枚 スベタ(カス札)二枚
- 五月 葛蒲 十點札一枚 五點丹札一枚 スベタ(カス札)二枚
- 六月 牡丹 十點札一枚 五點丹札一枚 スベタ(カス札)二枚
- 七月 萩 十點札一枚 五點丹札一枚 スベタ(カス札)二枚
- 八月 坊主二十點札一枚 十點札一枚 スベタ(カス札)二枚
- 九月 菊 十點札一枚 五點丹札一枚 スベタ(カス札)二枚
- 十月 紅葉 十點札一枚 五點丹札一枚 スベタ(カス札)二枚
- 十一月 雨 二十點札一枚 十點札一枚 五點丹札一枚 スベタ(カス札)一枚
- 十二月 桐 二十點札一枚 スベタ(カス札)三枚

で、打ち方は天正骨牌と全く同じで、五人なれば一人が落ち、残りの四人へ七枚づつ札を配り、六枚を場(席の中央)に表繪を上にしてさらし、残りの札をふせて撒き札のわきにおく、各自配られた花札をみて、手の悪いものは一人落ちる、落ちたものは持札を全部ふせて札の上におく。さて残りの三人の勝負となり、三人のうち誰か一人が天正骨牌の如く親となるのを定める為め、ふせ札を銘銘めくつてみて、點數の多い者を親とする。いよいよ打ち出すにさいして親は吟味といふものを引く、つまりこれは座の中央にふせてある最後の札が何である

かを親になつた責任上檢べておくので、かうして赤・青などの役手に備へるのである。赤は梅・松・櫻の丹をいひ、これを菅原ともいふのは、淨瑠璃の『菅原傳授手習鑑』に登場する、梅王・松王・櫻丸に因めるゆゑで、青は牡丹・菊・紅葉の三丹をいふ。又青丹を青藏ともいふのは天正骨牌より移つた名にほかならない。

打札の前にはあらかじめ大場か小場かを定める。これは撒き札の中に二十札があつた時大場といひ、ない時は小場で、勝負の結果勝つた者は大場なれば定め數の倍となる。次に手役といふは各自の持札のうち、一種の札を三枚もつてゐるを三本といひ、場より同じ札を一枚ひろつて四枚となれば、三本の飛び込みと稱して定め得點より得點が増へる。同様にカラス(スベタ)ばかりの札の時はやはり手役であるかはり、全部の札の表をさらして膝の前に並べる。十一(十點札一其他は全部カス札の時) 丹(丹札一枚のほか他は全部カス札の時) 二十一(二十札一枚のほか他は全部カス札の時) の場合は、その數札だけをふせて、他のカス札はその左右に表を出してさらす。このほか三くつきといひ同種の札二枚づつ三組ある時は役手となるが、この三組の札も他の一枚を除いたほか全部さらす。四相は桐なら桐が四枚そろつて持札となつた時で、やはり役手であるが、これは打つ人の都合で切り變へて貰つてもよいことになつてゐる。

八八の場合は三束つっぱり、素倒し・六丹・七丹・猪鹿蝶(各十札)・松桐坊主・四光(松・櫻・桐・坊主の二十札)但し、松・櫻・桐・もしくは松・櫻坊主三枚のほか雨の二十札一枚がはひると流れるといひ役點がふいとなる。五光(松・櫻・坊主・桐・雨の各二十札一枚づつ)青(牡丹の丹札・菊の丹札・紅葉の丹札三枚)赤(櫻・梅・松の丹札三枚)等で、この外この花札をもつて追丁カブといふカブ札に代用する變體も行はれるが、あまり博戯過ぐる觀があるのでこれ位で擱筆し、次は稿をかへて純眞な遊戯的性質をもつ骨牌の變遷に移らう。

歌貝うたがひ 歌貝の始原は詳かでないが、恐らく貝覆ひの以後に於て創案せらるるに至つたのであらう。歌貝は貝覆ひに象どつて、歌の上の句を合せてとるところより歌貝なる稱呼をもつて呼ばるるに至つた。

歌貝をさして歌賀留多と稱するのは甚だしい誤謬で、元祿前後に於いて賀留多といへば卑俗の翫びとして輕侮の念をもつてみられたのであつた。歌貝が賀留多といひ誤まるるに至つたのは、歌留多が四角な方今行はるる形態で、札面に繪が畫かれてある如く、歌貝も近世に及んで昔日の形といたく形態を異にし、ほぼ賀留多と同形となれるところより賀留多と間違はるるに至つた。

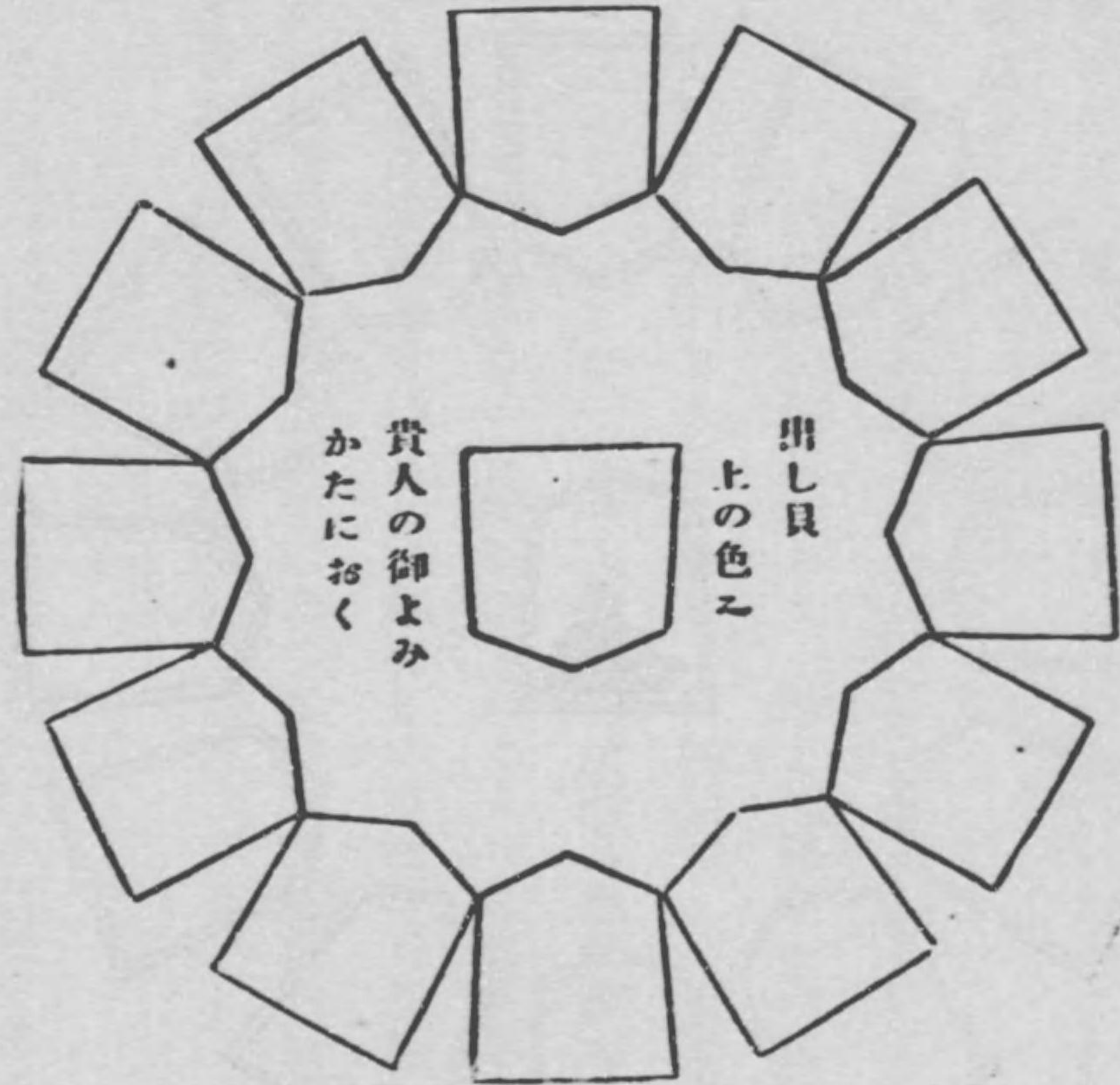
この歌貝は初期時代にはついまつとも呼ばれてゐた。

『伊勢物語』に、

昔男ありけり。その男伊勢の國にかりのつかひにゆきける(中略)あけをはりの國にたちなんとすれば、男も人しれずちのみだながせどえあはず、夜やうやうあけなんとするほどに女の方より出すさかづきのさらうたを書き出したり、取りてみればかちんのわたれどぬれえに候あれば、とかきてすゑはなし。その杯のさららに、ついまつのすみしてすゑをかく、又あふ坂のせきはこえなん。云々。

ついまつは松明たきの事をいふ。この文例にある如く、女が上の句を詠んで出したのに男が下の句をつけたのが、宛も歌貝の歌が上の句、下の句にわけて書いてあるに似たる爲め、ついまつが歌貝の異名となるに至つたのであつた。歌貝を作るには大抵長さ二寸三分位の板紙に鳥の子を張るか、或は金銀紙などを用ひ又は色紙を用ひわけて、

上の句と下の句の札色を色彩別にするのも趣味的であらう。しかし札裏は總じて金銀をもつて張り縁へ細くかけて折り返したものが多かつた。



初期の歌貝

歌貝の表には歌人の肖像などを畫いてもよく、また歌のみであつても差支ないのである。歌貝の事を駒形と稱したのは、將棊の駒の形體に類似するより起つたのであつて、頭をすばめ三角形となし、下は末廣がりの形體に造る。

歌貝に歌を書くには、一枚には上の句、一枚には下の句といふふうを書くのであつて大抵百人一首を標準としてゐるが、新百人一首あるひは『源氏物語』乃至は『伊勢物語』などからとつて作つたものもみうけられた。つまり上の句の札百枚に對して下の句の札百枚で、歌貝の立て方は貝覆ひの例に準じ、歌の方を表にして立つるを定規とする。上の句を出し貝といひ、下の句を地貝といふ。もと貝覆ひより創案されたもの故、その名に因んで歌貝とつけられたのであるから、地札といふべきに拘はらず地貝と稱するのであつた。

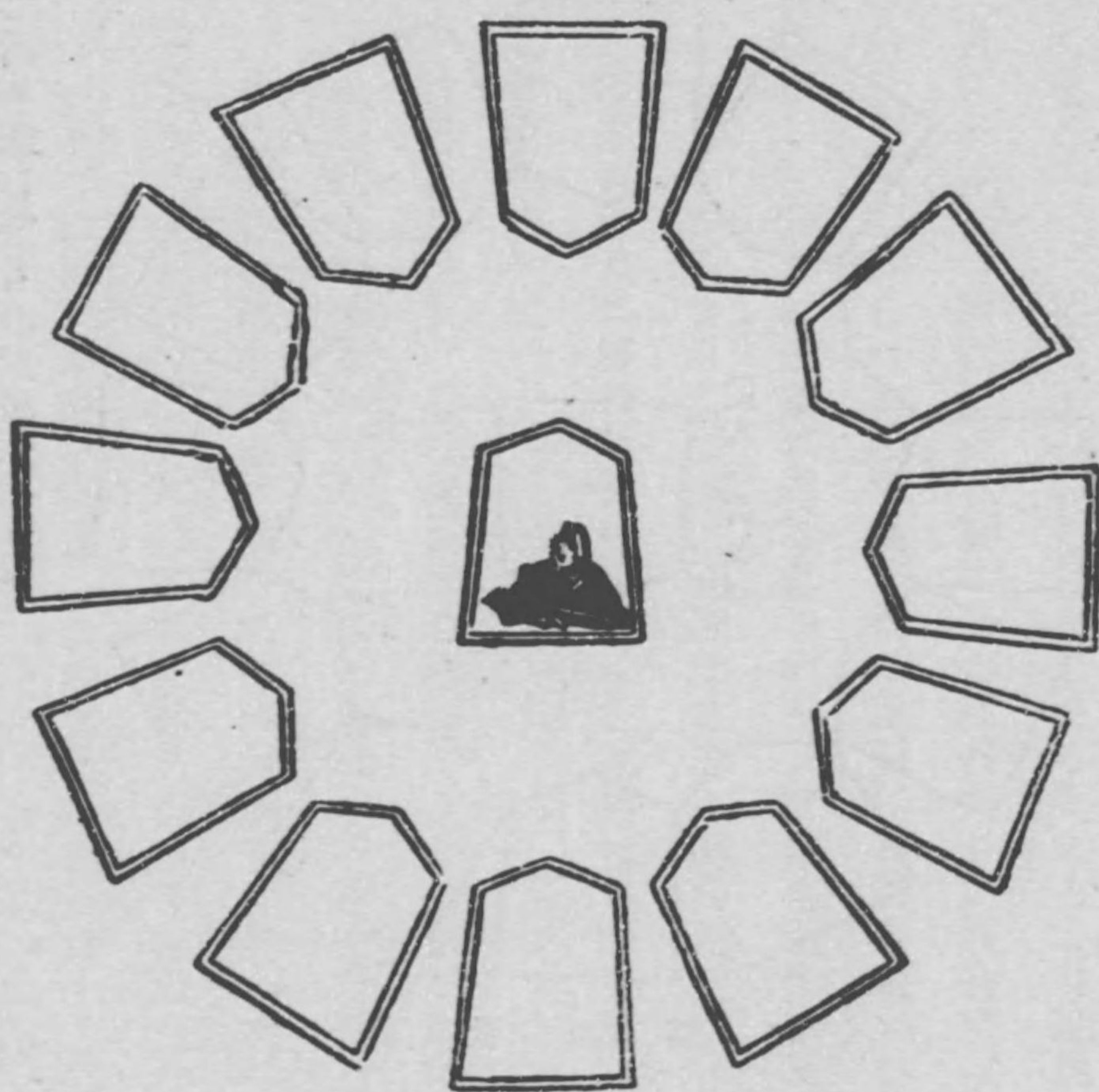
しかして貝覆ひの時には覆ふといふが、歌貝の場合にはとるといふ。歌貝も出し役がある。地貝を立て終つて貴人の仰せにより、初めて出し貝を出すのである。出し貝の出し方は歌の書いてある方を下に向け、先の駒形

の方を右の手の指にて掴み、中央に置く時、初めて字頭をわが方に向け、貴人の読み易きやうに歌貝を置くのである。

貝の歌の期後

歌貝をとる人はよくよく地貝を見渡し、上の句に合たる下句をみつけたらば、右の手にてその地貝をとり、膝の前に並べて置く、幾枚とつても同じやうに段段と積み重ね上げて置くのである。その場合、下句を読み異へて札を取るは不作法なる故、深重に下句に注意して取り札せねばならない。

歌貝を取り終つたら、各々その取つた札の上の句を数へ、数多く取つたものを勝とする。取り置いた歌貝は、上の句の札と下の句の札と入り混ざらぬやうに札を別別にして、出し貝を出した人に渡すを作法とした。



法とした。

これが寛永頃に至り、歌留多の流行につれてその形體を更改し、百人一首賀留多となるに至つた。寛永年間の書『毛吹草』卷之三に早くも其の名目がみゆるによれば、寛永以前より存在してゐたのであらう。『人倫訓蒙圖彙』には、歌がるた寺町通二條の上ひいなやにあり。とあれば、歌賀留多は他の賀留多と同じく京を中心に漸次發達せるもので、『甲子夜話』に、

世に名高き人は、才も優れたる所有者者なり(中略)狩野榮川院信一侯家にて席畫の折から、百人一首歌留多の、白木箱に何なりとも一筆と所望ありければ、乃ゆりの花を著色に繪がきしとなり、百合と云にて思寄りしははたらきたることなり。林話。

とあるによれば、當時主として公卿乃至は諸大名だちの御奥において雅遊に供されてゐたのであらう。その遊法もしくは百歌聖の長歌はあまねく人口に膾炙されてゐるので、ほんの梗概を序説したに過ぎないが、元祿時代には既に遊戯用骨牌として存在してゐたのであるから、その遊戯的生命の久しいのには吃驚を禁じえない。と同時に種種雑多なる骨牌中にあつて、その遊戯的性質が決して博戯化されなかつたのは、百歌聖の神聖なる歌賀留多であつた結果なのであらう。

この百人一首骨牌の後に出現したのは歌舞伎俳優の姿繪を描いた巡禮骨牌であつた。これはその頃京巡禮・江戸巡禮などといふことの行はれた頃の洒落から出たもので、その一組を難波梅園子が有つてゐたのを、衣笠文京におくり、文京より柳亭種彦に送つたといふ。それによると、衣裳に伊達をきほひ、笈摺を背ひ、胸札をかけ、

まことの巡禮の如く出で立つて、洛陽の観音の靈場を打ち廻るのであるといふ。そもそも洛陽三十三箇所の靈場をめぐる巡禮の始まりは、寛文六年印本『年代記』に、萬治三年洛陽の三十三ヶ所の観音、此の頃より始まり、老少のものあゆみをはこぶ云とあるほか、寶永年間の印本『年代記』には、寛文五年詔して洛陽三十三所の観音をさだめる。とあつて、萬治三年説、寛文五年説のいづれが妥當であるか明瞭でないが、寛文四年刊『老婆物語』といふ洛陽三十三所の観音の縁起を集めた草紙に據れば、この靈場めぐりの巡禮は寛文の始めに起り、寶永・正徳の比まで繼續されたのであつた。従つてこのことに胚胎して生まれた巡禮賀留多の發祥は寛文以後のことであるに異ひないと思ふ。

『吾吟我集』に、

くばりつつ札をうちきる順禮や

かぞへかるたのあそびなるらん

かくかぞへかるたとあるだけで、その運用をしるしたものは一向みあたらないと同時に、何時頃廢滅してしまつたかさへも詳かでないが、少なくとも巡禮骨牌の行はれたといふ前説の證となしうと思ふ。

以上のほか花の吉原を中心とした骨牌があつた。勿論兒女用のもので、正月は龜戸天神の妙義の卵の鶯かへ又十二月は輪飾り、羽子板といふふうに、龜戸・向島・兩國・高輪・吉原神明の所産、玩具の船・狐・白小袖・縁起の熊手などを役札としたもので、恐らく江戸末期の文政以降に作られたものであらう。

骨牌の變遷も大體に於いて結論に近づいたので、この稿の末稿として江戸末期に創案され、今日も尙ほ兒女の

間に遊戯的生命を持續しつつあるいろは骨牌を以て結論としよう。

此のいろは骨牌はその名の示す如くいろは四十八文字を順次頭に冠して、一句一句輕妙なる比喻を以てつくされてゐるのは汎く周知の次第であるが、しかし此の比喻が江戸に於て骨牌に作らるるまでには幾多の變遷があつた。まづ最初京洛に於いて行はれ、京を中心に漸次上方に勢力を伸張し、さらに阪地方面に波及して幾分の改變が試みられ、次に江戸に行はれて江戸風に訂正され、これがやがて全國的となるに至つた。

京及び京附近に行はれたるもの

阪地に行はれていく分變改されたもの

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 一寸先は暗 | 一を聞いて十を知る |
| 2. 論語讀みの論語知らず | 六十の三つ子 |
| 3. 針の穴から天をのぞく | 花より團子 |
| 4. 二階から目薬 | にくまれつ子神直し |
| 5. 佛の顔も三度 | 惚れたが因果 |
| 6. 下手の長談義 | 下手の長談議 |
| 7. 豆腐に鏡 | 遠い一家より近い隣 |
| 8. 地獄の沙汰も金次第 | 地獄の沙汰も金次第 |
| 9. 綸言汗の如し | 綸言汗のごとし |
| 10. 糠に釘 | 盗人の畫寢 |

- 11. 類をもつて集まる
 - 12. 鬼も十八
 - 13. 笑ふ門には福来る
 - 14. 蛙のつらに水
 - 15. 夜目遠目かさの内
 - 16. 立板に水
 - 17. 連木で腹を切る
 - 18. 袖すりあふも他生の縁
 - 19. 月夜に釜をぬく
 - 20. 猫に小判
 - 21. なす時の閻魔顔
 - 22. 來年の事をいへば鬼が笑ふ
 - 23. 馬の耳に風
 - 24. 氏より育ち
 - 25. 鯛の頭も信心から
 - 26. 鑿といへば小槌
-
- 類をもつて集まる
 - 鬼の女房に鬼神
 - 若い時は二度ない
 - 陰裏の豆もはじけ時
 - よこ槌で庭を掃く
 - 大食上戸餅食ひ
 - 連木で腹を切る
 - 袖の振り合せも他生の縁
 - 爪に火を點す
 - 寝耳に水
 - 習はぬ經はよめぬ
 - 樂して樂知らず
 - 無藝大食
 - 牛を馬にする
 - 炒豆に花が咲く
 - 野良の節句働き

- 27. 負うた子に教へられて淺瀬をわたる
 - 28. 臭いものには蠅がたかる
 - 29. 暗夜鐵砲
 - 30. 播かぬ種は生えぬ
 - 31. 下駄に焼味噌
 - 32. 武士は食はねど高楊枝
 - 33. これに懲りよ道齋坊
 - 34. 縁の下の力持ち
 - 35. 寺から里へ
 - 36. 足の下から鳥が立つ
 - 37. 竿の先に鈴
 - 38. 義理と横禪かかねばならぬ
 - 39. 幽霊の濱風
 - 40. 目くらの垣覗き
 - 41. 身は身で通る裸ん坊
 - 42. 杏ん坊の柿の種
-
- 陰陽師身の上しらす
 - 果報は寝てまで
 - 闇に鐵砲
 - 待てば甘露の日和あり
 - 下戸の建てた藏はない
 - 武士は食はねど高楊枝
 - 志は松の葉
 - 閻魔の色事
 - 天道人を殺さず
 - 阿房につける薬がない
 - 觸らぬ神に祟なし
 - 義理とふんどし
 - 油断大敵
 - 目の上の瘤
 - 身うちが古み
 - 尻食らへ観音

- 43. 縁と月日
 - 44. 瓢箪から駒
 - 45. 餅は餅屋
 - 46. 聖は道によりて賢し
 - 47. 雀百まで踊忘れず
 - 48. 京に田舎あり
 - 43. 縁の下の力持ち
 - 44. 貧相の重ね食
 - 45. 桃栗三年柿八年
 - 46. 背戸の馬も相口
 - 47. 墨にそまれば黒くなる
- 以上が江戸に至つて、江戸獨得の諺風に改竄されるに至つた。
1. 犬も歩けば棒にあたる
 2. 論より證據
 3. 花より團子
 4. 惡まれつ子世にはばかる
 5. 骨折損の草臥まうけ
 6. 尻をひつて尻つぼめ
 7. 年寄の冷水
 8. 塵も積つて山となる
 9. 律義ものの子深山
 10. 盗人の晝寝
 11. 瑠璃も玻璃も照せば光る
 12. 老いては子に従ふ
 13. 割鍋に閉蓋
 14. かつたいの瘡うらみ
 15. 葎のすゐから天井のぞく
 16. 旅はみち伴れ世はなさけ
 17. 良薬は口にいがし
 18. 惣領の甚六

19. 月夜に釜をぬく
 20. 念には念を入れ
 21. 泣面に蜂がさす
 22. 樂あれば苦あり
 23. 無理が通れば道理ひつ込む
 24. 嘘から出た誠
 25. 芋の煮えたの御存知ないか
 26. 咽もと過れば熱さを忘るる
 27. 鬼に鐵棒
 28. 臭い物には蓋をする
 29. 安物買ひの錢失ひ
 30. 負けるは勝ち
 31. 藝は身を助くる
 32. 文はやりたし書く手は持たず
 33. 子は三界の首つかせ
 34. えてに帆を上げ
 35. 亭主の好きな赤烏帽子
 36. 頭かくして尻かくさず
 37. 三べん廻つて煙草にせう
 38. 聞いて極樂みて地獄
 39. 油斷大敵
 40. 目の上のたん瘤
 41. 身から出た錆
 42. 知らぬが佛
 43. 縁は異なもの味なもの
 44. 貧乏ひまなし
 45. 門前の小僧習はぬ經讀む
 46. 背に腹はかへられぬ
 47. 粹は身を食ふ
 48. 京の夢大阪の夢
- 以上四十八枚の比喩に對し、別に一枚一枚繪札があつて、この繪札を散らして撒き、比喩を讀んで、繪札を拾

ふのであるが、いづれも理詰めの洗煉された文句のみであるから、この輕妙な諺は不知不識の間に一般社界人からものたとへに用ひられるに至つた。

第三章 振振と破魔投げ

平安朝時代に打毬業より遊事の端を發した毬杖は、室町時代を極盛期として徳川家時代に至り多少その遊戯形式を變改して振振と稱するに至つた。『滑稽雜談』に、「俗に振振と稱して毬を振ふもの有、毬杖といふ者にて、杖の先に附るものなり、當代は古來の模様にかはりて、二、三歳の幼兒に、小さき毬杖を紙上又は薄板に貼し、鶴・龜・松・竹など作て、是れを毬杖に限るやうに稱し、その餘は玉振振と各別に呼ぶ大なる非也。いづれも木丁と稱すべし云云今玉振振と云は、即ち昔よりの毬杖にて、腰物の目貫、縁頭の繪様又は諸具の蒔繪にもあり、其形狀は大戸に付する戸車の如く、寶蓋の内の七寶と云物の如く彩る。振振は木を八角に削り、兩端を細く、中ふくらにして、細き方上の方左右に木瓜形の穴を穿ち、此處に前件に云處の玉を付て、惣體金箔にてだみ、その上に鶴・龜・松・竹・尉・姥等の繪を彩色にするなり、用る時は左右の玉を取りはなし、別にして是を擲つ玉とし、八角の木の木瓜形の穴へ、竹杖木杖の如き棒を貫き柄として、是を玉を打つ毬杖とす。略しては皆己が得物を用ふ。」とあれば毬杖のそれとほぼ同型體であるが、振振は『滑稽雜談』の筆者が主張せる如くあながち棒のみには限らず、戸車を取り外したる穴に紐を通し、紐を持つてこれを振り、一方より投轉せる玉を打ち止める事も出來た。従つて毬杖が攻勢的なるに反して振振は稍々守勢的であつた。しかし以上の毬杖轉じて振振になるといふ説に對し、

見解の相違から異説をなすものもあつた。『骨董集』に、

ぶりぶりの名は古き書に見あたらす、近き昔造り始めたる物なるべし、毬杖と同物とするはひが事也。元來別物也。本草啓蒙^七云毬毒は田器なり、形瓜の如にして、六稜あり、兩頭に索ありて、土上をひきて地面を平にする具なり、三才圖會、授時通考等に圖を載す、本邦正月兒戲のぶりぶりは、この形に象るなり、醒云、今此説によりて按に、正月男兒にぶりぶりをもちてあそべせしは年始に農業のまねびをさせ、農事をすすむる意なるべし、古畫をみるにぶりぶりに紐をつけて、地上をひく體をおほく畫けり、是田畑の地面を平にするのまねびならん。明王塚が三才圖會を考ふるに毬毒は長さ三尺ばかり大小等からず、或は木或は石をもてつくり、畜力を用ひて田疇の土を打、水陸通じて用之となれば馬把のごとく牛馬の尻につけてもちふる物なるべし、ぶりぶりの創作を考ふるに、兩脇につけたる戸車の如きものは、元地を引く料の車にてありしなるべし、しかるを後に、毬杖にならひその車を取り放ちて投る玉とし、ぶりぶりの紐を持つてぶりめぐらし、椎のかはりとして玉を打とめしゆゑに、毬杖とおなじ物のやうになりしか(下略)

と異説をなし、毬毒の圖と古制の振振とを出して比較評論してゐるが、あなたがち紐をつけて地上を引いて歩いたとしても、はたしてかかる遊戯的性質が具備されてゐたかどうか、信となすに足らないと思ふ。寧ろ『滑稽雜談』の今玉振振といふは昔時の毬杖なり。といへる説が妥當であると思ふ。是非はともあれ毬杖が禁厭の爲め改年初月に翫ばれたる如く、振振も亦正月月初に翫ばれた。

貞徳の『油漬』に、

前句 あぶなくもありめでたくもあり

附句 正月はありて町町玉うちて

と、あれば前説の證となしうと思ふ。又、

掠梨一雪の『獨吟百韻』に、

塵吹きはらふ風は箒よ

ぶりぶりも持たて琥珀の玉打ちに

春に北野へおじやれ松原

とあるは、竹箒なぞにて投轉せる玉を打ち止めるのをみてかく詩化したのであらう。また『大麻』木やり歌に、ぶりぶりにかい玉。とあるは、かひ遺るかい取るなど同意語であつて、かひ打つ玉といふ意義なのであらう。されば玉振振といへるは常語であつて、玉毬打ともいはれたのであつた。明曆二年梓行、元隣作『誰身の上』といふ紳紙に、「かさりわらへの玉毬杖、ぶりぶりふりし佐保姫に云云。」とあれば、いなみえぬ事實といへよう。しかも振振は玉毬杖のほか、毬杖とぶりぶりを一つにしてぶりぶりがちやうとも稱ばれた。

元祿十六年梓行『松の葉』に、

先正月は云云ぶりぶりがちやうを手にふれて、玉を打出のはま弓や。

と、京童といへる半太夫節の一齣に、その名を一つにしてあるのをみれば、振振は毬杖より創案されたといふ筆者の主張の正しさをみとめうる事と思ふ。餘事はおいて振振は寛文・元祿をその極盛期として正徳年間には早



【案内者】所載 ぶりぶりと羽子板

くもその遊戯的生命を失つてしまつた。正徳三年刊行『和漢三才圖會』に、按毬杖之戲、和漢共其來尙矣、近世惟小兒爲戲、毎年正月與破魔弓一同弄之、猶近年不用之。とある。要するに『和漢三才圖會』の筆者は毬杖と振振と同一として考へてゐたものとみえて、格別振振について言及してゐないが、振振と毬杖とが全然別個の存在であると斷じうる故因は喜多川守貞氏の『守貞漫稿』に、

守貞云フ、昔ハブリブリ及ギテウ二物ニテ各々眞ノ弄具ナシリガ、近世ノ小兒是ヲ玩トセザルニヨリ、唯祝義ノ物トナリテ、玉ト槌ト別ニテハ進物等ニ煩ハシキニヨリ、遂ニ略シテ、左の如ク槌ニ造リ付ルコトニ成タル也（圖略）

とあれば、ブリブリと毬杖とが自から異なる存在である事とめうる事と思ふ。とにかく徳川家の初期時代に毬杖より出た振振は中期以降遊戯の主體を失ひ僅かに年初にさいして、祖父・祖母若しくは乳母などより乳兒への贈り物とさるるに過ぎぬ運命となつて、中古時代の盛時を偲ぶ者すらなくなつてしまつた。

この振振と毬杖とより轉じて新たに遊事の端を發したのが濱投げといふ遊戯だつた。濱投げの濱そのものは振振の戸車のごとき形體とその形體を同じうしてゐたが、遊戯の主體は毬杖のその如く甲・乙兩班に分れ、中央に一線を劃し、乙班より投轉せるはまを劃線より内に入らしめざるやう竹棹又は木杖にて打ち止めるのであつて、打ち止め損ねて區劃せる線を越えては、まが轉り込むと負となるのであつた。

『瓦礫雜稿』に、

上野桐生わたりにて、重いくたりにても先雙方に對ひ並び、そのところの地のうへに筋をひきて塚を定め、たがひに是を越ゆる事なし、さて濱といふものは、木にて戸車の形に造れるものなり、それを彼方より轉しきたる時、こなたの塚へのらぬうちに、竹木何によらず細長きものにて打ち止るなり、もし塚へ入る時は、こなたの負とす。雙方ともに右の輪を往返して打つと同じ定め也。是を濱なげといふ。

とある如く、はまそのものは振振の戸車の如くであり、遊戯の主體は毬杖のそれの如くであるのを思ふと、毬杖と振振との遊法が、後世渾淆して都會以外の邊鄙なる地方にその遺事が残されたのであらう。

第四章 破 魔 弓

破魔弓は雀小弓の衰退につれて新たに擡頭した遊戯だつた。天文年間の書『世間問答』に、その名がみえてゐるから、徳川家時代以前より遊事記録を有してゐたに相違なかつた。

改年に際して童の破魔弓を射るのは治まれる御代に武を忘れず旁々以て惡魔を誅ふ表相であるといはれてゐるが、かかる遊戯的精神が果して具備されてゐたかどうかは疑問であると思ふ。貞享五年印行『俳諧五節句』に、吾妻の方の子供、細繩をまろめ玉とし、打つ時、はままゐると聲をかけて打つ、破魔矢にて左右に立ちわかれ、玉を射あてたるを勝ちとす」とあれば、はまと弓とはもと二物であつたのを一にいひつづめ破魔弓などと殊更附會な文字を用ひるに至つたのであらう。

『四季草』射藝の部に、

正月男子の翫びにはま弓を射る事は邪鬼を退治る表相なり、はまとは破魔と書いて魔を破るとの義なりといふ説あり、さも有べきやう聞ゆれども、はまの正説にあらず、はま弓のたはふれ、昔は京にも何方にも有し事なるべけれども、今は絶えて、ただその弓矢を賣り、童のもてあそび物にするのみなり、されども遠國にはそのたはむれ今に残れり、土佐國の人の物語り、土佐國畑といふ所の山中の民家にて、正月に幼童はま弓

を射る的是藁繩を以て作る。其形圓座の如し、徑一尺ばかりその中に徑二三寸の穴あり、是を名付てはまといふ。射手弓矢を持て一列に立竝びて待時、一方よりかのはまを轉ばし走らしむるを各射るなり、はまの穴を射るをあたりとするなり、はま走り終れば、又一方よりまろばし返して各射るなり、はまをまろばす事は、射手の中よりかはるがはる出てまろばすなり、是をはまを射るといふ。又大和國吉野郡上市村の人の物語にも、大和にてはまを射る事右の如し、大和にてはまをころばすといふ。はまをころばすといふ事なるべし。土佐の人、大和の人のいふところと同じ趣なり、然ればはまは的の名なり、破魔にはあらずかし。

とあるが如く、破魔は破魔にあらずして、藁作りの鍋敷の如き形體をした輪である。といふ説には『嬉遊笑覽』の筆者喜多村信節氏も賛成し、「破魔弓は、はまと弓と二物であり、舊説破魔の字義に據つて破魔弓といふは不當なり」と、破魔弓説を否定してゐる。是否は兎も角破魔は改年初月の遊具として振振と併稱さるるほど玩具價値を高めてゐた。

『鷹筑羽集』に、

前句 暖かな日はくるふ童

附句 演弓を一入下手や削るらん

とあれば質樸な手細工ものも稀れにはあつたのであらう。しかし慶安年間には總てが美好化し、奢侈になづんだので、「一如例年正月之破魔弓、はま矢竝羽子羽子板、金箔、蒔繪、金絲類、少も付申間敷候、勿論商賣物にも不_レ及_レ申申間敷事。」と、奢侈贅澤の風をいましむるお觸れ出があつた。しかし一向效がなく益々美的傾向

に駛る一方だつたので再度の御觸出となつた。

『幕令抜抄』

覺

一 金銀之から紙、破魔弓、羽子板、雛の道具、五月之甲、金銀之押箔、一圓無用之事、右之通、江戸町中へ從_二町奉行_一相觸候間、可_レ被_レ得_二其意_一候以上。

寛文八年三月 日

とある。しかし制禁さるればさるるほど却つて制禁を犯すのが人情の然らしむるところとみえて、寛文年間より僅僅三十五年を距つたに過ぎない天和年間には、西鶴作『好色一代男』に、「常の賣り物は捨て置いて、正月の景色、破魔弓一挺を小判二兩なぞに買ふ人ありけるは萬に大氣なる故ぞかし。」とある如く、破魔弓一挺に一兩小判二枚を投じて恬然たる江戸ッ兒の大氣が如實に描寫されてゐる程であるから、再度のお觸れ出も一向效目がなかつたに異ひない。

かくてすべて美巧化する元祿の奢侈淫蕩たる時代より層一層美好化し贅盡すに至つたので、享保九年三度お觸書が發布された。

『享保集成絲繪錄』十七

享保九年七月

覺

一 破魔弓金銀之箔並かな物無用、たん、ろくしやうにて彩色可_レ申候、總體菖蒲兜に可_レ准事、勝負用(中略)
 右之趣候處、近來猥りに相成候段相聞候、彌以寛文八年相觸候通急度可_レ相守_二者也。
 かく數回に涉つて禁止事項が發布されたに拘はらず、その後も一向に奢侈の風は改まらなかつた。しかしこの禁令事項中には勝負用とことわつてあるのを見ると、破魔弓はこの頃未だ遊事に供せられてゐたのは事實だつた。しかし文化の頃には疾くも遊戯的生命は失はれて衰頽の道を辿りつつあつた。

『籠の花』破魔弓の條に、

今正月、わらべのもてあそぶはま弓といふものは(中略)今は世にたえて、はまを射るわざたえたり。(下略)

とあるが如く、化政度の頃となつてはその遊法を知悉する者は皆無となり、僅にその年誕生せる兒童へ新年に際して祝儀として贈り物とされるに過ぎない運命となつた。『嬉遊笑覽』に、「今はただ祝儀のものたれども、昔は射らるるやうに造りて賣し也。(中略)類柑子、いなつかの灯の條、破魔弓の矢筒とどろはげたるを火吹とし、畫けるままの名を松鶴とよぶ。」とあるによれば、破魔が祝儀もしくは一種の裝飾としての贈り物に過ぎぬといふ事の證となしうるであらう、喜多村氏は『類柑子』を引用して、破魔の矢筒を火吹竹とする廢物利用を聴くものとしてあるが、その後天保時代に至つて矢筒は紙の張り貫きで作らるる事となつたから、最早火吹竹の代用にもならなくなつてしまつた。

第五章 燈籠

燈籠が遊戯用としていつ頃より用ひらるるに至つたかは詳かでないが、京にあつてはかなり古くより行はれ、延寶時代には燈籠踊りといふ一種の念佛踊りが京の洛北において行はれてゐた。

延寶二年 『都歳事記』卷之四に、

長谷岩藤花園にては、六字の念佛に節づけしさまの花を飾り、巧をつくしたる四角なる灯籠を戴き踊る、いづれも肝にいりたる節きはめて品あること都にもはちす面白し、此所にて氏神の前より踊り始め、その年みまかりたる亡者ある家にゆき、夜更るまでをどりあるくなり、かくばかり例年にも催したる事なれば、由來なきにしもあらず、なれど確かに知者なしとかや。

とあるが、一説にこは七月十五日洛北岩倉谷花里西村の少年少女が群衆して花燈籠を各々頭に乘せ、燈籠の尾にあたる場所に絃のない弓の様な形態をした袖がけへ、兩の脇をかけて腕で押へ、揃ひの赤前垂れをかけ、笛・鼓・太鼓の合奏裡に踊り狂るふのであるといふ。此の灯籠は娘の髻ときまつた男が張つて娘に與へるものとされ、未婚のものは娘とる爲め髻とる爲め踊り仲間となるのであるといはれる。しかし延寶八年刊『日次紀事』には、「洛北岩倉、花園兩村の少年、少女、各々大燈籠を戴き八幡の社前に蒐りて、男子太鼓を撃ち笛を吹き、踊

を勤む、是を灯籠踊りといふ。所^レ或^ニ頭上^一の灯籠、踊る女子家々、初春よりこれを造る、互にその造る所の模様を祕す」とあつて、多少その主張を異にしてゐるが、洛北岩倉谷に於ける燈籠踊りの存在には異論がないのであつた。

しかしこの燈籠踊りに對立して行はれた題目踊り（惣踊り）は、七月十六日の夜、山城の國松ヶ崎といふ在所において行はれた。いづれも男女入り混つて南無妙法蓮華經の八字の名號を節附けて踊るのであつた。但し男は中踊りと稱し、廻向に頬冠り腰を踏めつつ踊り舞ふのであるといふ。

かくて遊専用の燈籠が江戸に行はるるやうになつたのは遙か後年の事であつた。享保十一年三月二十九日、去年角町中萬字屋の抱へ遊女玉菊の死んだのに因んで、今年迂蘭盆會にあたり、仲之町の引手茶屋がその追善の爲め、軒竝に挑灯を點じて名妓玉菊の靈を弔つたのに始まるといはれる。その慰靈祭の爲めに使つたといふ挑灯の模様は青と赤の豎筋のついた箱挑灯であつた。

『青樓雜話』に、

玉菊が三周忌の追善をいとなまんとて、仲の町の家ごと^ニ挑灯を軒に出したり、その時、十寸見蘭州（つるや庄三郎）水調子といふ河東節のうたひものを、竹婦人（岩本乾十）につくらしめ、揚屋町に住める三味線ひき河榮といふものの家にて、追善のわざをなしたり。その時茶屋々々も玉菊をいとおしみければ、いひ合すともなく家々に挑灯を點しけるとぞ。

とあるのが、玉菊燈籠の始原であると同時に一般燈籠の濫觴でもあつた。その後天文元年にはこの箱挑灯に發

句を書いて、裾には前とは色彩をかへた青黒い筋をつけたのを掛け連らねたといはれる。

玉菊は才色二つながら兼ね備へた名妓であつたと同時に、趣味手藝にも通じてゐた。特に茶の湯・生け花・俳諧・琴曲等に通じてゐたばかりでなく、河東節の三味線と拳との名人であつた。さればその比類なき全盛時代には、仲之町を歩くをりなぞ茶屋茶屋の店先に出してある床几に腰をかける都度、百疋から二百疋の目録を必ず祝儀として茶屋に手渡したものであつた。されば全盛並ぶものなき玉菊の死は、廓内全體を憂愁の思ひに閉ざしたのは事實であつた。

『袖草子』の序に、

身のうへの秋風をはや玉祭る頃にもなりぬと、光陰の挑灯に發句の追善を書いたるにあらず、仔細ありて其翌年の秋より茶屋毎に、燭臺に作り花をして佛會をなし、佛供となす云云。

この説は年代等の相違があつて信憑に價ひしないが、玉菊の三週忌以後、于蘭盆會ごと^ニ茶屋茶屋の軒に、挑灯を吊るす事と、その挑灯に俳句を寄する事とは他の紳子と見解を等しうしてゐる。これがやがて戯曲化さるるに至つたのは、安永九年七月に於ける市村座の『操返廓文月』であつて、瀬川菊之丞が玉菊に份してゐる。次いで講談から脚色された『網摸様燈籠菊桐』は『小猿七之助』と共に、安政四年七月市村座で演出され、小團次の中萬字屋彌兵衛、菊五郎の玉菊で大入萬員の盛況だつた。さらに第三回の演出記録は、文久一年八月市村座に於ける、市村竹之丞の三十三回忌に際して『法四季紙橋拙』であつた。長唄・富本・清元連中の所作事、秋の部では、芝翫の紀文と共に羽左衛門が玉菊を踊り、引きぬいて願入法主となるのだつた。

以上で大體玉菊と玉菊燈籠の概略は書き盡した積りであるから、次に燈籠の本題に入ることとしよう。
玉菊燈籠の創案が、やがて燈籠の流行を現出する機縁となつた。『青樓雜話』に、「翌年よりきりこ燈籠など作り出し、次第に潤色して花美になれるといへり。」とあればもつて證となしうであらう。

切組燈籠は、きりこ燈籠と綴られてゐるほか切紙燈籠ともいはれた。もと紙を切り下げてつくるに至つたのであるから、切紙と書くのが至當であらう。總じて四角につくりその形態はあだかも格子のやうに切り組まれ、隅を四角に切りたるが故に、切子といふのであつて、切は隅切、隅の切子は組みの子なりと解釋すべきであらう。

これが江戸年中行事となつたのは、寛政年間以後の事で、最初は上方下りのもののみであつたから、繪様も亦生洲や大阪天満祭りの圖様のみに限られてゐたのであつた。しかし一度江戸に傳來して以來、主として團十郎や芝翫乃至は八百藏の如き時流にそつた人氣俳優が取材されるようになり、まつたく江戸趣味に同じたこの切組燈籠は、面目を一新して垢ぬけのした清酒たる存在となつたのであつた。その後寛政・享保にかけて蕙齋政美が切組燈籠の繪様を研究して新傾向を試みて以來一層流盛となり、つづいて葛飾北齋も亦獨得の筆致をもつて描き、文化・文政時代には特に此の技に長じた歌川豊國が數多の切組燈籠を上梓した。

切組燈籠の製作は、まづ木を組んで燈籠の骨組をなし、次に繪紙を繪圖に従つて人形は人形・立木・岩組と別に切り抜いて繪圖の指定に基づいて貼りつけるのである。

かく燈籠時代の現出にともなひ、さらに燈籠界に出現して一新機軸を劃するに至つたのは廻り燈籠であつた。

揚燈籠廻り燈籠の軒にふらめき 『頻草』

よを厭ふ姿か目の影法師

かしこき智慧の廻り燈籠 『白熊』

廻り合ひてみしやそれぞれ影燈籠

身にそふ秋の月より影燈籠 『懷子』

かく俳諧の取材となるに至つた廻り燈籠は、漢土では走馬燈といはれてゐた。その名稱の濫觴は燈籠の廻るにつれて、燈籠の周圍に描かれてある馬なり人形なりが、影法師となつて影の歩むが如く駈けるが如くみゆるところより恐らく走馬燈といはるるに至つたのであらう。次いで行はれたのは地口行燈であつた。

地口行燈の流行はたしか寶曆六年二月だつたと思ふ。その時代の初午の稻荷行燈には、祇園會の行燈を點すことが一つの流行となつてゐた。その流行に起因してやがて地口行燈の流行となつたのであつた。

初午や狸むじなは視いてる 『温故集』

初午や狸つくづく思ふやう 『川柳點』

この川柳點の句意は、稻荷祭りの夜俄か雨が降つたので行燈を濕らすまいとの心配から、行燈に雨傘をさしかけた趣向をそのまま取材したのであつた。

かくして地口行燈は漸次盛大となるに至つた。明治七年梓行の『娛息軒隨筆』に、題「初午、太鼓音高童子集」行燈「地年々新」とあるが如く、地口行燈の繪様は逐年かはつた趣向が凝され滑稽なるあり、諧諷なるあり、諷刺な

るあり、皮肉なるありで、新事がつねに畫材にとり入れらるるによつてかくいはれたのであらう。

地口とはとりもなほさず地酒・地卵などといふ類ひにして、江戸の地詞なり。といふ山崎美成氏の説は誤りであつて、これ似口にて似かかりたる詞をいふが故に地口といふのである。その一例を示せば、天神の姿にて口を押へたる繪に「だまりの天神」と下に書き、鉛の天神にもちり、又團子三串描かける下に團子十五と書き、三五十五にもちれる類をいふ。地口行燈に描かれたる地口はまたこの類にして、達磨大師の茶釜の姿をびだこかしく



などと、文字に繪を半ばもたせたるものと、句を長くいひ



續けたものがあつた。

精靈のまことと棚經の坊さまみればみそ萩露が垂る

は、女郎の誠と卵の四角、あれば晦日に月が出るよりもぢられたもの。又、

君が射姿的場でみれば、ふだん尺二を射んなさる

は、君が寝姿窓からみれば、牡丹・芍薬・百合の花よりもぢりたるもの、この外通例の地口といふは、

繪馬あげ願ほどき

の類で、こは胡麻揚げ雁もどきよりもぢりたるもの、

梅はみてさへ醋とや申す

は、夢にてみてさへよいとや申すよりもぢりたるもの、又

雪見に出たる三谷船

は、一富士、二鷹、三茄子よりもぢりたるもの、

年の若いのに白髪がみえる

は、沖の闇いのに白帆がみえるよりもぢりたるもの、

玄關に席を改めて口上を訊く

は、林間に酒を温めて紅葉を焚くよりもぢりたるもの、

銅の鐙

は、渡邊の綱よりもぢられたるもの、

檢校喧嘩杖が深山

は、天上天下唯我獨尊よりもぢりたるもの、

娘は琴より三味のこと

は、鞍はもとより波の音よりもぢりたるもの等で、京阪にてはこれを畫口合せといひ、下に繪を書き上に文句を綴つたのが多く、安永・天明頃の畫口合せの草紙には、「この浦船に帆を上げて」を、ほの暗に戸を開けてともぢり、これに振袖の娘が羽子板を持つて門松を立てた門の戸を明けて入る畫がものされてゐた。また茅野勘平が簀笠にて火繩の火をかし、曾我の五郎朝歸りの姿には煙草の火をかりる繪を書き、「時宗勘平馴味にもあらず。」と「時に范蠡なきにしもあらず」をもぢれるもあるかと思へば、地獄閻王の前にて牛頭馬頭仙人の目をかけてゐる畫に「仙人かけ目なし」と「現金かけ値なし」を巧みにもぢりたるもあり。また鞍馬天狗が牛若丸に謝罪してゐる

圖に「鼻杉の根に付にけり」と「早や住江に著にけり」をきかせるなど、すべて畫にて句の餘情をきかせるのは畫贊のころなのである。かく畫と句とをあしらへるもののほかに、句のみの口合せもあつた。

赤き襪の紅屋どの (淺きたくみの鹽屋どの)

本堂涼しき團扇風 (本藏苦しき打ち忘れ)

袖萩勘當になり悲し (某佐々木になりかはり)

反橋はだしになりかかり (同)

天神質屋へ自身にござる (天神七代、地神五代)

などで、これがその後段段巧妙になり、同字を嫌へる結果、口調一變し、金一朱を一朱銀に吹きかへた頃

金で見馴れてまた銀で (死んで生れて又死んで)

仙臺高尾を眼にかけて (現在母御を手にかけて)

濱邊の蟹人 (山邊の赤人)

垣の外四斗樽 (柿の本人丸)

あんずるより梅が安い (あんじるより産が安い)

などと題の詞書に新奇を競うやうになつた。この地口のあとをうけて、江戸ッ兒の趣味と合致して大いにもてたのは語路であつた。語路は自づと語聲が通つてすぐそれを判じうるをいふ。

九月初日命は惜しし (腹は喰ひたし生命は惜しし)

お染久松廣ひやうでせまひ (遠州濱松は廣ひやうでせまひ)
またこれに似てやや異なるのは、

「氣がもめやまの吉祥寺」 「堪忍信濃の善光寺」

「有難いやの貞柳さん」 「そふは左遷堂の不動さん」

「あつと頂戴鏡立」 「嘘を築地の御門跡」

「恐れ入屋の鬼子母神」

等である。以上の遊専用燈籠のほかにたそや行燈といふのがあつた。

たそや行燈は、たそがれ行燈の轉語であらうといはる。この行燈はもと吉原仲の町の引手茶屋の前の天水桶の上に小桶が十ばかり杉なりに積まれてゐた傍に必ず置かれてあつたものださうで、終夜火を點し續けて紅街を照してゐるところから、たそやあんどさう呼ばれるに至つたのであつた。その稱呼は吉原遊廓にのみ限られた稱呼であるといはれてゐる。

果物燈籠は、西瓜の側面を抉りとつて下から釘をさし、その釘に蠟燭をさして火を點すと、その火が果肉に透けて淡青く涼しく映る。これを果物燈籠といふ。これに類似のものが漢土にも存在するとみえて、『唐東新語』廣州の條に、八月十五日之夕、兒童燃番塔燈、持袖火、踏歌於道、曰、灑樂仔樂兒、灑樂兒、無咋廢、塔果碎、瓦爲之、象花塔者其燈多、象光塔者其燈少、袖火者以紅袖皮彫鑲人物花草、中置二琉璃盞、朱光四射與素馨、茉莉燈以香勝、袖燈以色勝。とあれば、支那にも西瓜燈に類似したたはむれはあつたのである。同様に蓮

の葉をたばね側面をきり取つて穴をあけ、莖の切口に釘か竹串をさし、これに蠟燭をさして火を點すのを蓮葉の提灯と呼んでゐた。

第六章 操り劇の所産

一 傀儡師 傀儡師（山猫廻し）は幕政時代にあつて、江戸の児童や兒女たちから大いに親しまれた名であつた。方今の児童や兒女たちの生活圏内にあつて紙芝居の伯父さんなるものが、大勢力となりつつある如く傀儡師は覗き機關とならんで子供藝術觀賞の唯一のものだつた。

傀儡師の名は藤原明衡の『新猿樂記』にみえてゐるので、當時田樂雜伎の中に人形を廻す雜伎があつたかに想像さるのであるが、こは單なる推測であつて、彼が當時如何なる雜伎をなしてゐたかは詳かでないが、しかし俊賴朝臣の『散木集』には、傀儡まはしはまはり來て。とあるから、當時木偶を操るしがない渡世をいとなんでゐたものに相違なかつた。『聲曲類纂』によれば、もと西の宮の神主森丹後といふ者、同志の社家森若太夫との折合あしく、兩家爭論の結果、事公聽に達し、若太夫の敗訴となりしたため、一人息子を森丹後にあづけ、丹州の稱念寺に入りて入道し、世過ぎの手段として古い經營にいと怪しげな小さき人形を作りつけ、自作の章句に節附して人形を廻しつつ、子供相手に市井を徘徊し、これを渡世とするに至つた。これを見る人その珍奇な趣向に魅惑を覚え、好評頗るよかりし爲め、つひに京師に登り、日日人形を廻しつつ巷街から巷街といづくをさだめなくさまよつてゐた。

當時の京師は應仁の大亂以來疲弊その極に達してゐたので、禁裡の如きも荒廢にまかせ傷傷しいばかりに荒廢され盡してゐた。

ある日の事偶々禁裏の裏道を静かな調子で唄ひつつ人形を廻して進んで行くと、破れ損じた築地の隙から若宮様が御覽あそばされて、主上への奏覽となり、つひに呼び出されて式出物あまた賜はり、日本操座宗匠諸藝能の冠勅免上村若太夫と任官された。その後天正五年丁巳に口宣をもつて上村日向掾となり、淡路ノ國三原郡の居村に歸り、ここで城主の免許を得て操り芝居を取り立てるに至つた。これ日本に於ける淨瑠璃太夫の濫觴であるといふ。

しかし『南水漫遊』は、淡路座秘書を引例し異説をなしていふ、

西宮に道薫といふ人御神の御心をなぐさめけるに是より海上波風靜にして獵舟多くの魚を得る事久し、時に道薫しばらくいたみて、身まかりければまた風起り波高うして猶更ら獵もなかりしかば、百太夫といふ人、人形を作りて神の御前なる箱のかたはらに身をひそめ、人形を以て我は道薫なり、尊の御機嫌を窺はん爲参りたりとて、御心をなぐさめける。是よりまた波風靜りて獵もありけるとなり。其後時の帝此事を聞き召され、禁庭の政に出勤すべきよし、勅説有けるゆへ、百太夫都に登りて此儀をつとむ是によつて

大日本者神國故以下慰神慮二者爲諸伎藝首

かくの如き號を下され、諸國諸社の神いさめの事勅免ありしより、胸に箱をかけ人形を以て神をいさめしなり、是傀儡師の始也、百太夫は諸國を巡りて淡州三原郡三條村といふ所にて身まかりけるに、何某の四百

太夫に傀儡師の業を習ひて、此後傀儡のわざをなせり、是淡路座操の權輿なり、右淡路座の操凡四十餘座あり、當時諸國へ聞へて名高きは、上村日向掾を最上とす、往來帶刀御免にして、芝居の表口に『大日本諸藝首』といふ額を懸る。

と、二説そのいふところを異にしてゐるが、傀儡師の出現道程はとに角、上村日向をもつて諸藝の首めとする點は兩説その主張を等しうしてゐる。是非はとにかく文祿年間に擡頭せる操り淨瑠璃と、この傀儡師とに密接なる關係があつた。操り劇の發祥は『音曲道智論』によれば、天正中、薩摩治郎右衛門といふもの、澤角檢校よりつたへて、攝州西の宮より出る傀儡師をかたらひ木偶に仕舞させ、小野於通の淨瑠璃十二段を語りしに始まるといひ、『南水漫遊』によれば、文祿年中監物某と次郎兵衛某とが西の宮の傀儡師を招いて人形を上下幕の間に舞はせしめたのが、演劇過程に入る第一道程であつたといはれる。

兩説各々そのいふところを異にしてゐるが、是非はとにかく當時の劇場は五條橋の南詰にあつた。ここには雲舞・幻術・連飛・輪脫・脱緒・小桶・水操の類や珍禽奇獸、或は矮人、長女なぞの猿樂雜伎が軒並に並んで、一大娛樂世界が現出されてゐた。しかし豊公が伏見城より京師への入洛にさいして偶々その路次に當るところより、その喧騒を見聞せらるるを嫌はれ、その後四條河原に移さるるに至つた。

當時の劇場は『雍州府志』のいへる如く、唯だ踊り舞臺だけを作り、観客は全部芝地に並んで觀物したのであつた。芝居が芝に居ると作るのはこれに起因して起つた稱呼なのであつた。従つて操り道具の如きも亦従つて龜末なもののみが用ひられ、傀儡師は黒幕と山簾とのあはひに人形を舞すのであつた。この上段幕を顔かくしとい

つた。この幕をもつて人形つかひは人形をあやつる姿をかくすところよりかく稱されたのであつた。そは人形の働くにつれて、己の姿をそのままに映すこととなるため、その見苦しさを恥ぢ、黒き頭巾を冠り、黒き衣装をつけ、幕内にあつて人形を上下幕の間より出してあやつるのであつた。當時の人形の衣裳は鎗泥の摺り込み模様女人形は紅裏又は淺黄裏などの鹿悪さをもつて足れりとしたほどであつたから、足附人形なぞあらうはずなく、竹串にさされたデクノボーといふ首ばかりの人形を左手につかひさばくのであつた。

人形の手にもなしたり角頭巾 介 我
氣をつけりや人形の手は人の手ぢや

古き冠附にさうくさされてゐるやうに、首ばかりの土偶坊註に衣衣をつけて、衣物の裾から左手をさし込み、左で右手や裾の裾捌きをするのであつて、これが祕事とされるのは左手の三指で人形の頭を摘み、残つた無名指に小指をかけて左手を操り、人形全體の調子をつけなければならぬ。當然の歸結として遣ひ手の左手が自由に活けば働くほど巧く人形が操られるわけで、巧い拙いは左手の利くか利かぬかによるのであつた。

註。このあやつり人形に胚胎して生れたのが、合點首土偶坊と稱ぶ玩具であつた。合點首といづれも張子造りで竹の串についた首ばかりの人形をいふ。武者あり、下男首あり、俳優あり、美人あり、若衆あり、鬼の首ありいづれも竹串に串れ、裏包にさされて人形屋の店先を賑してゐた。

『六玉川』といふ俳諧の書に、

五月雨や人形もみながてん首

とある。この句意は、恐らくこれ等の人形について言つたのでなく、時は五月であるから五月人形によそへていつたのであらう。しかし元祿時代に操り劇より製作されたデクノボーは、かくて兒童や子女の翫ものとなるに至つた。

『好色一代男』に衣類と首は各別に異ひ、合點首の如し、とあるは、兒女がこのがてん首をもてあそぶ場合、衣服はあるにまかせて、何でもかまはず著せるところより、西鶴をしてかくいはしめたのであつた。

後年大阪に石井飛騨といふ人形遣ひがあらはれ、この見苦ししいデクノボーを改良して、人形に手や足をつけ手足を動かすばかりでなく、眼を働かし、眉をひそめしめるまでの苦心によつて、辛うじて操りの體をなしたのであつた。

衣裳の如きも後年豊竹・竹本兩座對立となり互に絢美を競ひたる結果頗るきらびやかとなり、作者の趣向によつて道具立も立派となるに至つた。従つて詰人形のほかは皆足附の人形となり、出遣註ひのほかは介錯足づかひ立ちかかつて人形を舞はするに至つたので、却つて歌舞伎役者の所作事などより立ち勝つてみえるやうになつた。

註。出遣註ひは辰松八郎兵衛に始まる。由來人形つかひは、上述の如き理由から、幕内にあつて、人形を上下幕の間に出して操つたのであつたが、出遣註ひの場合は上下を著用し、衣桁の如き形せる手摺の近く座をしめ、坐せるまま手すりの上にて人形をつかひさばくのであつた。また淨瑠璃太夫もやはり幕内にあつて淨瑠璃を語るものとされてゐた。出遣註ひの場合、太夫の長き旅興行などの後にて歸參せる折りなぞ、久久の挨拶をかねて、舞臺の端に設けられたる席について語るものとされてゐた。

かく操り劇勃興に寄與した傀儡師の功績は威大なものであつた。しかしこれとは別個に街頭において首かけ人



『好色由来揃ひ』所載 傀儡師

形を首にかけ「首かけ芝居」と稱して、小唄を唄ひつつ人形を廻はし、市中を轉轉して子供相手にしがなひ渡世を営む傀儡師もあつた。

この傀儡師のまたの名を山猫と稱するに至つたのは、彼が懐中より取り出す異様な人形より起つた稱呼で、傀儡師が子供相手に唄つた當初の小唄は『紗紗の衣』といふのであつた。

慶安二年
梅條軒作『よだれかけ』一の巻に

世の過はひはをかききものかな

山又山に山めぐりし

しつたんしつたんと鶏旦の内祝ひして

出たつ紗の衣手も

はるばる來ぬる京の町

うるはしげなる友なひには

あかぬよはひの萬歳樂

うたひて廻す人形の

手ぐつつめける手工の坊主のすくは

欲あづる木綿わんぼうに引かへ

紗の紗の衣を

茶の茶の衣に著かへ
あるひは赤の赤の髪を
あたまに生やし

ちひさき櫛を背負ひ

銅鉗も中にありやなしやと

あやしき奥島のおほひを打ちかぶせ

正面に二つの人形をあやぶり云云

とあつて、同書の末段に、傀儡師と手工の坊の争ひを、放下師の止むる詞に、座の衆も、本末のあきらかなるに非ず、芥川と大井川とは、そくばくの異ひなり。また木工の坊にも非あり、紗の紗の衣をめつちや茶くちやのからかひにしたるも智慧のいたらざる故なるべし。とあつて、「紗々の衣」が傀儡師の唄なることが明かにされてゐるほか、

寛文六年
一雪撰『洗濯物大興』に、

歌でやる蟬はしやしやの衣かな

宗利

延寶八年
刊『塵取』に、

前句 下手のうたひも敷の眞砂地

常矩

附句 君が代はしやしやの衣すゑひさに

常矩

とある如く、『紗紗の衣』は俳諧にまでいそしまれ、江戸人には懐しい名であつた。春雨のそぼふる日など、傀儡師は首かけ人形を操りつつ、此處の家より彼處の家へと子供をめどに移りゆくので、

春雨や樂屋をかふる傀儡師 寶曆齋

と、それを樂屋にみたてて俳諧の取材としたのであつた。

しかし元祿・享保・安永と過ぎて傀儡師の歌にも變化を生じていつた。安永頃になつて傀儡師がいざ人形舞ひにとりかかるとなると、鏗のある聲をいつち張りあげて、朗朗と歌ひ出す唄は、

伊吹山おろしッア不破の關ハンヤ

とざさぬ御代こそめでたけれ

戀しきヤレおもひッア

ふるさと近づき山しろの井出のさと

サンヤばんちはくぐりやうんくぐる

かたく門やはたそがれどきよ

ハア背戸は八重垣大したくぐり

あけてたもればねやとる月や

ハア五郎左衛門がこころうかれて

くるくるやヒヨクリヒヨイヒヨイ

目出度いなア。

なぞと唄ひ、あとは時時の流行唄にかへ、懐中よりおやまか人形（山猫ともいふもの）を取り出し、

こちの子

あつちの子

向ふの子

となりの子もござれ

といひ囃し、人形を態面白くつかひ操るのであつた。此の人形そも馳であるか鼠であるかとよくよく見れば、はて面妖な獣で造つた異形人形、さらに両手に鍼力製の小さい錫蓋様の形體をしたもので、チャンチャンやりながら、

ヤンマンネッコに

カンマンシ。

といひながら、キツキツいふ子供たちを追ひ廻して興じ、人形を首かけ箱の中に納め、アバヨと挨拶し、またアシタと歸つて行く。

かくして文化・文政より嘉永・安政にかけて、街道藝術にいそしみつつあつたが、その後いくばくもなく衰頹の道を辿つてつひに影を隠すに至つた。

この傀儡師は延寶・天和の頃早くも外記節によつて作曲され大いに語らるるに至り、のち江戸半太夫から十寸見河東に傳はつて盛んに唄はれた。これが劇化せらるるに至つたのは『傀儡師髭の門松』で、明和七年の春、江戸市村座に於て大薩摩文太夫、三味線杵屋喜三郎、三代目中村傳九郎の顔揃ひで、朝比奈が投頭巾にて人形廻しの箱をかけ、大磯の虎と曾我十郎の隠れ家に来り、傀儡師の所作事にて大喝采をうけるに至つた。再度の劇化は安永二年七月に於ける江戸中村座の『京人形、後の雛三扇雲井月』で、長唄連中により岩井半四郎が傀儡師に扮して大當りをうけた。かくて寛政元年の一月江戸市村座に於ける『誓文色謂謎』で、富本連中の出語で岩井半四郎が傀儡師に扮した。最後は二代目櫻田治助作『復新三組盃』で、文政七年一月、江戸市村座に於て清元長唄のかけ合にて、坂東三津五郎の傀儡師で大當りをとつた。

河東節によつて盛んに唄はれた傀儡師は、

浮世のさがや傀儡師

くほの出る子の里ひろく

くにくに修業の傀儡師

つれにはぐれて春兩や

がくやをめぐり通るにぞ

塀がまへなる窓のそと

呼びかけられて傀儡師

たちとどまればうるはしく
 女中の聲に傀儡師
 一曲所望とのぞまれて
 言葉の下よりとりあへず
 こゑ悪しけれど箱鼓せきつづみ
 拍子とりどり人形を
 あまた取り出しそれぞれに
 うちひけるこそをかしけれ
 小倉の野邊の一本すすき
 いつか穂に出て窓草や
 つゆがねたまん窓草や
 つもりつもりて足曳の
 山猫の尾の長長と
 ゆふべ向へし花嫁さま
 かまもよく切れ千草もなびけ
 こころよさをなかみさまちや

おらが女房をほむるぢやないが
 物もよくぬひはたもおり
 綾や錦も金襴ドンス
 折折ごとの睦言の
 三人もちし子寶も
 惣領娘は鷹様で
 父の前でもふところ手
 ものもいふても返事せず
 二番むすこはせい高く
 三番むすこはいたづらで
 山にきさかりの六つ七つ
 なかでいとしい乳のあまり
 馬に打ちのせ都の名所
 まはれまはれ風車
 けつこかつこにまり遊ぶ
 花がみに来るよしのござれ

いまはよしの花ざかり
 このおはしたは唄づつ
 そでにまててからだ山
 つひあきらけきあまつ空
 梅ぐもりにけふの日も
 くれはあはやのめでたけれ
 はこの中にぞをさめけれ
 である。この一本杉は蜀山が在世の頃までは又五郎といふ棒つかひも歌つたといふ。

二 野呂松木偶 あやつり劇に胚胎して當時江戸財界の権輿たる十八大通連に翫ばれた野呂松木偶は、寛文年間到大薩摩浄雲の高弟として聞えた和泉太夫が、岡清兵衛の節づけせる金平浄瑠璃をもつて、堺町の浄瑠璃座で興行せるさい、その間狂言としての出し物となつた野呂松木偶といふ木偶つかひが、つかひ初めたるに因んで世人はこれを野呂松木偶と稱するに至つた。

註。金平とは金時なぞと同じく強がりのいひにして、鬼をもとりひしぐ荒事を筋とし、金平節と稱したのであつた。「金平さいごと」のごときは、金平の死後、地獄廻りの條りを巧みに描いてあつたが、その後金平蘇生と作り直して、再び評判を高めた。その浄瑠璃の種類には、「金平法問答」、「金平天狗問答」、「金平兜論」、「金平黒熊」、「金平千人切」、「金

平大酒論」、「金平最後」、「金平化粧問答」、「鎌倉管領結城合戦」、「采女正平庭訓」等で、和泉太夫によつて語らるるや評判となり、諸家諸大名よりまねかれて、勇力に富める浄瑠璃を語つたので、享保十一年貞佐撰の「代々替」に、「親丹波毎日岩を叩きわり。」とあるが如く、人形の損するをも厭はず、人形の首を打割り打ちつぶすをまかまはず、勇み勇んで語つたといふ。従つて金平萬能時代となり、金平木の如きは、近藤助五郎・奥村政信・羽川珍重等によつて盛んにあがれるに至り、小兒の手あすびには金平人形まで製作さるるに至つた。西鶴作「大鑑」に、「肩車に乗て、懐より、具足者たる金平を賜はり、遺すから、切合事して……」などと評判さるるによるも、いかに金平萬能時代であつたかを想像しうる事と思ふ。

『竹豊故事』に、「江戸和太夫座に野呂松木勘兵衛と云し人形遣ひ有、頭平めにして青黒き顔色の賤氣成人形を遣ひて、是をのろま人形と云、のろまは野呂松の略語也。」といはるる如く、當時此の勘兵衛によつて得意として遣はれた野呂松木偶は、いはゆる頭でつかちで平べつたい蒼黒いみすばらしさであつたところから、風采のあがらない人あるひは氣轉のきかぬものの悪口、いひかゆれば魯鈍なる表象語として、のろしぬるしなぞいふところより、野呂間なる語が生ずるに至つたのであつた。とまれそれは奇矯でもあり、滑稽でもあり、洒脱でもあつたので、これが江戸ツ兒の規ひどころとなつて忽ち歡迎さるるに至つた。されば當時の土佐節やその他の浄瑠璃の餘興としては缺くべからざる権輿となるに至り、必ずこの野呂松木偶が顔出しをなさねば觀物が決して納まらなかつたといはるるほど全盛を謳はるるに至り、人氣をいやが上に高めて沸騰點にたつせしむるに至つた。

かくしてこの野呂松木偶がさらに一段の流行をみるに至つたのは天明以降のことであつた。いふところの文



木 偶 使 ひ

化・文政の江戸爛熟期いはゆる大御所様の盛時代には、十八大通や乃至は御藏前の札差、いはゆる旦那衆、または金・銀座の役人衆だちの旦那藝の一つとして、盛んにこれがもてはやさるるに至つた。就中河東の巡講にはどうあつても缺くあたはざる餘興藝であつた。

この流行もいはば機をみるに聴かつた當時の勘兵衛が、じよさいない手段で札差連と密接なる關係を結んでゐたからではあらうが、とにかく當時生粹をもつて鳴る江戸ッ兒とさう自稱しうるほどの者で、河東を口づさみ、野呂松木偶を操つらぬものはまづ皆無だつたといへよう。

かくの如く當時の富豪や金・銀座衆の旦那藝となるに及んで、出遣ひの時などは黒の紗で面體を裹み、服装の如きも贅盡して黒羽二重に唐棧の著つけ、平袴を着用して箔押しの手摺で人形を操つたといふ。

その狂言として傳へらるるものは、『淡路島イワキ』、『鏡トギ』、『唐公家』、『春日モウデ』、『タラ福ナ人』、『福壽萬歳』、『川越座當』、『戀の米ツキ』、『ノリ立カンキ狐』、『イナカ大人』、『大山伏』、『タノキヅカ』、『稽古狐』、『六條新右衛門』、『竹下孫八左衛門』、『花見座當』、『フタリムコ』、『鬼が酒』、『金子三十郎』、『出世の駕カキ』、『三保ノアミ引』、『振舞エンマ』、『スタムコ』、『骨皮』、『新市のイワキ』、『キヨスカワラ』、『ウカレビス』、『悪太郎』、『長持男』、『大法印』、『水鏡』、『ドモリ浪人』、『ジンキ浪人』、『花ツノ地藏』、『タハカリノ井戸』、『三人長者』、『倉間モウデ』、『戀の關守』、『小鍛冶』、『ノシク』、『京内詣』、『栗田口』、『仕方猿』、『猿引三番』等のほかまだいく十番があつた。これ等の狂言に用ひる人形は種種雑多なるものであつて、形體の異なるごとく、人形の名稱も自から異なるのであつた。宗家勘兵衛によつて用ひられた平頭の蒼黒い人形はヨロクといはれ、この外大名・太郎冠者・奴・關内・おあるき。

文字兵衛・恵比壽・大黒・天邪鬼等異數幾十種にわたつてゐた。

三 南京あやつり 南京あやつりは人形雜劇の一種であつて、小さい人形に絲をつけて上より吊り下げ巧みなる絲さばきによつて人形をつかふのであつた。一にこれを絲あやつりなる名稱をもつて呼んでゐた。

この南京なる稱呼は、ものの少さいたとへに用ひられた形容であつた。假令ば南京チ・ボ・南京玉の異名が小さい物の代名として用ひらるる如く、小さい人形を絲であやつるところより南京あやつりと呼稱するに至つたのであつた。

いづれはその名稱の如く支那の南京より長崎を経てもたらされたものであらう。この人形の雜劇が世人の迎合に値ひするに至つたのは、延寶以後のことであつた。『西鶴置土産』四條の事をいへる條に、兩蛙の芝居なる小みせもの、とある。幻術・連飛・輪脱・脱緒・小桶・水操・珍禽・奇獸・矮人・長女・女歌舞伎・野良歌舞伎などに入り混ざつて、四條中島の東門前にこのあやつり座があつたとき、不慮の火災で他の小舎が全部焼失してしまつたが雨蛙と仇名された南京操りの小芝居だけが幸ひ類焼をまぬかれて、たつた一軒角太夫節で蓋をあけつたあつた。ところで雨蛙の名のあるゆゑんは、傀儡師の條にいへる如く、當時の劇場は舞臺のみが設けられ、観客席は露天のまま芝地に葎など敷いて觀劇したのであつた。従つて雨が降つてもさらにいとわず興行したので、觀物は雨傘をさしかけて見物せねばならなかつた。そこで西鶴をして雨蛙の小みせ物とくささしめたのであつた。

『竹豊故事』に、

南京絲操は寛文、延寶の頃よりつかひそめしよし、京都山本角太夫芝居にもつばらつかひしなり。

とあるが如く、山本角太夫一座はこれが爲め毎興行興行成績を高めつつあつた。特にこれが興行價値を高めるに至つたのは、殺害された人物が起死回生の祈禱によつて蘇つたりする玄妙不思議な物語りに富んだ正本が盛んに用ひられたので、當然これが人氣の焦點とならずにはゐなかつた。

關西に於て十分な興行成績を納めた南京操りが天明九年の初めに、江戸下りを思ひ立ち、堺町の淨瑠璃座で操り興行の蓋明けを段どり、豫期以上の好成绩をかちえたので、再び兩國の盛り場を覘ひどころとして再度の興行を營むに至つた。

『放屁論』西國の觀世物の事をいふ條りに、

大魚出づれば大地骨出硝子細工牽絲傀儡、古るきをもつて新らしく田舎道者の目をよろこばしむ。

と、ある外『都の手ぶり』に、「人形のかしらより手足まで、あまたの糸もつけて、うたひものにあはせて、いと引きあやどりつかふを南京あやつりとなづけて、むかしよりここにておこなふ。をさなきものはみなこれに心よせつつ、つどひよるめり」などと評判さるる如く、異常なる人氣を博し、大近松ものの『國性爺合戦』・『難波高臺』・『猿のかるわざ』・『八百屋お七』・『反魂香上之段』・『曾根崎』・『狐釣り』・『船辨慶』・『小野小町道行』・『酒巖童子』または『虎狩』などをかはるかはる出して、

いらつはいらつはいいまが國性爺のはじまりはじまり、相勤めまする太夫一同に出そろひまして始まり始

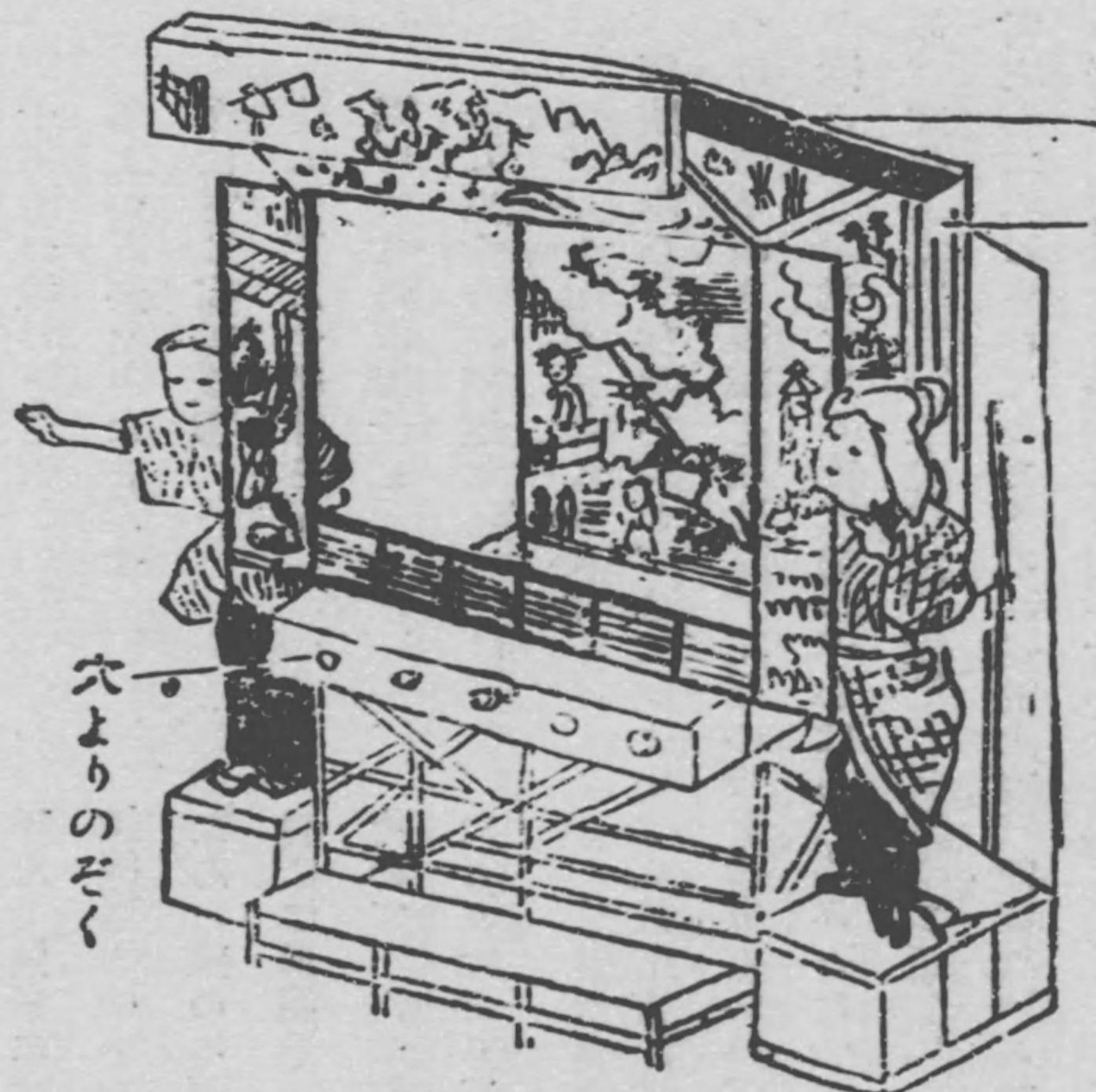
まり。

まことに齒ぎれのよい呼び込み口上にそのかさされて見物はつひ財布のひもをほどくのだった。しかしこれほど久しく命脈を保つて来た南京操りも文化時代に至つてつひに衰頹を辿るに至り、『嬉遊笑覽』に、文化十三年の頃すたれたり。といはるる如く、さしもの盛況も昔をしのぶあはれさを止むるに過ぎなくなつてしまつた。

かく文化の末には廢滅に傾いたのであつたが、その盛時時代の思出になる三番叟や猿のかるわざの如きは『嬉遊笑覽』に、手遊びとしていままのこれり、といはるる如く、往年親しめる絲あやつりをなづかしむためと、一つには三番叟ぐらゐは、自由に操りうるまで通ひつめ會得してゐたので、その後も通で粹がりの民衆だちの遊事としてのこされてゐたのであつた。

かくて一たん衰道を辿るに至つた絲あやつりは、文政初年頃再びぼつぼつ復活し、維新後から明治にかけて結城孫一郎とその一黨及び鳥羽紫蝶の一座などによつて一時はかなり衰道をみなほされたのであつたが、所詮古典的味覺に富み過ぎた感がある爲め、時代の進展にそつてゆけやうはずはなかつた。明治の中期には結城の一黨早くもほろびて、わづかにその殘黨によつて殘喘が保たれ、大阪の文樂座が唯一の操り劇場として古典藝術の保存に吸吸としてゐたが、近く文部省から古典藝術保存の名義で保存費が出さるる事となつた。

四 覗きからくり 操り劇中の機關人形より案出せらるるに至つた覗き機關は、過去の子供の生活圏内にあつて、傀儡師の如く劇的要素をあたへる唯一の存在であつた。



『本朝涼鑑』の涼みの賦に、

覗きからくりの地獄ごくらくの部は、一せんにて善惡をみすれば、一錢千金のあそびの中にきんちきくさり

はいかにみるらん。

かく評判さるるによれば元祿年間にはすでに子供の生活圏内にあつたのであらう、而も地獄極樂のときは賽の河原と並んで、覗きからくりの代表的藝術であつた。占るい冠附の句に、

前句 びいどろの内をこくらくすぎてあめ

附句 黄海や目をふさぎふさぎ

とあれば、この頃よりびいどろの覗きより覗いたものに、餡をくれるしきたりとなつたのであらう。

この覗きからくりの扮装は、袖口の廣い尻きれ布子に、葦摺のきつけときまつてゐた。尻を後にはしよつて、盲目の股引、手拭の姉さん冠り、對の出立ちで、

アアコリヤコリヤエイエイ

キタコリヤコレヤノセー

六よりのぞく

『守貞漫稿』所載 覗きからくり

姿はよ嫌でござる
 十六七の娘のときは
 ちよつと姿をみなさんせ
 布はどこ布越後布
 染めて下んせ紺屋さん
 裾には牡丹唐獅子を
 十五里うちの細道を
 よそといふ字はないわいな

嫌といふてものがしちやおかぬ
 呼んで無理にはひかさんすのよ
 越後盲ちのあたしちやあるが
 なんと染めるぞ母さまへ
 肩には駕籠形
 そめて下んせ紺屋さん
 たどりたどりて来る時は

節附て唄ひ子供をあつめ、さていよいよ『於七吉三膝枕』などの狂言にとりかかるとなると、屋臺の裾にとりつけてある覗き眼鏡を覗せる。正面の板を看板といひ、背は紙張りの箱である。この箱の後上に繪を六・七枚つり附となし、絲をひく度に繪様がかはるしくみとなつてゐる。かくて繪につれ左右兩人各々聲色まさりで科をする。文化・文政時代は大抵天保四枚ぐらゐであつたが、のち八文ぐらゐになつた『守貞漫稿』。この覗き機關の狂言としてのこされてゐたものは、『於七吉三懸膝枕』、『地獄極樂』、『お染久松妹背の門松』、『お半長右衛門桂川戀の橋』、『石川五右衛門釜ヶ淵』等で、新作ものとしては『不如歸』なぞかなり子供に親しみ深いものであつたが、一體エロ味が横溢し過ぎてゐたのでその後廢滅するに至つた。

第七章 文字 畫

文字を畫に描くといへば方今の人は嘘のやうに考へるものがあるかも知れない。しかし文字をもつて繪を畫くことはかなり往古より行はれてゐた。幕政時代にあつて寺小舎通ひのよだれくりが、手習ひの初めの惡戲書といへば、へへののもへじの飄逸なる顔に始まり、やや長じて萬度といふものを畫くことになつてゐた。萬度とのみいつても方今の者には一向謎めてわからないであらうが、これは紙の表に筆で一萬度と書き裏に九と綴るか又目出度クしく等と假名書などにするをいふのであつて、最初は紙の裏に九と綴り書いたのであつたが、クしほのまの字は九の字に見ゆるところより、後にはめでたくのくを書きそへ、めでたくかしくと綴るやうになつたのであつた。かくて惡戲書きも次第に上達し、次にいよいよへまムシ。入道の入道ぶりを畫くことになるのであつた。この入道はへへののもへじの滑稽諧謔なるに反して、あだかも水天狗のそれを想像せしめる儼めしさであつた。

延寶八年刊 『山の井』に、

望月の陰を畫によく似たる哉
 繪に似たるかほやへまムシ。よはの月 立 圃
 かく俳諧化せられるに至つたへまムシ。入道の起原は頗る古く、『遠碧軒隨筆』に所載さるる青蓮院のへまム

シ。入道の如きは、筆者不明といはるるが、葉室大納言が自畫自讀せるへまムシ。入道の如きは、へまムシ。入道中の白眉たるを失はなかつた。

世の中をらくに

へまむしよ入道

あればあるまま

なけりやそのぶん



の如きは、へまムシ。入道中の権輿であるといつても決して誇張の言ではなからう。しかも文字繪の種類は頗る多く、一へまムシ。入道や、へへののもへへの存在に限られてゐたのではなかつた。









寛永十年『鷹筑羽集』に、

余が弱年の頃、或人寄書畫戀といふ題にて狂歌せよといひければ、「尺八の戀慕流し」としらせ「まゐらせ候」を薦僧にして、とよみやりしことありき。

とある。こは飄逸をもつて知らるる文字畫の消息であつた。まゐらせ候をこも僧とは、その奇智の表はれのほども偲ばれてまことに奥深い限りであつた。

寶曆の比はこの文字畫の流行頗る盛大となり、武者などに甲冑を著せた姿を描き、まづ文字にて頭と手足を描き、次に胴を描きそへたいと念入りの文字畫さへ現はるるに至つた。この頃鳥居風の畫の青表紙などに、文字畫を描く事が一種の流行とさへみらるるに至つて、つひに武者畫しの文字畫雙紙さへも刊行さるるに至つた。



| | | |
|--|--|---|
| <p>はんしやう
二歩をつか
は茶す
とさしゆ
堂家様
なるべし</p>  | <p>屋やりのおと
鍋棚(湯か)の陰にたかして、鍋か
ひをかへて汁がこぼれる
山菜のろしも蒸</p>  | <p>えかむ大王</p>  |
| <p>福松茸
松茸やわらびの茸木に
へばりつき 正せ</p>  | <p>かんご天王</p>  | <p>徳利地藏
鹿島の地蔵瓦いんじお</p>  |
| <p>布袋堂
一名エ
いふ</p>  | <p>寶獅子
寶獅子は
いしに
ふに</p>  | <p>かまど吾街</p>  |
| <p>奥次蠟燭</p>  | <p>鎌倉の箱火
火打箱で焼
味噌を焼く人も
尺を見るときに
けやすなり</p>  | <p>石と
り
みとたかみきり
み</p>  |

| | | |
|---|--|--|
| <p>条の平内弁術</p>  | <p>五人一塵</p>  | <p>通人</p>  |
| <p>脇押し</p>  | <p>地鯉鮎</p>  | <p>布袋の後向</p>  |
| <p>六根様々</p>  | <p>こやす貝
ふたりの娘に對の節</p>  | <p>ふく大黒</p>  |
| <p>へん神さま
なまくり刃打りの天神
御神體</p>  | <p>はさみ松魚
相州の住
字宗するに松魚の
録は松魚の刺身
の地口か尾に
つたれは
すき松魚なる
べし</p>  | <p>うそちどり
(二名燗まり)</p>  |

由來、文字畫の特徴として一箇一箇の文字畫に必ず飄逸と輕妙と洒脫さが遺憾なく描きつくされてゐた爲め、世人の迎合に値ひするに至つたのであつた。假令ば蚯蚓ののらくらとノタクリし字を作り、蝸牛の角をかくして字を作る。すべてこれ蝌蚪の文字の出來ぞくない、原字と繪と一體分身のゆゑである。

片足はやつし候 小田の雁 其角
燕や瀧に梵字の身のひねり 嵐雪

かく俳諧化された其角や嵐雪の句によつてその消息を知れば、いかに文字畫が當時代の世人に迎合に値ひしたかを想像しうるであらう。と同時に文字畫そのものが文字の化物の如くに考へられてゐたかを想倒しうる事と思ふ。されば一度これに觸れこれを觀るほどのものは抱腹絶倒しないものはなかつた。京傳の筆法を藉りていへば、詩はもと畫の陰芝居であり、畫は詩の壬生狂言であり、詩は聲をもつて形をみせるものであるが、畫は形をもつて聲を聞かしむるものであつた。形なければ聲あるはずなく、されば文字畫は影と形とを兼ねそなへたるものといひうるのであつた。

第八章 影人形

影人形とは指尖の屈伸にたいし紙などを剪つてその補ひとなし、燈火をかりて障子や壁・唐紙等に、鳥さし・犬の首・狐の面さては影法師の踊り・鳥の羽ばたき等を交互に映し、喫驚・哄笑さまざまの感興を催さしむる戯れをいふ。元祿前後には酒間のもてあそびとして粹き好みの通人だちに行はれた結果、その頃の寄世などで盛んに興行さるるに至つた。

延寶八年『洛陽集』に、

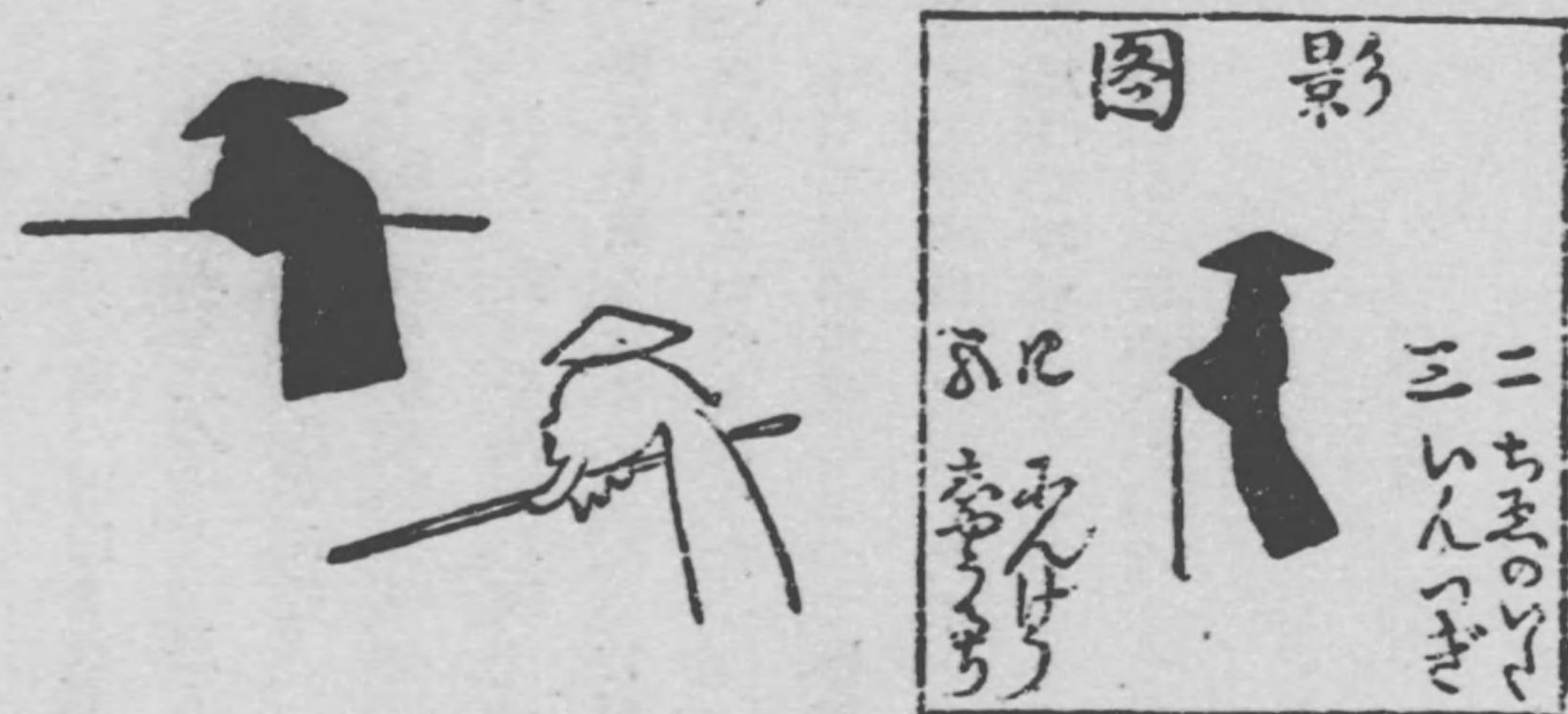
春の夜や影人形のはつ芝居

この影人形が單に犬の首や狐の面を映すぐらゐの拙劣なものであれば、あへて影人形と標題してこの一稿を遊戯史の中に加はへる必要はないのであるが、恐らく鳥さしの如く滑稽にして、洒脫をきはめた輕妙な影人形はおそらく未知のものに異ひないとの考へから、ここに影人形中の白眉たるに恥ない鳥さしを紹介することとした。鳥さしの影繪を障子なり壁なりに映すにさいして、まづ三角形に切りぬいた白紙を手の甲に貼り、背後の光線



を借りて障子に映し、影繪を操りつつ、節面白く鳥さしの唄を歌ふ。

むこの岸へはしり寄つて
あし原の中をわけ見たれば
やんまがら、とんがら(註。どんがらはこんがらの誤りなり)
ひは、ぬか、めじろ
十内雀美濃あたりにて鶴に、ほつとときす
チユク チユツ チユク チユツと
ゆてさいづるを
ふるきもちをしていてとつて
ああたらしきもちを腰から出して
くるくるまきつけて
くるくるとまきつけて
子供やかましいふな
子供やかましいふな
あの鳥をさいてみしよ



あの鳥をさいてみしよ
ちよいとさいてひつとつた
シャンリシャンリシャンリ。

と唄ひつ操る。この影繪唄は天明九年に刊行された『新造圖彙』に所載されてゐるのと同種類のものであらう。寶曆九年印本、百合舎芝在撰の『暗夜訓蒙圖彙』に、路長の鳥さしの繪が所載されてゐる。此の俳書は吉原を訓蒙圖にみたてたもので、巻中に、慶子お中富路考等の俳吟が所載され、印の中に東籬の名がみえてゐるから、菊之丞の描いたものであらう。なほ寶曆十三年文粹堂刊行の『諸藝雙六』にも、此の影繪が所載されてゐるのをみると、延寶以降、時流にそつて逐次盛大となり、元祿時代に至り極盛期に達したのであらう。

元祿十二年「西鶴置土産」五、道頓堀に、茶屋の場

時に亭主がいづれをも呼び立て、ひとりひとり見るまでもなし、好々に埒の明く事がござると、内證の納戸の口をみせけるに、よろづの張り紙有、まづ今宵の十日戒、日待山ぶしのお札、やみ目の薬、はしら曆、その次に地芝居、子供さだめ、それより陰子の事をかやうかやうの宿々へ、それに付たる若いものが、番付をつかわし置き、かかる折ふし、物好きによばす

ためとてをかし、

とあつて、申重の面白き技藝などを一つ書きとせる次に、

- 一 松風琴之丞十七、影人形よくつかひ申候、此の外口から水を吹き出し、壁に文字を移し申候、品玉鹽の
谷長次まさりに候。

と、ある如く影人形を巧みに操り映して人氣を蒐めつつあつた美男の變童松風琴之丞が、西鶴によつて評判されてゐる。此の影法師を障子に映す指尖の戯れも、一層巧妙なものになると、繪草紙のお化け人形をきりぬいて裏表を貼り合せ、これを竹串にさして蠟燭の火を人形の後からさしかけ、障子に映して魎魅魍魎を踊らせるといふあくどいのもあつた。

かくて享和年間に至つて影繪は一層高潮にたつし、エキマン鏡と稱する眼鏡を種とし硝子影繪を映し、盛んに寄世などに出て興行したことが『百戲述略』に記録されてゐるから、この時代が影繪の最高潮にたつた時代だつたのであらう。

第九章 花 火

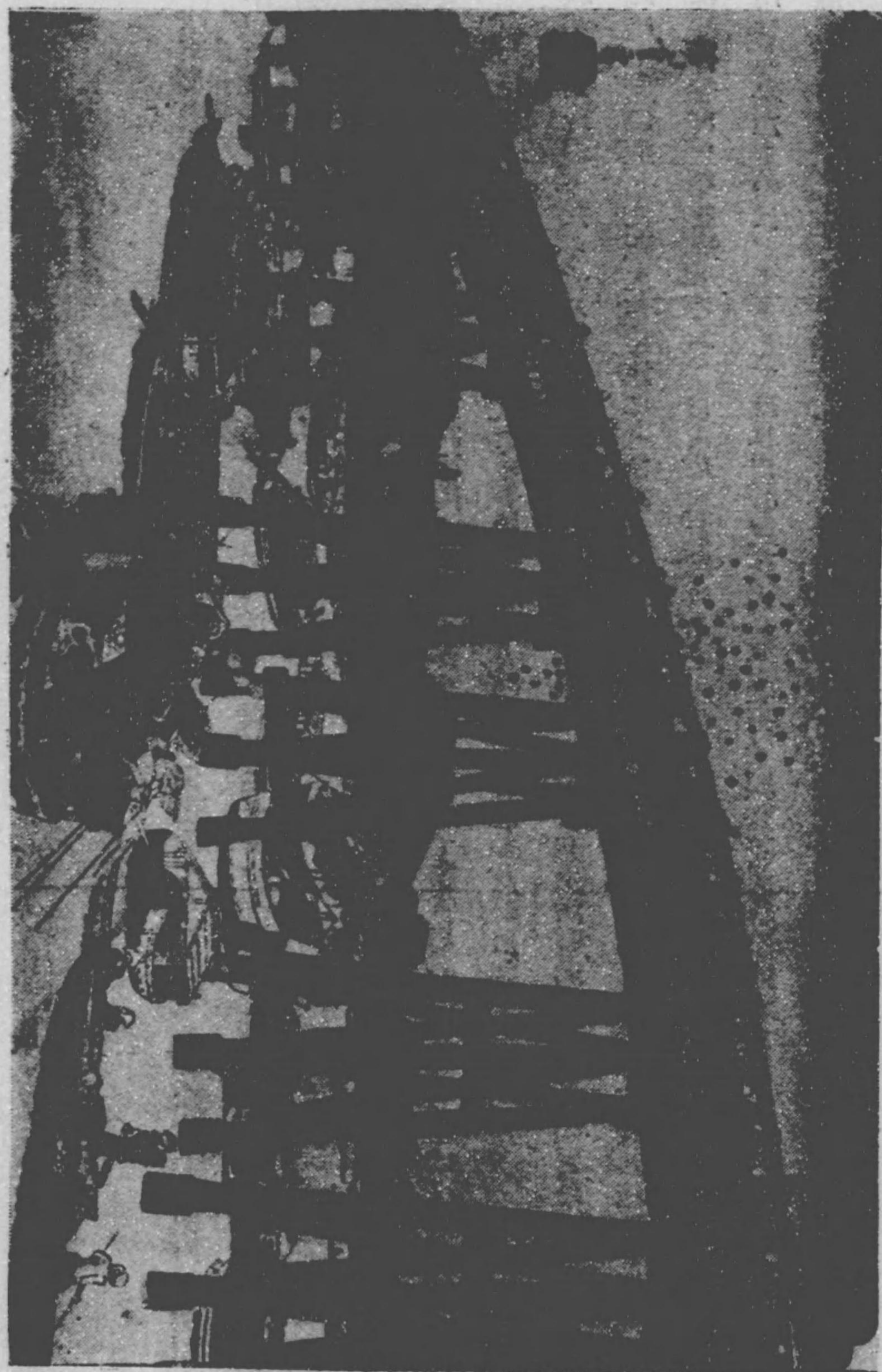
花火は支那の古代にあつた狼煙の一種で、いはゆる花火の出現は火薬の創見された十三世紀の末葉頃とみるが妥當なのであらう。かくてイタリーのフロレンスに於て發明され、フランスを経てイギリス又はドイツ等に傳來したのは西紀一五〇〇年頃であつた。

日本に花火が傳來したのは文龜年間に和蘭より鐵砲の傳來せる以後のことだ。『本草綱目』に、煙火師・煙術師などとみゆるのを以てみると、當時専門の火術家が生じ、従つて觀賞用の花火の如きは弓馬・劍撃に匆忙を極めつつあつた武人の顧みるところとならず、一般世人の遊びとなつたのに過ぎなかつた。

これが徳川氏のもたらせる泰平の餘徳になづんで、市民が致富的生活の向上をみる頃となり、花火屋茂左衛門が新たに工風創造した花火が時流にそひ漸次一般的となるに至つた。しかし當時の花火は極めて幼稚なもので、僅かに葭の管に火薬を煉りこみ、口火に火を點けると、星が飛んで出るといふしくみであつた。されば兒女用として用ひられたものは、主として玩具用の鼠花火・手牡丹・線香花火等に過ぎなかつた。

『俳諧懷中』

見物もなびくすすきの花火かな 重 長



運送塔 運送塔の花火

『到來集』 牡丹一枝到來して、

花火ならで手牡丹となる眺めかな

伊勢三林

『洛陽集』

| | |
|----------------|-----|
| 奥方や花火線香せめて秋 | 梅水軒 |
| 鼠火や竹に生るる春の風 | 嘉辰 |
| 手牡丹や韓湘笑てたちまち花 | 千春 |
| すすき萩流星もみちみだるめり | 有知 |

『續山井』

盆に牡丹みる花火もや仙の術 如 貞

かく寛文以降當時の俳人によつて俳諧の取材として採り入れらるるやうになつた花火は、いづれも兒戲のもののみであつて大花火は全然皆無だつた。しかしその後花火屋與左衛門によつて發明された打揚用の小花火より漸次進境に向ひ、萬治年間には可成り大造の打揚ものが遊観用として用ひられたものとみえ、「萬治二年己亥六月二十日、町中ニテ花火一切仕間敷候、但し大川口ニテハ格別ノ事。」と町觸れを以て花火を嚴禁された。而も寛文七年幕府御買ひ上げの花火の中には、からくり笠（九本代銀九十目）、大丸挑灯臺（代一匁七分）、中丸挑灯（六本代十一匁四分）、同小五十（代二十五匁）、南茅場町賣主次郎兵衛請取申銀子の事、金銀一匁八百七十七匁、右是の未の七月御花火御買物の代也、御花火百六十五本、大からくり五本被仰候につき、右諸色買調ひ花火屋與左

衛門に相渡申候云々、同八年銀二ノ八百八匁三分右是は申七月兩度御花火御用之御買物代銀なり、御花火二百五十本大からくり八本云々とあれば、當時すでに打揚用の花火が民衆娯樂用として發達しつつあつたのを否定しえないと思ふ。當時いまだ兩國の川開きは年中行事とはならなかつたが、例年の好例として納涼期間中屋形船を泛べ豪華を誇る江戸の商人は花火船に金をあたへて、一發一兩の手筒を盛んに打揚げさせた。

『五元集』に、

鵜さばきや逆櫓もやるや花火賣

一兩が花火間もなき光り哉

其 角

と、其角によつてかく描寫された如く、花火は後世兩國界限の茶屋・料理屋連中が當夜の費用一切を負擔したのとは異つて、富貴な江戸の町人が豪盛を誇るあらはれであつた。當時の打揚花火は『紫の一本』によれば、垂れ柳・大櫻・天下太平・流星・玉火・手ばたん・蝶・車火のほか大からくり・挑灯・立傘等と花火の名が書き連ねてあるのをみると、煙火術もこの頃かなり發達してゐたのであらう。

その後元祿以後漸く華美の傾向となるにつれて、花火師の技倆も一段の冴えをみせ、次第に妙味を究めて異常の豪華を競ふやうになり、かくて享保二年兩國の川開きが開始された以後層一層盛大となり、遂ひに打揚玉の妙味は日本獨得の發達をなして、獨り江戸の花とその名を謳はれただけでなく世界的となるに至つた。

此の人数舟なればこそ涼しかれ

其 角

河御座の涼しくもあり今日の秋

藤 昌

此人数舟なればこそ涼みかな
千人が手を欄干やはしすすみ
このあたり目にみゆるものみな涼し

其 角

其 角

芭 蕉

其角や芭蕉・藤昌等によつてかく俳諧化された兩國に於ける納涼は舊幕時代に於いて例年五月二十八日に始まり、八月二十八日に終つた。五月二十八日を以て川開となし、大花火の催しが行はれ、自後の納涼期間中に兩三回これを續行し、その費用一切は江戸の宿船乃至は兩國橋附近の茶屋茶屋が負擔する事になつてゐた。

註。兩國橋は淺草川(隅田川)と本所元町(舊名)の間に架されてゐる。元祿時代に橋脚九十六間と稱された。橋の兩

側に番屋を据えて是を守らしめた。萬治二年桂昌院の發願により徳川幕府が新たに橋奉行芝山・坪内の兩士に命じて

架橋せしめ、これを稱して大橋といつたのは、その橋形宛も扇の開ける形状に象どれるによるといはれる。これを兩

國橋と稱するに至つたのは、往昔此の川を以て武藏と下總の國境とせしより兩國橋と呼べるに至つたのであつた。

しかし貞享三年三月利根川を以て新たに武藏・下總の境界と改められたが、橋名はそのまま永續して兩國橋と呼ばれ

現在に至つた。舊幕時代三都唯一の盛り場として兩國は雜閣股賑を極めたが、就中例年の行事たる納涼は五月二十八

日に始まり八月二十八日に終る。此の期間中陸は觀場所せきばかりであつて、その招牌は扁額として風に翻り、兩岸

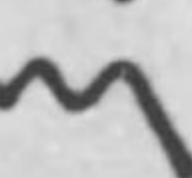
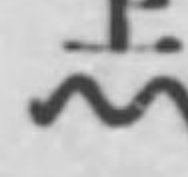
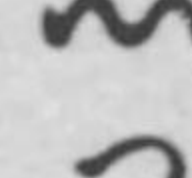
の飛樓高閣は江に臨み、水邊に床几をすえ、提灯を連ね、樓船小舟水面を覆ひ、かくして絃歌狂舞の限りを盡してそ

の合間合間に花火を打揚て興をひとしほ深からしむるのであつた。

いまその當時の記録によつて、その盛大なる納涼の状態をみると、當夜兩國橋の上御藏前の邊より下は三股を

限り、深川口・新川口を中央にかけならべた船数は数千艘の夥しさで、両河岸はいふまでもなく、塀も木も屋根も蟻の這ふべき隙もなく人をもつて埋め盡され、茶店の捨の灯影は千歩に映じて宛も暗なき國の心地であり、樓船挑灯は波に輝いて金龍ために影を翻すかと怪しまれ、絃歌一時に湧いて行雲も爲めに動かす、忽ち疾風雷霆の叫びありとみて首をあぐれば、煙花は空中に煥發して雲の如く霞の如く月の如く星の如く、魚鱗のひるがへるが如く風の舞へるが如くであつて、千態萬狀、神まひ魂うばはるといふ形容に價ひするのであつた。凡そ此所に一夕を涼をいゝるほどの者は貴となく賤となく一刻千金の費へをさらに惜しまざる人人によつて、大花火の合間合間には其角のいへる如く、大枚壹兩の花火を続け打たせてその豪華なるを誇りとしたのであつた。

降つて文化・文政のいはゆる江戸文化の爛熟時代となるに及んで、花火の興業はその極盛期に達し、花火に對する工夫また一段の進境をみせ、眞に昇る流星、星降るの鮮やかな打揚玉が打揚らるるやうになり、まさに玉や鍵やの黄金時代の現出となつた。

當時兩國八景を唄ひこんだうたいよぶしには、これは兩國さかりばのなよせ、はなし講しやく、上りや、上萬作をどりにこどもしばぬや、あやつりにんぎやう、かるわざじや、小どもしん内、たまぞろひ、やうきう、ちや見せに、花火見ぶね、つづいてかけしはる、さつてもにぎおふたすは江戸の花下略。と江戸の民衆娯樂がよみこまれてる中に花火の名もやはりあつた。

花火 花火

ねすみ、手牡丹、てんぐるま

線香花火や

花火 花火

と、この頃新たに江戸の景物の一つとなつた花火賣りが、子供相手に玩具花火を賣り歩くやうになつた。

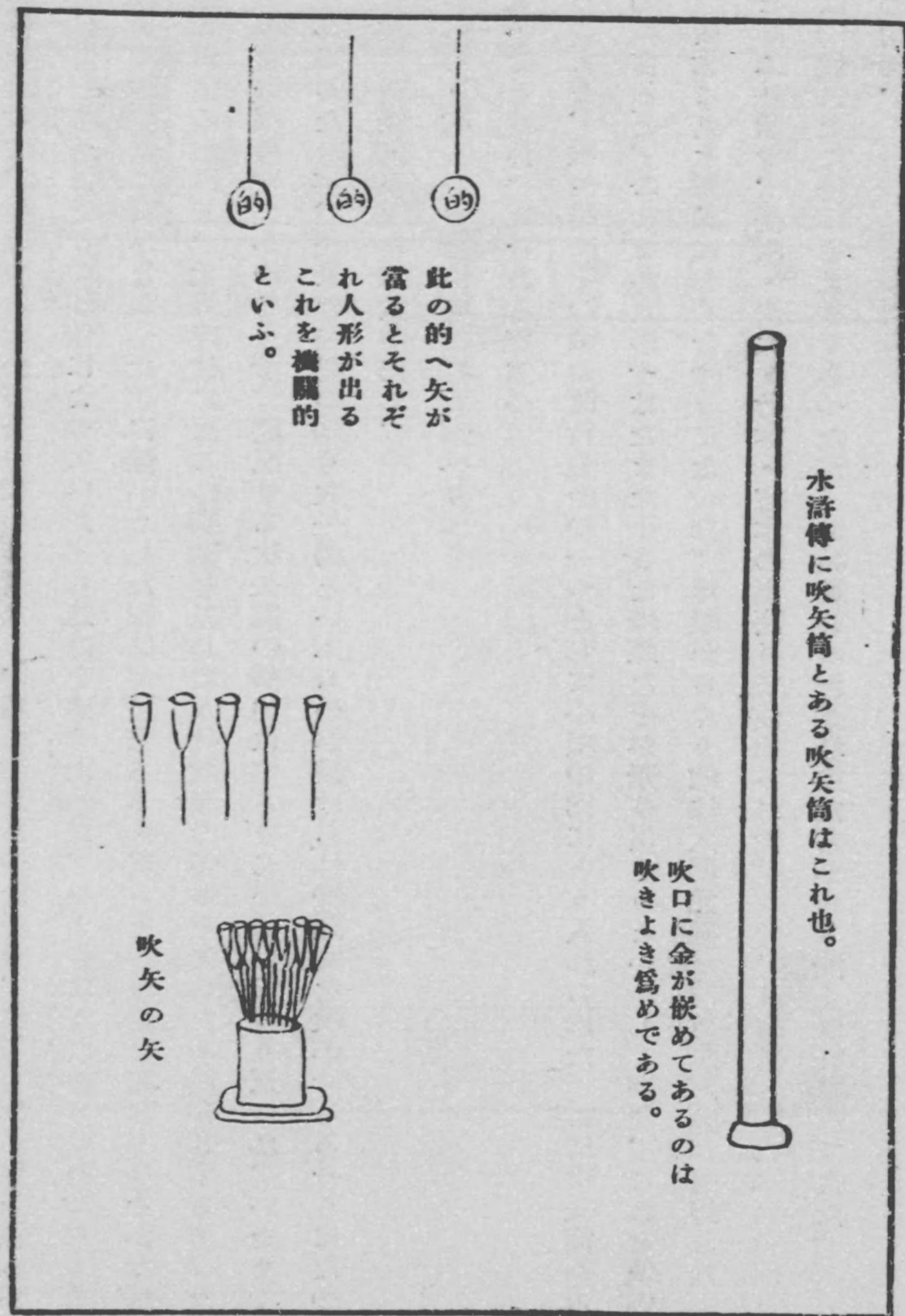
かくて日本獨得の發達をみた打揚玉の妙味は獨り江戸の花とその名を謳はるるに止まらず、世界に冠絶するに至り、さらに歐洲に於いて創案されたスタマインの連發をとり入れて一新起原を劃するやうになつた。

第十章 吹 矢

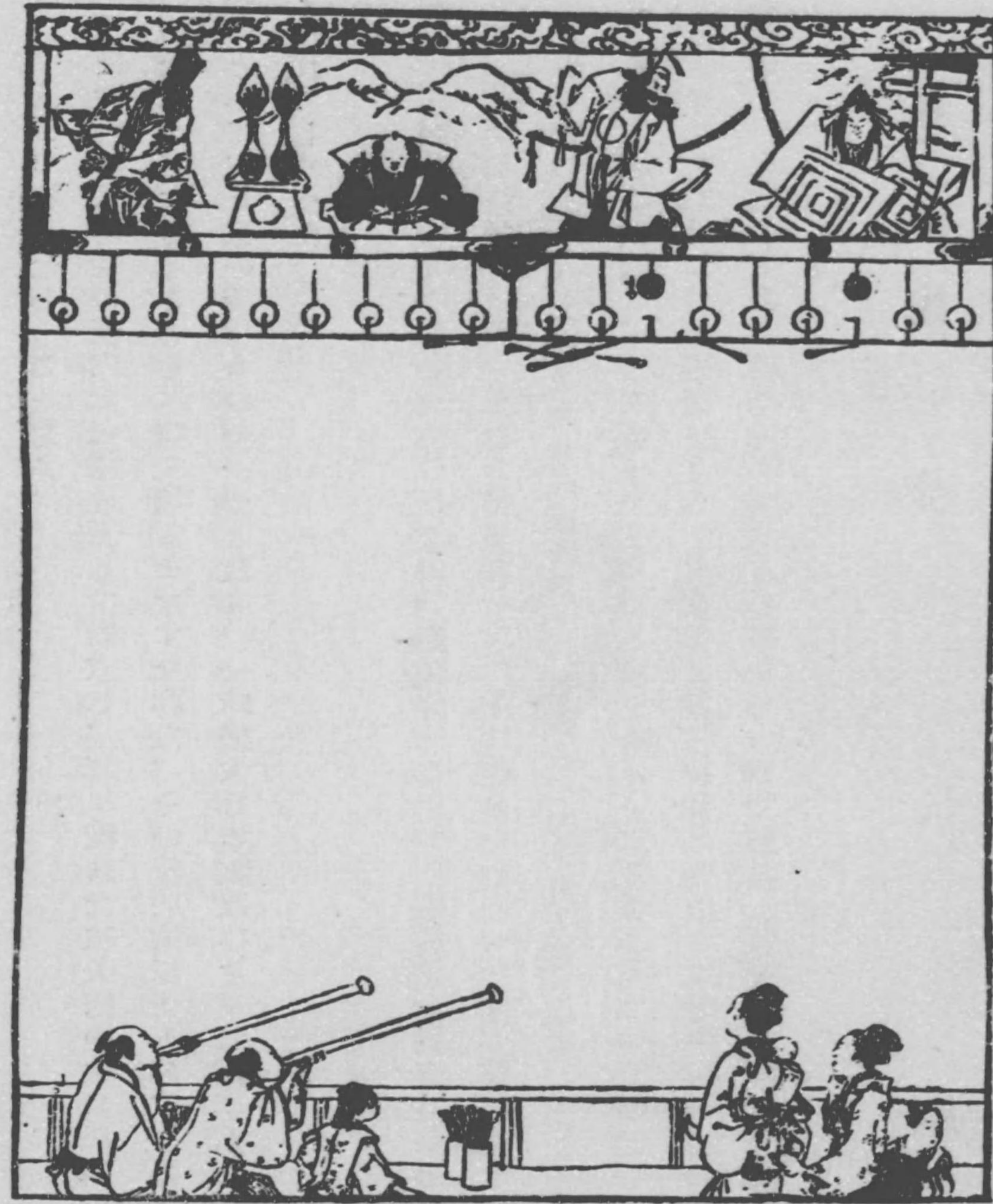
吹矢は『水滸傳』に、吹矢筒とある如く、筒に矢を入れて吹き出す遊具で、山東京傳作『吹矢的』には、「吹矢の吹筒は、たとへば人の氣の如く長きもあれば短きもあり、兎角人はこの筒の氣が長ければ、心の矢、思ふ的へあたらず」と筒と氣と矢と心とがほんたうに合致しなければ、決して思ふ的にあたらぬといはれてゐる。吹筒を作るには直ぐなる女竹を選んで、入念に節をぬき寸を定め吹口をとりつける。吹き口には堅木ものがよく、棒乃至は椶材もしくは象牙・馬骨等がよいといはれ、吹口の内には薄金を張る。これは口あたりのいいためであつた。長さは大抵三・四尺を最長とし、子供遊びには尺か尺五寸位をもつて定尺とする。とにかく吹筒が長ければ長いほど矢飛びの調子が整ひ、間敷も亦遠く飛ぶわけで、矢先の規ひも亦従つて正確なわけである。

矢は猛宗竹を細かに割つて尖きを鋭くもとをやや太めに圓く削り、もとを小刀の尖で少し割り、ここに厚目の紙を挟んで圖の様に捲く。この矢を吹き口より挿し込み、口にあてて巧みに吹くと、矢が素晴らしい速さで飛んで出る。

吹矢も上手になると五間・十間を距てて雀や鴿ぐらゐ射落すのはさして難易の技ではない。されば舊幕時代には徳川家に奉仕してゐたお鳥組の衆は、鳥さしと竝んで吹矢をもつて鷹の餌になる小鳥をとつて歩るいた。しか



山東京傳作『吹矢的』所載 機關的



『吹矢の的』所載 からくり的

し五代將軍の治世は、いはゆる大公方公の殺生禁斷なる御觸れ出があつたので、吹矢を翫ぶ吹矢獵も亦したがつて嚴禁されてしまつた。この制禁によつてひたすら迷惑を感じたのは、ひとりよだれくりのみでなくまさに吹矢黨の大傷事であつたに異ひなかつた。自體かうした制禁が發布さるれば、その制禁を犯してひそかな快を貪るといふ密獵者が出るわけで、元祿時代にはこの制禁を犯して永代所領の領地を失つた不所存者すらあつた。さうした制禁も綱吉の歿後いつかゆるんで、隠忍せる吹矢黨の勢力はすさまじい勢ひで盛り返され、いまままで單なる遊事に供されてゐたのが、後世の矢場の如く吹矢場といふものが設けられ機關的を吹かせるやうになつた。

『松の葉』四條河原涼み八景の内に、

からくり的 おやまか鬼に打ちかへり

鬼かほとけか なむあみだぶつ

とあるごとく、吹矢場はその頃の流行もの一つとして小唄の内にとり入れられた。こは吹矢筒から吹き出した矢が的に當ると、おやまか人形やはたまた小さな蝶蝶などが飛び出さうといふしくみで、これを傀儡的と呼んでゐた。後世これを舞踊にしくむやうになつた。地唄からくり的是天明元年、河竹默阿彌が書卸した『柳風吹矢絲織』といふ外題で、長唄・清元・竹本・富本の出語りで演出された。

以上は一般世上に於ける世相であつたが、お城勤めのお茶坊主たちからも酷く愛好されてゐた。達吏の句に、

吹矢筒下げて 非番の茶番衆

とあれば、もつて證となしうると思ふ。
文化・文政時代には神明の境内で矢場と互して對立し、紅に穢れた吹矢筒の吹口に慕ひよつた浮氣者もあつたが、神明の繁昌がすたるとともに吹矢場もまたすたれた。その後明治二十五年、矢場・玉ころがし等と共に民衆娛樂の一として、東京の流行ものの一つとなり、一時盛大なる賑はひを呈した事があつたが、二・三年してたちまちすたれてしまつた。

第十一章 獨 樂

一 錢獨樂 特異なる元祿文化の所産になる錢獨樂はいはば玩具と遊戯との仲間をゆくもので、奢侈に富み粹でそして通人がつた江戸ッ兒の歡迎をうけ、異常な人氣と喝采をもつて迎へらるるに至つた。

いふところの錢獨樂は奇人として聞えた香山梅之助といふ人の創案になるものであつた。

彼はある時徒然のあまり文錢を六枚乃至七枚・八枚あるひは十枚と重ね繋ぎ、中央の錢穴に筆の軸を通し、これを心棒とし回轉の軸を設け、それに絲を捲いて、拳に勢をつけ、いつきに絲を引き放したところ、いかにも風情なごやかに絲についてまはつたので、これに錢獨樂と名づけ、錢獨樂の爲めに『新玉櫛笥』といふ一文を草した。

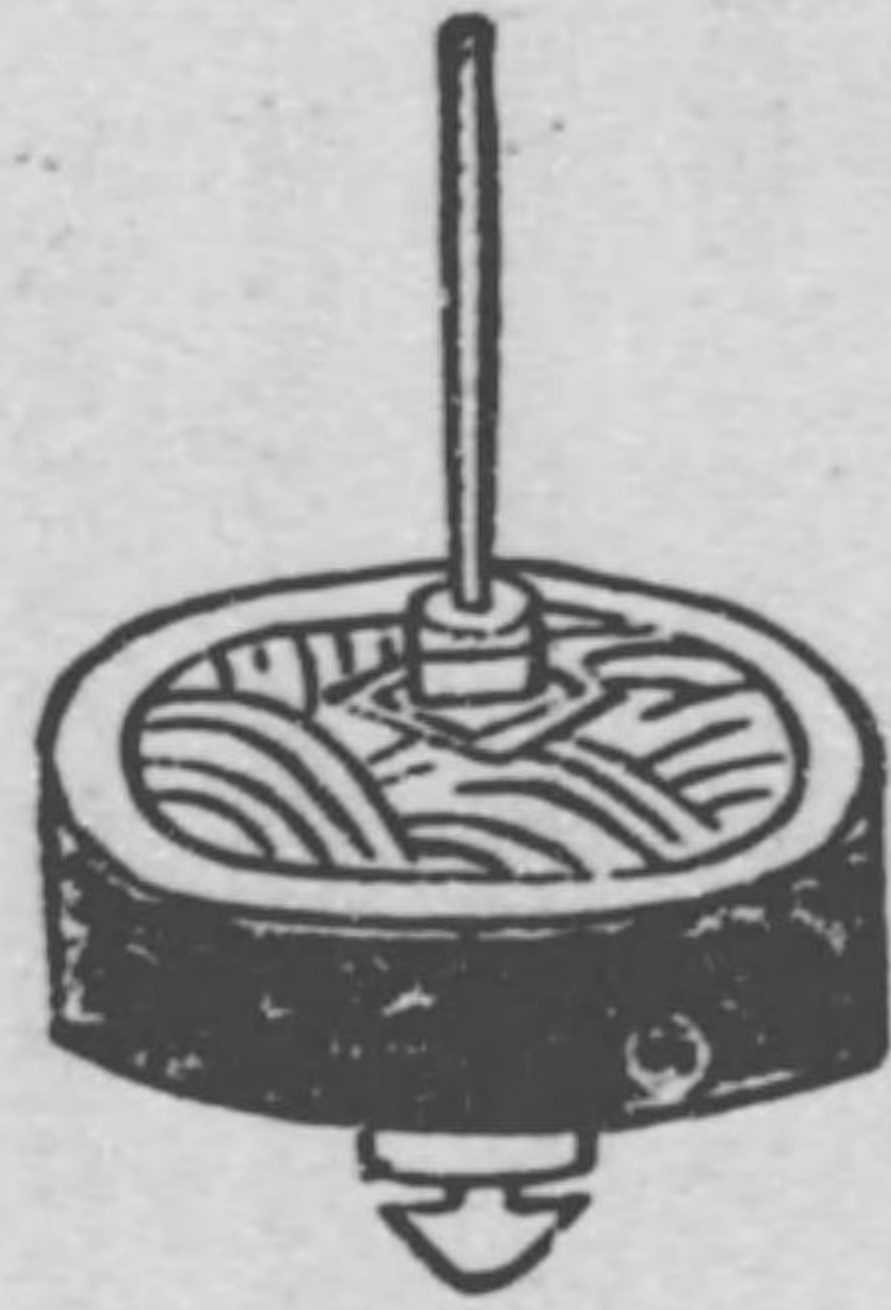
寶永十六年印本 『新玉櫛笥』三の卷に、

獨樂よ汝時を得たり、綾錦唐織古金襴の衣服きらびやかに著こなし、眞紅紫の組絲を帯とし、猩猩皮羅紗の蒲團の上に、象牙玳瑁の杖をつき、金殿を鏤つる下駄をはき、一曲の舞ひに錦の袂を翻せば、滿座頤を解いて悦びの聲を發し、珍客をもてなすの第一とす。此の舞ひの日にそひて蔓り、洛中の男女貴賤をいはず、定業を疎かにし、公用をかきてまでも、汝が舞ひぶりの久しからん事を願ひ、汝が藝の他に勝らん事を思ふ事

色を好むがごとく、妓女を仕立つるがごとし、五節の舞ひ、霓裳の曲、すががき、永代橋、何くれの曲に長じたるものは秘藏し賞美せられて、時代時繪の箱の中に、酒打綿羽紵羅紙の茵を敷いて眠り、青銅烏目の幻な名を削り助六といひ、文七と名乗り、柏崎と呼ばれ、松風と號しぬ云云。

文七や隣の緒きつて花二寸

とある。ここに助六とあるは當代の人士によつて盛んに唄はれた一中節の『助六道行の一段』であつて、此の一段を語るうち舞ひ續くるところより獨樂名となつたのであつた。文七も亦同断である。更に柏崎は當時の通人



錢獨樂

に汎ねく知られた謡曲の名で、松風は錢獨樂の回轉に依つて生じる風箏よりかく名附らるるに至つたのであつた。ただしすががき永代の曲に通じとあるは、すががきを數遍弾く間も、錢獨樂が舞ひやまさるによつてかく形容せられたのであつた。また永代橋とあるは當時盛んに愛誦された小唄であつた。

元祿十五年 印本 『松の葉』の三の巻に、

永代橋願ひもいとどかけまくも 露おしからぬみちおくの

深きなさをくみあげて 南無や大師の觀世音

枯たる木にも花咲せ 今の若い浮氣もしやれ

風がさそはばなるまいに まだ夜もふかにさりとは

きぬぎぬせろく船むかひ 箸折くべし酒の燗

猫のあらせし座禪豆

つげてただよふ村鳥

かへるつらさにまたのこけんと神かけて

まだ見ゆる今戸橋

おしきなだもつつがなく

永代橋にぞつき給ふ

月は待乳のこがくれに

ひふみよをこめて

ししむかふ島さきおごりあり

いそぐ心はなけれども

とあるのがそれで、やはり唄の終るまで錢獨樂が舞ひつづけるところより永代橋といはれたのであらう。又、

賣永、正徳 『諸分床軍談』の五の巻大阪新町のことをいふくだりに、

勘七太鼓持ち紙入よりはした錢を出し、金入の煙草入りたちて、さつそく錢にて車をこしらへ、奥座敷へもつてまゐりて、禿をまねき、此の車は京では錢獨樂といひ、江戸では錢車といふ。いまだここへはここは大坂をいふ今が初めてちや、女郎さまがたに、かうよりをかけてから、まはしておめにかきや、此の舞ふうちに三味線なら、すががき三遍を弾く間、淨瑠璃ならば道行ひとつかたる間たしかにまうてゐるほどに、おなぐさみにしてごろうじませい。

とあるほか享保三年正月『若緑勢會我』に二代目團十郎が外郎賣に扮せる折りの白の中に「先一チりふあがつてごろうじませい。さるによつてしたのまける事が、錢獨樂がはだしでにげる云云」とあれば、元祿以降享保年間頃までは盛大なる遊戯的生命を持續しつつあつたのであらう。その後次第に勢力を失つたが文政・天保頃ま